

米原市総合計画 後期基本計画 (案)

平成 24 年 3 月



目次

I	後期基本計画の策定に当たって.....	1
1	計画策定の趣旨.....	1
2	総合計画の構成および期間.....	2
II	踏まえるべき動向.....	3
1	社会・経済の動向.....	3
III	後期基本計画における基本的な方針.....	5
1	後期基本計画における基本的な考え方.....	5
2	施策の体系.....	6
IV	後期基本計画.....	7
第1章	誇りといきがいと笑顔で紡ぐ心豊かなまち.....	7
第1節	地域を誇る米原っ子が育つまちをつくる.....	8
第2節	誰もが文化・芸術・スポーツを楽しみ健やかに暮らせるまちをつくる.....	11
第3節	人生を豊かにする学びを活かせるまちをつくる.....	14
第4節	一人ひとりが尊重され平和を大切にするまちをつくる.....	17
第2章	市民の絆で築く心と体の健康なまち.....	21
第1節	健やかに安心して暮らせるまちをつくる.....	22
第2節	親子の絆が育まれるまちをつくる.....	25
第3節	高齢者や障がいのある人がいきいきと元気に暮らせるまちをつくる.....	28
第4節	地域の支え合いで安心して暮らせるまちをつくる.....	31
第3章	田舎都市が魅せるいやしのまち.....	35
第1節	ホテルが輝き続けるまちをつくる.....	36
第2節	自然と共生するまちをつくる.....	38
第3節	美しい風景を守り維持するまちをつくる.....	40
第4節	資源やエネルギーが循環する持続可能なまちをつくる.....	42
第4章	災害に強く生活が便利なほっとするまち.....	45
第1節	地域の絆で災害に強いまちをつくる.....	46
第2節	市民の安全が守られるまちをつくる.....	49
第3節	安全で快適な交通体系の整ったまちをつくる.....	52
第4節	情報通信網を活用し地域の安心をつなぐまちをつくる.....	54
第5章	地の利を活かしたにぎわいのまち.....	57
第1節	元気あふれる産業を生み出すまちをつくる.....	58
第2節	有効な土地利用によりにぎわいのあるまちをつくる.....	61
第3節	体験交流型観光により人がにぎわう魅力あるまちをつくる.....	63

第4節 いつまでも住み続けたい水源の里まいばらをつくる	67
政策実現のための都市経営	69
1 市民主権による都市経営（協働のまちづくり推進）	70
2 顔の見える都市経営（情報の共有）	73
3 次代に引き継ぐための都市経営（行財政改革の推進）	75
新まちの体力アップ戦略	79
資 料 編	89
I 基本構想	90
I-1 まちの憲法 ～米原市自治基本条例～	90
I-2 計画の策定に当たって	92
I-3 基本構想	103
II 後期基本計画策定の経過	109
III 諮問	111
IV 答申	111
V 米原市総合計画審議会条例	113
VI 米原市総合計画審議会委員名簿	114
VII 米原市総合計画後期基本計画策定組織体系図	115
VIII 分野別計画	116
IX 市民意識調査の抜粋	122
用語説明・解説	128

※印のついた語句については、巻末に用語説明を掲載しています。

I 後期基本計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

本市では、平成19年9月に、まちの憲法である米原市自治基本条例^{*}の理念に基づき、市民、地域、事業者等および市との協働^{*}によるまちづくりを進めるための指針として、米原市総合計画を策定しました。

この総合計画では、米原市のまちづくりの理念¹に基づき、10年後の米原市をどのように実現していくかという目標を基本構想の中で描き、更に前期の5年間において、基本構想に示された目標に到達するための施策を前期基本計画の中で明らかにして、取組を進めてきました。

少子・高齢化の進行とこれに伴う人口減少が進む中、長引く不況による経済・雇用状況の悪化、東日本大震災による安心・安全への関心の高まり、更には住民参加によるまちづくりの広がりなど米原市を取り巻く状況は変化しています。また、市民の活動範囲の広がりによる市域を越えた行政需要の増加や、高度化および多様化する市民ニーズへの対応などの行政課題を効率的かつ効果的に解決するため、広域的な視点での取組も必要となっています。こうした状況を打開するためには、厳しい財政状況の中で限られた財源を有効に活用し、簡素で効率的な行政運営、選択と集中による政策判断が求められます。

前期基本計画においては、地域の安心・安全づくり、地域が輝く仕組みづくりなど、地域力^{*}を高める取組を進め、米原市の基礎固めに努めてきました。後期基本計画においては、こうした地域力をはじめ、「米原」ならではの地域資源を有効に活用し、にぎわいと活力を生み出すことが必要となります。

これらを念頭において、米原市自治基本条例の理念に基づき、市民と協働したまちづくりを進めていくため、地域の特定課題を市民と共有しながら、基本構想で示した目標に到達するための施策の体系を明らかにした後期基本計画を策定します。

¹ 資料編 総合計画基本構想を参照

2 総合計画の構成および期間

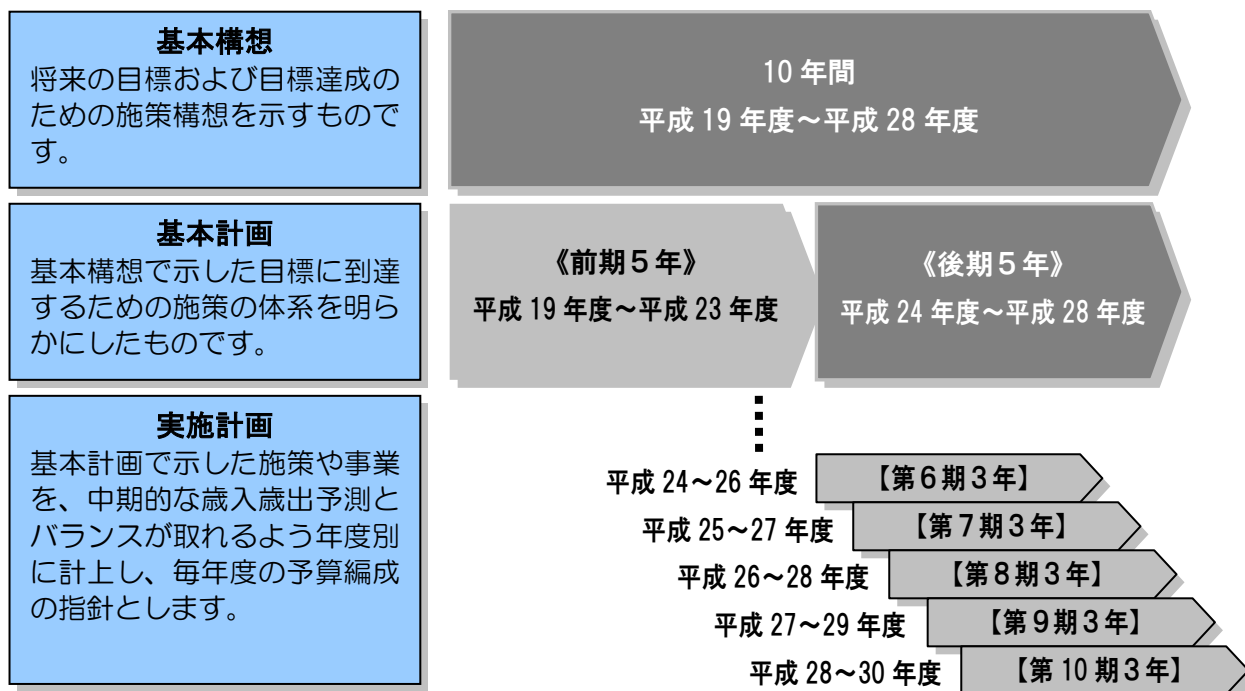
総合計画は、「基本構想」、「基本計画」および「実施計画」の3層により構成されています。

「**基本構想**」…将来の目標および目標達成のための施策構想を示すものです。

計画期間は平成19年度から平成28年度までの10年間です。

「**基本計画**」…基本構想で示した目標に到達するための施策の体系を明らかにしたものです。基本構想期間を前期・後期に分け、前期基本計画の計画期間は平成19年度から平成23年度までの5年間であり、今回策定する後期基本計画の計画期間は、平成24年度から平成28年度までです。

「**実施計画**」…基本計画で示した施策を進めるため、年度別に具体的事業の概要と実施年度を明らかにし、毎年度の予算編成の指針とします。計画期間は3年間で毎年度点検および見直しを行います。



II 踏まえるべき動向

1 社会・経済の動向

(1) 少子・高齢化の進行と人口減少社会の到来

人口減少、少子・高齢化の進行により、地域の活力の低下や、高齢者単身世帯など支援を必要とする家庭の増加などが懸念されます。また、少子・高齢化に伴う年金、医療、福祉などの社会保障支出の増大、現役世代における負担の増大、人口減少による税収の減少などにより、地方公共団体の財政状況の悪化が予想されるなど、多方面にわたる影響が考えられ、対応が求められます。

(2) 安心・安全ニーズの高まり

近年、東北地方太平洋沖地震をはじめ、国内外で大規模な地震が多発しており、今世紀前半には南海トラフを震源とする巨大地震の発生も懸念されています。特に東京電力福島第一原子力発電所の事故により、原子力に対する安全対策への意識が高まっています。

また、自然災害の激甚化や感染症の発生、子どもや高齢者を巻き込んだ犯罪や交通事故の増加などを背景に、安心・安全に対する関心が高まっています。

(3) 環境保全意識の高まり

地球温暖化の防止、循環型社会*の構築、生物多様性*の保護等、市民の環境への関心が高まっています。地球温暖化の進展は、地球レベルでの気温や海水面の上昇、洪水、高潮、干ばつ等の異常気象を引き起こすとされており、また、化石エネルギーに過度に依存する経済活動は地球温暖化を更に進めることから、経済発展と環境保全の両立する持続可能な社会の実現が必要とされています。さらに、福島第一原子力発電所の事故の影響により、今後もエネルギー不足が懸念されることから、資源や生態系に配慮したクリーンエネルギー*への転換、経済活動の環境負荷の低減等が求められています。

(4) 経済・雇用状況の変化

経済のグローバル化の進展、東アジア各地域の急速な経済成長と産業構造が高度化する中で、東アジアや環太平洋地域を中心とした生産ネットワークの構築や経済連携の動きが活発化しています。経済のグローバル化の進展に対して、技術力を活かした産業の高付加価値化を進めるとともに、世界各国との協調を図りつつ、共通の課題に取り組むことによって、国内各地域の成長力や競争力の強化につなげていく必要があります。

(5) ライフスタイルの多様化

ゆとりや安らぎ、更には心の豊かさを求める市民意識が高まっており、また、価値観の多様化や長寿化による定年後の時間の増加に伴い、大都市居住者の地方圏や農山漁村への移住など多様なライフスタイルを選択する人が増えています。これらの多様な暮らし方や働き方を求める需要に対応する受け皿の確保と情報提供が課題となっています。

(6) 高度情報社会の進展

携帯電話やインターネットの普及など、近年の情報通信技術の発達は、生活の利便性や産業の生産性の向上とともに、人と人のつながり方など、市民生活に大きな変化を与えています。

また、遠隔地でも高度な情報へアクセスすることが容易になったことから、産業立地等の分散や自宅勤務等の勤務形態の多様化が進むことが考えられます。さらに、GIS*（地理情報システム）等を活用した技術の進展は、人口減少、高齢社会における防災やセキュリティ確保、医療・介護等の様々な分野で人の活動を補完し、都市基盤の機能の高度化に貢献できる可能性があるため、今後の有効的な活用が求められます。

(7) 市民参画の拡大と協働の取組の進展

社会の成熟化、社会への貢献意識の高まり、価値観の多様化等により、NPO*認証数が増加し、災害時等のボランティア活動も広がってきています。こうした状況を背景に、従来行政が担ってきた範囲において、新しい公共としての役割をNPO、ボランティア団体、事業者等、多様な主体が担いつつあり、市民参画の拡大および協働の取組を踏まえた地域経営が求められています。

(8) 地方分権の進展と更なる行財政改革の必要性

国と地方の関係を対等な立場で対話のできるパートナーシップ型に転換し、市民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に担うといった「地方分権」の改革が進められています。またこれからの時代、地方公共団体が単独で全ての行政サービスを担うことがより難しくなると予想されることから、近隣市町と広域的な連携を進める必要があります。

さらには今後、少子・高齢化が進行するとともに人口減少が進み、一方で市の財政支出は膨らみ税収増も期待できない状況にあることから、行財政の仕組みの転換が求められています。

Ⅲ 後期基本計画における基本的な方針

1 後期基本計画における基本的な考え方

(1) 米原市自治基本条例に基づく協働によるまちづくりを進める

後期基本計画では、米原市自治基本条例の理念に基づき、市民、地域、事業者等がそれぞれの立場でできること（期待されること）を「市民の取組」として新たに位置付け、協働によるまちづくりを進めます。

(2) 交流、定住、人づくりによりまちの元気づくりを進める

水源の里*まいばら元気みらい条例に基づき、過疎化および少子・高齢化の現状を踏まえ、交流や定住、人づくりにより、現在および将来の市民が元気でいきいきと生活することができるよう、まちの元気づくりを進めます。

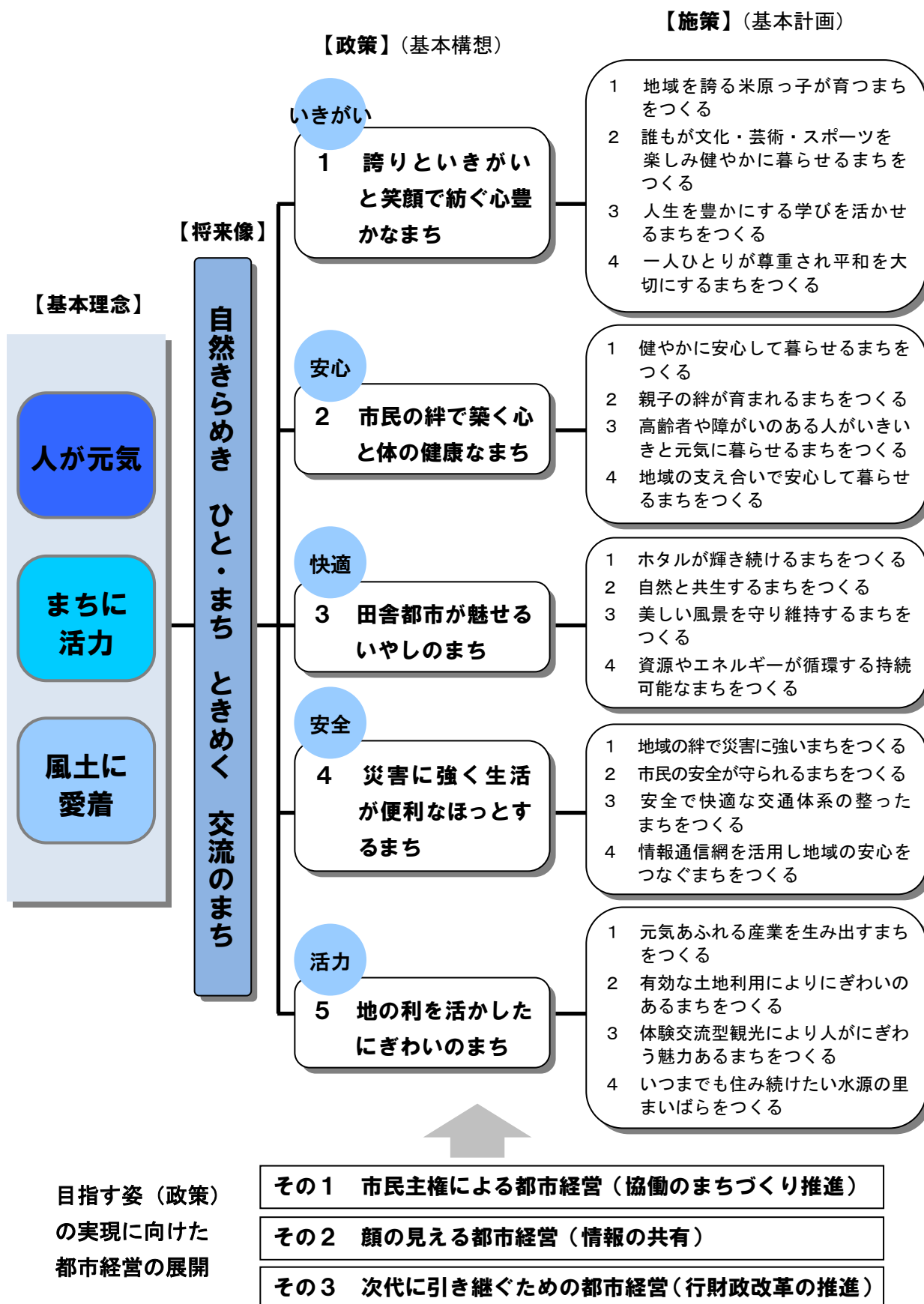
(3) 前期基本計画の課題を踏まえて進める

前期基本計画の5年間における施策の評価および検証から現状と課題を分析し、今後5年間における施策の優先度および重要度を重視し、時代の潮流に合わせた取組を展開します。

(4) みんなで目標を共有し、管理する

後期基本計画では、施策の方針や取組の進捗状況を行政だけでなく、市民と共有できるよう、目的達成指標を設定しています。また、目標の進捗状況を管理するため、市民意識調査などを継続して実施し、定期的に施策の満足度や重要度を計ることで、施策評価を行い、実施計画に反映するとともに、市民への公表を行います。

2 施策の体系



IV

後期基本計画

第1章

誇りといきがいと笑顔で紡ぐ心豊かなまち

第1節 地域を誇る米原っ子が育つまちをつくる

◆施策の方針

【ねらい】

子どもたちの生きる力や学ぶ機会を育み、これからの米原を担う子どもたちが育つまちをつくります。

【目指す姿】

- 家庭、学校および地域が連携しながら、子どもたちの「生きる力」を育むことができるともに、学ぶ機会が充実しています。
- 米原で学んできたことに誇りを持ち、愛着を持つ人が増えています。

◆現状と課題

現 状

- 教育課程の工夫を目指し、学習指導要領の改正に伴い、各小・中学校および幼稚園などにおいて研究の推進に努めています。
- 米原市保幼小中学校統合整備計画を策定し、計画的な保育および教育の環境整備を進めています。
- 緊急度や優先度を考慮しながら計画的に施設の改修や整備を行っています。

踏まえるべき動向

- 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な役割を有しており、社会全体で幼児教育を支えるための環境整備が必要となっています。
- 義務教育を取り巻く環境は大きく変化しており、新しい時代にふさわしい施策に積極的に取り組むことにより、教育の質の向上および機会の確保を進める必要があります。

課 題

- 学校、家庭および地域が連携しながら、子どもの生きる力の育成や生涯を通じて実践できる学びのまちづくりを進めていく必要があります。
- 一人ひとりの教育的ニーズを把握し、きめ細かな教育的支援を行うための体制や取組をはじめ、教職員の更なる資質の向上が求められています。
- 東部給食センターの活用や給食用食材の収穫体験などを行い、食育*を推進する必要があります。
- ICT*環境の充実をはじめ、小・中学校、保育園、幼稚園施設の整備や改修、廃校になる施設の有効活用など、教育環境の充実が必要となっています。

◆目的達成指標

指標値	現状値	目標値
1 「読む能力」の正答率（小学生・中学生）	小学生：68.7% 中学生：66.8%	小学生：73.8% 中学生：73.0%
2 児童・生徒の長期欠席率	小学校：0.74% 中学校：2.96%	小学校：0.5% 中学校：2.0%
3 本はともだち「おはなし隊」派遣事業での一人当たり貸出冊数	16.8冊/年	18冊/年
4 「教育内容、施設の充実」の満足度*（米原市民意識調査による）	76.1%	80%

- 1 学力状況調査に基づき、子どもたちの理解度を高め、確かな学力を身に付けることを目標とします。
- 2 子どもの豊かな心の育成により不登校を減らすため、子どもの欠席率の低下を目標とします。
- 3 おはなし隊で借りた絵本を介して親子の絆が育まれるため、貸出冊数を増やすことを目標とします。
- 4 充実した保育・教育環境を確保することで、市民の教育内容や施設に対する満足度を高め、不満を減らすことを目標とします。

*満足度とは、「満足」、「どちらかといえば満足」、「普通である」を合わせた数値。以下、満足度は同内容を示します。

◆主な取組の展開

行政の取組

①「生きる力」を育む教育の充実

- ・幼児教育や学校教育の連続性、一貫性および学びの基礎力の育成に取り組むとともに、子どもたちの確かな学力の定着、健やかな体と豊かな心の育成を図ります。
- ・子どもケアサポーター*の派遣などにより、不登校や特別な支援が必要な児童・生徒に対応した教育の充実を図ります。
- ・「水源の里まいばら元気みらいづくり小冊子」や「わたしたちの米原市」などの副読本を活用し、子どもたちの郷土への誇りと愛着を育みます。

②給食関連施設や農業を通じた食育の充実

- ・給食関連施設の維持管理を図るとともに、親子で参加する食育講習会を開催し、食への関心を高めます。
- ・農業体験学習などを通じて、農業への関心を高めるとともに、生命や食物の大切さを伝えます。

③子どもを支える教育環境の充実

- ・教職員一人ひとりの指導力を向上し、家庭や地域とともに子どもの教育に取り組めます。
- ・ICT事業により整備した機器を有効に教育に活かすため、教育環境の確保と教職員の資質向上を図ります。
- ・米原市保幼小中学校統合整備計画に基づき、保育園、幼稚園、小・中学校の統廃合を進め、市民と統廃合に関する情報を共有しながら、望ましい保育、教育環境の整備に取り組めます。
- ・教育施設の老朽化をはじめ、防犯対策や事故防止の安全管理を確保するため、計画的に施設の整備や改修を進めます。
- ・学校の運営等に対して、保護者や地域住民などの積極的な参加を促し、開かれた学校・園づくりを進めます。
- ・市民のボランティアとの協働により、絵本を通じて親子の絆づくりに取り組めます。

④家庭や地域の教育力の向上

- ・ 保育園、幼稚園、認定こども園や小・中学校の保育・教育活動への保護者の参加を促進するとともに、地域、学校および関係機関が連携協力しながら、親子活動の充実を図り、家庭の教育力を高め、親子の絆を育みます。
- ・ 市民、関係団体、行政などの連携の下、地域での教育を進めます。

市民の取組

- 保育園、幼稚園、認定こども園や小・中学校の保育・教育活動に関心を持ち、行事などに積極的に参加します。
- 学校、家庭および地域の役割について認識するとともに、学校への支援活動に積極的に参加します。
- 子どもたちが農業体験や郷土の自然や歴史文化に触れ合うように働きかけます。

◆関連する分野別計画

米原市教育振興基本計画 米原市保幼小中学校統合整備計画 米原市幼保一元化推進プラン
米原市いきいき食のまちづくり計画 米原市子ども読書活動推進計画



いぶぎ認定こども園



本はともだちおはなし隊

第2節 誰もが文化・芸術・スポーツを楽しみ健やかに暮らせるまちをつくる

◆施策の方針

【ねらい】

市民の文化、芸術活動やスポーツが活発に行われるとともに、次世代に文化財や伝統文化を継承できるまちをつくります。

【目指す姿】

- 市民が文化芸術に親しむことができる機会が増えるとともに、市民同士が文化芸術を教え合い、伝えていく環境が整っています。
- 豊富な歴史・文化資源が市民との協働により、次世代に引き継がれています。
- 市民がスポーツを身近に親しむことができる機会が増えています。
- 誰もが生涯を通じてスポーツを行っています。

◆現状と課題

現 状

- 芸術振興では、市内の公共施設で芸術展覧会を行い、市内外からの一定数の出品が見られます。
- 市民交流プラザにおいては、ルッチサポーターやルッチガーデンなど、ボランティアにより施設運営のサポートが行われており、協働による運営を進めています。
- 歴史講座を開講し、市内の文化遺産の説明板やリーフレットを作成し、市内外に情報発信しています。
- 「夢高原かっつび伊吹」は、毎年1,000人を超える参加者となっています。
- 総合型地域スポーツクラブが地域のスポーツ振興を図っています。
- 小学生を対象にスポーツ少年団があり、スポーツに親しむことができます。

踏まえるべき動向

- 平成23年に平泉が世界文化遺産に登録されるなど、国内における世界文化遺産への登録が進み、文化財や伝統文化などを次世代に継承していくことがより一層求められています。
- 平成23年にスポーツ基本法が施行され、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進することが求められています。
- ジョギングやウォーキングに取り組む人が増え、健康づくりに対する関心が高まっています。

課 題

- 文化協会や芸術協会などとの協働により、文化・芸術の振興を図るとともに、展覧会などのイベントを広く市内外に発信し、市民の文化・芸術への関心や創作者の意欲向上に努める必要があります。
- OMGT*やALT*の活動などを通じて、国際理解や国際的感覚、語学力の向上を図る必要があります。
- 伝統文化や文化的景観*を次世代に継承していくため、子どもの参加など、今後も担い手の育成に取り組んでいくとともに、保存に向けてその価値や重要性を市内外へ発信する必要があります。
- 総合型地域スポーツクラブの支援を通し、誰もが参加し、継続できる生涯スポーツの振興やスポーツを通じた健康づくりを推進する必要があります。

- 市民が気軽にスポーツを楽しめるよう、今後も指導者の育成に努める必要があります。
- 市民が安心して運動やスポーツ活動に参加できるよう、体育施設の整備や改修など、スポーツ環境の整備を進める必要があります。

◆目的達成指標

指標値	現状値	目標値
1 特色あるまいばらの芸術展覧会への市民出品数	120点	200点
2 「歴史・文化の継承と活用」の満足度 (米原市民意識調査による)	82.8%	85%
3 地域スポーツクラブ会員数(延べ人数)	1,452人	1,800人
4 「文化・スポーツの推進」の満足度(米原市民意識調査による)	80.6%	85%

- 1 展覧会への市民出品数を増やし、市民の文化・芸術活動を活発にすることを目標とします。
- 2 歴史・文化遺産に関する施策を実施することで、市民の歴史・文化の継承と活用に対する満足度を高めることを目標とします。
- 3 地域スポーツクラブに参加し、生涯スポーツに親しむ人を増やすことを目標とします。
- 4 身近なスポーツに参加することで、スポーツ推進に対する満足度を高めることを目標とします。

◆主な取組の展開

行政の取組

①文化芸術の振興

- ・市民交流プラザや各公民館を中心とした文化芸術事業の展開や市民の活動成果発表など、機会の提供により、市民の芸術感覚を育成します。
- ・文化協会に所属する団体活動の推進および交流の機会を提供し、地域の文化活動の振興を図ります。

②市民文化活動への支援

- ・文化協会やルッチサポーターなど市民団体による文化活動の支援を行い、文化の振興を図ります。
- ・豊かな国際感覚を身に付けられるよう、国際交流などを通じて、異文化理解を深める機会を充実します。

③文化遺産の保存活用

- ・京極氏遺跡などの市内の貴重な文化遺産を適切に保存するとともに、歴史講座の開催や文化財の情報をも市内外に発信することにより、歴史資源を後世に残します。
- ・文化的景観保存計画を策定し、山村集落群の整備および保存を進め、その価値や重要性を市内外に発信します。

④競技スポーツの充実

- ・「夢高原かっつび伊吹」をはじめ、西日本小学生・中学生6人制ホッケー選手権大会の開催などを支援し、競技スポーツの充実を図ります。
- ・スポーツ推進委員の育成、研修等を実施し、実技指導などスポーツの振興に努めます。

⑤スポーツ振興のための支援

- ・ 体育協会やスポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブなどの各種団体の活動を支援することにより、市民の健康づくりや体力づくり活動をサポートします。
- ・ スポーツアドバイザーやスポーツ推進委員の活動およびイベントなどを通して、市民の健康づくりやスポーツ活動を推進します。

⑥スポーツ環境の整備

- ・ スポーツを通じた人づくりを進めるため、計画的な体育施設の整備や改修に取り組みます。
- ・ 市民がスポーツをする機会を拡充するため、今後も各学校体育施設などの開放を進め、誰もが気軽にスポーツを行うことができる環境づくりに努めます。

市民の取組

- 市民交流プラザや各公民館などで開催される文化芸術事業に積極的に参加します。
- 歴史講座等への参加を通して、歴史・文化遺産に対する重要性を理解します。
- 各種大会に市民ボランティアとして積極的に参加します。
- それぞれのライフステージに応じて、体力づくりやスポーツ活動に取り組みます。

◆関連する分野別計画

米原市教育振興基本計画



米原市芸術展覧会



地域スポーツクラブの活動

第3節 人生を豊かにする学びを活かせるまちをつくる

◆施策の方針

【ねらい】

学習の成果を活かし、まちづくりや人づくりを行うとともに、地域課題の解決を図ることができるまちをつくります。

【目指す姿】

○いつでも、どこでも、誰でも学ぶことができる環境が整備されているとともに、まちづくりリーダーや地域の人材が活躍する循環型の学習環境が整っています。

○市民にとって親しみがあり、利用しやすく、多くの情報が入手できる読書環境が整っています。

◆現状と課題

現 状

○各公民館をはじめとする社会教育施設において、地域住民の多様な学習ニーズに応えられるような学びの場づくりを提供しています。

○ルッチ大学*やまなびサポーター*制度など地域の中で活動する人材や活動できる制度が増えています。

○図書館への市民ボランティアの参加など、市民による読書の支援活動が徐々に進んでいます。

踏まえるべき動向

○個人やグループによる主体的な学習が増加し、学習の形態や内容が多様化しています。

○学習活動を通じて得た知識や技術が地域の中で活かされるよう、学習成果を還元する場の設定が求められています。

○「団塊世代」といわれる人たちが持つ知識や能力を地域活動に活かすことが求められています。

○行政と団体の役割分担を進め、新しい公共の領域を広げていく必要があります。

課 題

○市民のニーズに合わせて、生涯学習の推進に役立つ情報を把握し、より充実した講座内容を提供し、市民の学びの場をつくっていくことが必要となっています。

○公民館相互間のネットワーク化を促進することで、より効率的で効果的な事業展開を図る必要があります。

○まなびサポーターの活動の活性化のため、学習成果を還元できる仕組みの構築が求められています。

○市民自らが求める情報を収集し、活用する能力を高めることが求められており、多様な情報を提供できる図書館機能が必要となっています。

◆目的達成指標

指標値	現状値	目標値
1 「生涯学習の推進」の満足度（米原市民意識調査による）	80.9%	85%
2 まなびサポーターの活用率	13.5%	20%
3 市民一人当たり図書館貸出冊数	13.0冊/年	13.3冊/年

- 1 生涯学習を推進する施策を実施することで、市民の生涯学習に対する満足度を高めることを目標とします。
- 2 まなびの成果を地域のまちづくりに発揮するよう登録されているまなびサポーターの活用推進を目標とします。
- 3 市民の生活に役立つ図書館であることを目指すため、市民一人当たりの貸出冊数を増やすことを目標とします。

◆主な取組の展開

行政の取組

①地域で学ぶ環境づくりの推進

- ・学校や地域が連携してふるさとの自然や歴史・文化から学ぶ機会の充実を図ります。
- ・地域の子どもの自主性を育てる環境づくりを支援します。

②学びの場づくりの推進

- ・市民の学びの場づくりに取り組むとともに、まなびサポーターなど市民が指導者となり、活躍できる場づくりに努めます。
- ・地域に根ざした活動をより効率的で効果的に展開するために、公民館相互間のネットワーク化を促進します。

③学びを活用できる環境づくりの推進

- ・ルッチ大学等を通じて、まちづくりリーダーの人材育成を図り、学んだ知識を活用できるよう、市民の自主的な地域活動の支援に努めます。
- ・滋賀県レイカディア大学^{*}などで学んだ市民が活躍できる場づくりに努めます。
- ・地域における市民活動をはじめ、ボランティア活動やNPO活動を支援し、学びを活用したまちづくり活動の活性化を図ります。
- ・NPOや市民活動団体などの育成、運営を支援する体制づくりを進めます。

④図書館整備の充実

- ・市民に利用され、市民の生活に役立つことができるよう、新鮮で魅力的な資料を収集、整理し、保存して提供します。
- ・市民の学習、調査研究に応え、気軽に、役に立つことができる図書館運営に努めます。

市民の取組

○ふるさとの歴史や文化、自然について学ぶ活動や機会に積極的に参加します。

○生涯学習活動やまちづくり活動に積極的に取り組みます。

◆関連する分野別計画

米原市教育振興基本計画 米原市子ども読書活動推進計画



ルッチ大学の講義風景



図書館のおはなし会

第4節 一人ひとりが尊重され平和を大切にするまちをつくる

◆施策の方針

【ねらい】

同和問題をはじめ人権全般に対する理解や認識を深め、多様な主体が共生できるまちをつくり
ます。

【目指す姿】

- 人権尊重都市宣言のまちとして人権尊重が図られるまちとなっています。
- 男女の性別にとらわれず、それぞれのライフスタイルや価値観を尊重しながら、共に支え合っ
ています。
- 非核・平和都市宣言のまちとして広く知られています。

◆現状と課題

現 状

- 平成18年度に米原市人権尊重都市宣言を、平成20年度には米原市人権施策基本指針を策定し、人権
課題の解決に向けて取り組んでいます。
- ハートフル・フォーラム*の開催、地域人権リーダー研修会など地域が主体となった人権施策の取組を
進めています。
- 米原市平和祈念式典の開催に併せて、米原市が非核・平和都市宣言のまちであることの啓発を行って
います。

踏まえるべき動向

- 日本に住む外国人は増加しており、多文化共生*の重要性が高まっています。
- 東日本大震災に伴い発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、核の平和利用とされて
きた原子力発電について見直しの議論がなされています。

課 題

- 米原市人権施策基本方針に基づき、人権啓発をはじめ様々な人権問題に対応していく必要があります。
- 地域社会での男女共同参画の取組の強化と教育啓発により男女共同参画への理解を促す必要がありま
す。
- 「非核・平和都市宣言のまち」であることの周知啓発を行い、市民の認識度を高めていく必要があり
ます。

◆目的達成指標

指標値	現状値	目標値
1 「人権の尊重」の満足度（米原市民意識調査による）	82.5%	85%
2 外国籍市民の日本語教室や学習機会への参加者数	37人	100人
3 「男女共同参画社会の実現」の満足度（米原市民意識調査による）	82.6%	85%
4 平和祈念式典参加者数	255人	350人

- 1 人権（同和）問題の学習機会を提供することで、市民の人権施策に対する満足度を高めることを目標とします。
- 2 外国籍市民への支援を行う具体的な活動となる教室への参加者数を増やし、多文化共生を進めることを目標とします。
- 3 男女共同参画に関する学習機会を提供することで、市民の男女共同参画施策に対する満足度を高めることを目標とします。
- 4 平和祈念式典に参加し、平和の尊さを願う市民が増えることを目標とします。

◆主な取組の展開

行政の取組

①多様な学習機会の充実

- ・人権教育推進協議会と連携して人権・同和教育を推進するとともに、市民の学びの場づくりに取り組みます。
- ・企業内人権教育研修会の開催や企業内人権啓発指導員による企業訪問を行い、職域ごとの啓発や学びの場づくりに取り組みます。
- ・学校、家庭および地域と連携しながら、いじめや虐待の未然防止など子どもに対する人権教育を推進します。

②多文化共生の推進

- ・市民、事業者、学校などが連携して多文化共生の取組が推進されるよう支援を行うとともに、外国籍市民との交流機会の充実を図ります。
- ・豊かな国際感覚を身に付けられるよう、国際交流などを通じて、異文化理解を深める機会を充実します。

③男女共同参画の推進

- ・男女がお互いにその人権を尊重し、性別にとらわれることなく、その個性と能力を十分発揮できる社会づくりを進めます。

④非核平和都市の啓発

- ・米原市、遺族会および社会福祉協議会の三者の主催により、平和祈念式典を開催し、戦争の恐ろしさや平和の大切さを伝え、市民の平和に対する意識を高めます。
- ・広報まいばらや平和活動団体等への支援を通じて、非核・平和都市宣言のまちについて、更なる啓発を行います。

市民の取組

- 人権・同和教育の取組に積極的に参加します。
- 異なる文化や生活スタイルを理解し、尊重します。
- 「認めあう女と男とのパートナーフォーラム」などの取組に積極的に参画します。
- 平和の尊さを次代を担う子どもたちに語り伝えます。

◆関連する分野別計画

米原市人権施策基本方針 米原市男女共同参画推進計画



人権啓発の取組



平和祈念式典

第2章

市民の絆で築く心と体の健康なまち

第1節 健やかに安心して暮らせるまちをつくる

◆施策の方針

【ねらい】

生涯を通じて健康に暮らせる、安心できる医療体制の整ったまちをつくります。

【目指す姿】

- 市民が自らの健康状態を理解し、自主的な健康づくり活動を進め、活力ある生活を送っています。
- 誰もが安心して暮らせるよう、医療サービスが充実しています。

◆現状と課題

現 状

- 健康まいばら21計画を通じて、市民の健康意識の向上と生涯を通じた健康づくりを進めています。
- 特定健診と各種検診の同時実施や休日実施など受診しやすい体制を整備しています。
- 地域の健康づくりのけん引役である健康推進員の育成を支援しています。
- 湖北保健医療圏において、医師会や病院との連携により、休日急患診療所を開設しています。
- 在宅重視の医療・リハビリサービスの拡充に向けて取り組んでいます。

踏まえるべき動向

- 高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、メタボリックシンドローム^{*}に着目した特定健診や特定保健指導の実施が医療保険者に義務付けられています。
- 自殺対策基本法の制定により、メンタルヘルス^{*}などの重要性が高まっています。
- インフルエンザのまん延など、感染症対策に向けての健康危機管理を行う必要があります。
- 後期高齢者医療制度は、今後制度が見直される予定です。

課 題

- 特定健診や特定保健指導を通じて生活習慣病予防に努めるとともに、市民が自主的な健康づくりを進められるよう、今後も継続的な支援が必要となっています。
- インフルエンザ対策などの健康危機管理を徹底する必要があります。
- 保健、医療および福祉が連携して24時間対応が可能な地域包括ケアシステム^{*}の構築が求められており、生活圏域における機能を検討していく必要があります。
- レセプト^{*}の点検などを通じて医療費の適正化を図り、国民健康保険の安定的な運営に努める必要があります。

◆目的達成指標

指標値	現状値	目標値
1 「健康づくりの推進」の満足度（米原市民意識調査による）	81.0%	85%
2 がん検診受診率（胃がん・大腸がん・肺がん・乳がん・子宮頸がん 平均受診率）	15.8%	50%
3 特定健診受診率（国民健康保険）	48.4%	65%
4 「食育」への関心度（食育に関する市民アンケート調査による）	81.4%	90%以上
5 かかりつけ医を持っている人の割合	—	70%

- 1 健康づくりを推進する施策を実施することで、市民の健康づくりに対する満足度を高めることを目標とします。
- 2 がんを早期発見し、市民の健康を守るため、がん検診受診率の向上を目標とします。
- 3 市民が主体的に健康づくりを進めていくことを目標とします。
- 4 食育講習会などを行うことで、市民の「食」に関する関心を高めることを目標とします。
- 5 かかりつけ医は個人の健康状態や病歴を把握し、困った時にも身近に相談できる存在であることから、かかりつけ医を持つことを目標とします。

◆主な取組の展開

行政の取組

①生活習慣病予防の推進

- ・がんや生活習慣病の早期発見および早期治療につなげるため、健診の受診体制整備と健診後の事後指導を拡充します。
- ・特定健診や特定保健指導をはじめ、健康教育などを通じて、市民の健康増進を図り、医療費の抑制に取り組みます。
- ・自殺予防やメンタルヘルスの充実に向けて、相談体制の整備を図るとともに、ゲートキーパー^{*}の育成に努めます。

②市民の主体的な健康づくりへの支援

- ・市民の食や健康への関心を高めるため、食育や健康づくり事業をはじめ、まいばら版健康手帳の配布、伊吹山テレビ^{*}を活用した健康づくり啓発などを継続して行い、市民の健康づくりを支援します。
- ・市民の自発的な健康づくりを支援するため、健康推進員の育成と資質の向上に努めます。
- ・市民の健康づくりや介護予防に対する意識の向上を図ります。

③感染症予防の推進

- ・高齢者の結核やインフルエンザなどの感染予防と重症化を防ぐための環境整備を行います。

④地域医療体制の充実

- ・各医療機関との連携および機能分化による地域医療体制の充実に取り組みます。
- ・在宅医療、リハビリサービスの拡充を図るため、医師会との連携をはじめ、施設整備および体制整備に取り組みます。

⑤国民健康保険や後期高齢者医療制度の運営

- ・高額レセプトの確認、重複受診者に対する告知等により医療費の適正化に努めます。
- ・国や県の動向を見据えつつ、新しい後期高齢者医療制度への対応を図りながら、持続可能で安定的な制度運営を図ります。

⑥福祉医療費の助成

- ・乳幼児、障がいのある人およびひとり親家庭などの保健の向上と福祉の増進を図るため、国の医療制度や県の助成制度と併せて、医療費の適切な助成を行います。

市民の取組

- 定期的な各種健診の受診などで自身の健康管理を行い、健康への意識を高めます。
- 自らの健康増進に努め、医療費の抑制を図ります。

◆関連する分野別計画

健康まいばら21計画 米原市国民健康保険特定健康診査等実施計画

米原市いきいき食のまちづくり計画



健康診断



まいばら版健康手帳

第2節 親子の絆が育まれるまちをつくる

◆施策の方針

【ねらい】

子どもを安心して産み、育てられるとともに、自立した若者が育つまちをつくります。

【目指す姿】

- 子どもが健やかに成長するとともに、子育てを楽しむことができる環境が整っています。
- 夢や希望を抱く若者が自立し、次代の親になっています。

◆現状と課題

現 状

- 乳幼児健診や予防接種などにより適切な育児支援を行っています。
- 通常保育、延長保育、休日保育、病後児保育、一時預かり事業などを実施するとともに、放課後安心プラン^{*}事業を実施し、子どもの放課後の居場所が確保されています。
- 若者自立ルーム「あおぞら」や子ども家庭サポートセンター、少年センターなどを通じて、就労相談やひきこもりなどへの相談支援を行っています。

踏まえるべき動向

- 新生児訪問や乳幼児健診などを通じて、産後うつ^{*}の防止や虐待の防止などに取り組むことが求められています。
- 保育と幼児教育を一体とした認定こども園の普及促進が求められています。
- 障害者自立支援法の一部改正を受け、障がい児施策や発達障がいのある人への支援の必要性が高まっています。
- 子ども・若者育成支援推進法が制定され、子どもや若者のための総合的な施策の推進が求められています。
- 平成25年度から子育てを社会全体で支援する新しい枠組みとして、「子ども・子育て新システム」の導入が進められています。
- 晩婚化が進み、また未婚者が増えており、少子化が深刻化しています。

課 題

- 新生児訪問や乳幼児健診などの事業を通じて、母子の健康づくりの充実を図り、状況を把握するとともに、問題となる事案が生じた場合は、要保護児童対策地域協議会や関係機関と連携して迅速かつ適切な対応を図ることが必要です。
- 悩みを抱える家庭やひきこもりがちな家庭への支援活動、子育て支援団体との連携体制の強化が必要です。
- 就労支援をはじめ、生活面での相談支援など、子どもや若者への支援が必要となっています。
- 少子化対策に取り組むとともに、結婚活動を支援する必要があります。

◆目的達成指標

指標値	現状値	目標値
1 新生児訪問実施率	98.1%	100%
2 予防接種接種率（ポリオ、BCG、三種混合、二種混合および麻疹風しんの平均接種率）	88.0%	90%
3 子育て支援センター設置箇所数	3 か所	4 か所
4 「子育て・子育て支援の充実」の満足度（米原市民意識調査による）	76.0%	80%
5 若者自立ルーム「あおぞら」を通じて安定的な就労につながった件数	5 件	6 件
6 結婚相談事業を通じた年間婚姻成立件数	1 件	5 件

- 1 新生児訪問により、母子の健康を保持するとともに、子どもの成長・発達を把握することを目標とします。
- 2 予防接種を行うことで、子どもの感染予防と重症化を防ぐことを目標とします。
- 3 子育ての交流拠点であり、安心して子育てができる環境をつくることを目標とします。
- 4 母子保健を含めた子育て・子育て支援の施策を充実させることで、満足度を高めることを目標とします。
- 5 体験就労や面接、合格採用が実現するだけでなく、半年程度安定的に就労し、定着できた数を目標とします。
- 6 結婚活動を支援することで婚姻が成立し、明るく住みよい家庭が築かれ、将来にわたって持続的なまちづくりが可能となることを目標とします。

◆主な取組の展開

行政の取組

①子どもと親の健康づくりの推進

- ・妊婦健診の受診を促進し、妊娠中から健康管理を行うことで、安全で安心な出産を支援します。
- ・新生児訪問や乳幼児健診、各種健康相談などを通じて、子どもの健全な成長や発達を促進するとともに、子どもの安全確認と的確な状況判断に努めます。
- ・子どもの感染症予防を図るため安定的な接種機会を確保するとともに、接種の必要性や有効性の周知を図ります。
- ・不妊に悩む夫婦を支援します。

②子育てと子育て環境の整備

- ・子育ての楽しさや喜びが感じられるよう座談会や講演会、保育体験等を通じて、子育て支援の充実を図ります。
- ・支援の必要な児童やその家庭に対し、関係機関が連携した相談支援の仕組みを整備します。
- ・未就園児親子を対象として、地域子育て支援センターを拡充し、親子活動や園庭開放など子育て支援に取り組みます。また、就学児童を対象に放課後安心プラン事業を充実させ、地域全体の子育て・子育てを支援します。
- ・企業訪問等での啓発や事業主行動計画策定を推奨し、企業の子育て支援を促進します。
- ・子育て・子育て支援の施策を総合的に推進するための条例制定とそれに基づく取組を進めます。

③障がいのある子どもへの支援の充実

- ・年齢、発達段階、障がいの内容などに応じた早期療育の場を確保し、一人ひとりの育ちを支えるとともに、本人や家族の障がいの受入れにつながる継続的な支援を行います。
- ・生まれてから就労まで一貫した支援を図るための体制整備を行います。

④子ども・若者の育成支援の充実

- ・児童家庭相談室、若者自立ルーム「あおぞら」等を通じて、子どもと家庭に関わる様々な相談を受け、ワンストップサービス※となる支援につなげます。
- ・滋賀県地域若者サポートステーションと連携し、就業体験を実施するとともに、ハローワーク等との連携を強化することで就労支援の充実を図ります。
- ・結婚相談員による結婚相談活動を実施します。

市民の取組

- 妊婦健診、乳幼児健診や予防接種を定期的に受診します。
- 地域における子どもの見守りや、子育てボランティアなどに参加します。
- 子どもの交流機会に高齢者が積極的に参加します。

◆関連する分野別計画

米原市次世代育成支援行動計画 米原市幼保一元化推進プラン 米原市教育振興基本計画
健康まいばら21計画 米原市いきいき食のまちづくり計画



乳幼児健診



地域子育て支援センターの活動

第3節 高齢者や障がいのある人がいきいきと元気に暮らせるまちをつくる

◆施策の方針

【ねらい】

高齢者や障がいのある人が住み慣れた地域でいきいきと、その人が望む生活を送ることができるまちをつくりまします。

【目指す姿】

- 高齢者が、地域社会に貢献し、いきいきを持って生活を送っています。
- 障がいのある人が、身近な地域で自立した生活を送っています。
- 誰もが安心して暮らせるよう、介護保険サービスや障がい福祉サービスが充実しています。

◆現状と課題

現 状

- 地域包括ケアセンターいぶきなどを設置し、保健、医療および福祉が連携することで、自宅で療養し、最期を迎えることができる在宅医療を進めています。
- 介護予防・認知症サポーター*養成講座には、年間約 500 人の受講があり、今後、企業や学校関係での養成講座の実施により、更なる受講者の増加が期待できます。
- 障がいのある人の一般就労に向けた支援を湖北圏域で進めています。

踏まえるべき動向

- 団塊の世代が後期高齢者になる平成37年（2025年）を見据えた地域包括ケアの考え方が示されています。
- 認知症高齢者が身近な地域で暮らせるよう、認知症対策や家族介護者への支援が求められています。
- 平成25年度に向けて障害者総合福祉法（仮称）の整備が進められているなど、障がいのある人を取り巻く制度がめまぐるしく変わっており、その対応が求められています。

課 題

- 住まいの確保やサービスの提供、地域での支え合いなどを組み合わせながら、身近な地域で高齢者や障がいのある人が暮らし続けられるように支援していくことが求められています。
- 二次予防事業*への参加率を高めるとともに、運動機能に関する事業の充実を図る必要があります。
- 高齢者や障がいのある人が社会参加できる体制や活動の場が必要となっています。
- 介護保険の適正な運営に向けて、ケアマネジメント*の強化が求められています。
- 発達障がいのある人への支援や生涯を通じた一貫した支援が求められています。

◆目的達成指標

指標値	現状値	目標値
1 65歳以上高齢者における要支援・要介護認定を受けていない人の割合（元気高齢者率）	82.5%	83.5%
2 障がいのある人の施設から地域生活への移行者数	0人	2人
3 一般就労した障がいのある人の人数	2人	4人
4 障がい者グループホーム（ケアホーム）の入居者数	15人	25人
5 手話通訳奉仕員養成講座修了者数	80人	140人
6 「高齢者・障がい者福祉の充実」の満足度（米原市民意識調査による）	76.3%	80%

- 1 高齢者が元気でいきいきと暮らせることが基本であり、元気な高齢者を増やすことを目標とします。
- 2 身近な地域で自立した生活を送ることができる人を増やすことを目標とします。
- 3 障がいのある人の自立した生活を実現するため、一般就労への就業者数を把握することを目標とします。
- 4 社会福祉法人などが実施するグループホーム（ケアホーム）の施設整備支援を行い、入居者が増えることを目標とします。
- 5 手話講座を開催し、障がいのある人の社会参加を促す手話通訳奉仕員養成講座を受講した市民が増えることを目標とします。
- 6 高齢者福祉施策を充実し、推進することで、高齢者・障がい者福祉施策に対する市民の満足度を高めることを目標とします。

◆主な取組の展開

行政の取組

①地域包括ケアシステムの構築

- ・地域包括ケアの実現に向けて、関係機関との協議や体制整備を行うとともに、地域包括支援センターの支所の設置について検討を進めます。
- ・24時間対応の在宅サービスの充実を図るために、保健、福祉、医療のネットワークと必要な機能の整備を図り、圏域毎の米原独自の地域包括ケアシステム（米原モデル[※]）を推進します。

②生活支援の充実

- ・効果的で自ら参加できるよう認知症予防プログラムなどの地域支援事業を通じて介護予防を充実します。
- ・認知症高齢者が身近な地域で生活できるよう、地域の理解を深めるとともに、市民や地域の関係機関と協働しながら、認知症ケアの充実を図ります。
- ・家族介護者への支援や高齢者福祉サービスの充実、高齢者の見守り活動などにより、高齢者の在宅生活を支援します。

③高齢者のいきがいくりの促進

- ・高齢者のいきがいくりと社会参加の促進を図り、社会貢献活動につなげるため、老人クラブやシルバー人材センター等の団体活動を支援し、活躍の場をつくります。

④高齢者の健康づくりの促進

- ・高齢者の運動や体力づくりの機会などを提供し、高齢者の健康づくりを推進します。

⑤介護保険サービスや障がい福祉サービスの充実

- ・必要な人が必要なサービスを受けられるよう、制度の周知をはじめ、ケアマネジメントを強化し、サービスの充実を図ります。
- ・いきいき高齢者プランまいばらに基づき、介護保険制度の適正な運営を行います。

⑥障がいのある人の自立生活支援の充実

- ・現状の相談機能を継続し、総合相談窓口としての機能を維持します。
- ・グループホームやケアホームおよび日中通所施設の整備を支援し、地域の生活の場を確保します。
- ・湖北圏域が連携し、働き・暮らし応援センターを中心に就労移行支援を充実し、障がいのある人が一般就労につなげられるよう努めます。
- ・発達障がいのある人の生活の支援に努めます。

⑦障がいのある人の社会参加の促進

- ・手話通訳奉仕員養成講座を開催し、手話通訳奉仕員の確保に努め、コミュニケーション支援の充実を図ります。
- ・移動支援の充実を図りながら、障がいのある人の社会参加を促進します。

市民の取組

- 介護予防、認知症予防などのサポーター活動に積極的に参加します。
- 高齢者団体等によるいきがづくり活動に積極的に参加します。
- ノーマライゼーション*の理念に基づき、障がいのある人の地域生活、就労および社会参加を支援します。
- 障がいのある人が地域生活に溶け込めるよう、障がいや疾病などの正しい理解を深めます。

◆関連する分野別計画

いきいき高齢者プランまいばら 米原市障がい者計画 米原市障がい福祉計画



認知症サポーターの活動



障がい者グループホーム蛭の家 完成予想図

第4節 地域の支え合いで安心して暮らせるまちをつくる

◆施策の方針

【ねらい】

地域の支え合いや助け合いにより、誰もが安心して暮らすことができるまちをつくりま

【目指す姿】

- 地域の関係機関や団体が協働しながら、見守り活動などが展開され、地域福祉活動が活発に行われています。
- 市民が共に支え合いながら安心して暮らせるまちづくりを展開しています。

◆現状と課題

現 状

- 民生委員児童委員は、高齢化により受け手がなく、人選できない自治会が多くなっています。
- 生活上の問題や困りごとの解決に向けて、弁護士や民生委員児童委員、行政相談員、障がい者団体代表者とともに定期的に心配ごと総合相談を実施しています。

踏まえるべき動向

- 地域ケア会議※を継続して行い、課題を共有し、解決方策を考える必要があります。
- 後期高齢者やひとり暮らし高齢者が増加し、また、生活課題や地域課題が多様化しており、地域での支え合いや助け合いがより重要となっています。
- 後期高齢者やひとり暮らし高齢者の増加に伴い、権利擁護の重要性が高まっています。

課 題

- 身近な地域での課題把握や地域内での連携を図るため、地域ケア会議の継続的な実施が必要です。
- 地域福祉計画の策定を進め、本市の福祉の方針をはじめ、今後の総合的、計画的な取組を明確にする必要があります。
- 成年後見制度※などの周知を進め、認識を高めるとともに、必要な人への利用促進を図るなど、高齢者や障がい者の権利擁護に取り組む必要があります。
- 地域の福祉力を高めるため、ボランティアなどの人材育成に努めるとともに、生活困窮者などの自立に向けた支援に努める必要があります。

◆目的達成指標

指標値	現状値	目標値
1 担当民生委員児童委員を知っている市民の割合 (米原市民意識調査による)	52.6%	70%以上
2 コミュニティソーシャルワーカー*設置数	0人	4人
3 福祉ボランティア数	1,302人	2,000人

- 1 市民意識調査による経年変化を調査しており、認知度を高めることを目標とします。
- 2 地域での見守りの支援を行うコミュニティソーシャルワーカーを増加させることを目標とします。
- 3 地域福祉の担い手であり、地域の力となる福祉ボランティアを増加させることを目標とします。

◆主な取組の展開

行政の取組

①関係団体等との連携による見守り活動の充実

- ・地域ケア会議を継続的に実施し、身近な地域における課題を把握するとともに、関係機関や関係団体との連携を強化します。
- ・民生委員児童委員、人権擁護委員や障がい者相談員などと連携しながら、生活での困りごとの解決につなげます。

②地域福祉の推進

- ・地域で安心して暮らしていけるよう、社会福祉協議会を支援し、地域福祉を推進します。
- ・地域サロン*などを活用しながら、子どもと高齢者が交流できるサービスなどの提供に努めます。
- ・コミュニティソーシャルワーカー*を配置し、地域での見守り等の支援に努めます。
- ・目指すべき方向性を共有して地域福祉を推進するため、地域福祉計画を策定します。

③民生委員児童委員への支援

- ・地域での見守り活動が更に推進できるよう担当区域や推薦方法を見直します。
- ・民生委員児童委員が活動しやすい環境を整備していきます。

④権利擁護の推進

- ・高齢者や障がいのある人の尊厳が守られるよう、成年後見制度や虐待防止の取組の充実を図ります。

⑤地域福祉を担う人材の育成

- ・福祉ボランティアなどの地域福祉を担う人材の育成のために、社会福祉協議会を支援します。

⑥生活の自立支援

- ・生活保護制度を適正に実施するとともに、地域の福祉団体や専門機関と連携し、適切な支援や自立の援助に取り組みます。

市民の取組

- 地域活動に積極的に参加します。
- 日常の声かけなどできることから活動します。

◆関連する分野別計画

いきいき高齢者プランまいばら 米原市障がい者計画 米原市障がい福祉計画
米原市次世代育成支援行動計画



地域ボランティアによる「ふれあい給食」

第3章

田舎都市が魅せるいやしのまち

第1節 ホタルが輝き続けるまちをつくる

◆施策の方針

【ねらい】

身近な生活環境を守り、快適で暮らしやすいまちをつくります。

【目指す姿】

- ホタルの保護をはじめ、自然環境や生態系に配慮し、良好な自然が残っています。
- 身近な生活環境を守る取組を市民一人ひとりが実践しています。

◆現状と課題

現 状

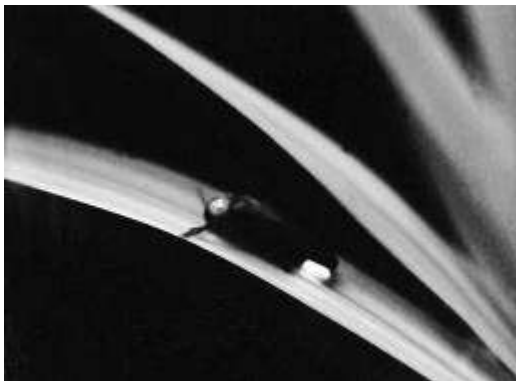
- ホタルは米原市のシンボルに定められており、米原市虫保護条例に基づき、ホタルの保護が進められています。
- 米原市環境美化条例を制定し、美しい環境を将来に引き継ぐために市民への意識啓発を行っています。
- 不法投棄監視パトロール、琵琶湖一斉清掃などを通じて、環境美化活動の推進に取り組んでいます。
- 下水道は、平成22年度末で各集落の整備が完了し、水洗化率は84.3%となっています。

踏まえるべき動向

- 地球温暖化問題や原子力発電所事故を起因とするエネルギー問題が注目されているとともに、自然環境負荷軽減への関心が高まっています。

課 題

- 米原市公害防止条例に基づき、公害の発生と拡散防止に努め、公害対策を推進する必要があります。
- 米原市環境美化条例による継続的な啓発活動等により、ごみのない美しい米原市の実現に向けて取り組む必要があります。
- 環境こだわり農業*などを推進し、環境保全意識を高めるとともに、水質改善や生態系保全を図ることが求められています。
- 水洗化啓発を実施し、早期の切替えを促進し、生活環境の改善などに取り組む必要があります。



市のシンボル ホタル



琵琶湖一斉清掃

◆目的達成指標

指標値	現状値	目標値
1 米原市虫保護条例の認知度（米原市民意識調査による）	67.5%	80%
2 環境こだわり農産物認証面積	263.8ha	270ha
3 水洗化率	84.3%	90%

- 1 認知度が高いほど、市民の環境意識が高いと考えられるため、認知度を高めることを目標とします。
- 2 環境に配慮した農業を行う農家が増えることにより、水質改善や生態系保全が図られることを目標とします。
- 3 整備完了から8年経過した米原市農業集落排水の水洗化率が91.7%であるため、同水準を達成することを目標とします。

◆主な取組の展開

行政の取組

①身近な生活環境の保全

- ・米原市公害防止条例に基づき、市内事業所に対して工場排水などの調査を継続的に実施し、公害の未然防止に努めます。
- ・米原市環境美化条例による啓発活動、不法投棄監視パトロール、米原市琵琶湖一斉清掃事業などを通して、美化活動を推進し、ごみのない美しい米原市づくりの実現に取り組みます。

②環境に配慮したまちづくりの推進

- ・米原市虫保護条例に基づき、まちのシンボル「ホタル」の保護活動に努めます。
- ・農薬使用を抑えた環境こだわり農業を進め、ゆめいぶきなどの有機堆肥を使用した環境保全型農業を推進し、水質改善や生態系保全に努めます。

③水洗化の促進に向けた啓発活動の展開

- ・広報まいばらや伊吹山テレビ等による広報や、未水洗化世帯への個別訪問により、水洗化の促進や下水道の適切な維持管理に関する啓発を行います。
- ・将来の施設の維持管理や起債の償還などを考慮し、下水道経営の健全化を図ります。

市民の取組

- 市の実施する環境イベントや講座等に積極的に参加し、環境意識を高めます。
- 各種団体等が一定区間の道路などの美化活動を行う米原市エコフオスター※制度に参加します。
- 市のシンボルであるホタルを守ります。

◆関連する分野別計画

米原市環境基本計画

第2節 自然と共生するまちをつくる

◆施策の方針

【ねらい】

自然に対する市民の意識を高め、自然保護の担い手を育成し、自然と共生できるまちをつくり
ます。

【目指す姿】

○伊吹山や霊仙山をはじめとする森林や希少植物、美しい水環境が守られ、市民の自然保護意識
が高まっています。

◆現状と課題

現 状

- 学校では、環境に親しむ観点から、伊吹山登山や森林の大切さを学ぶ取組を行っています。
- 伊吹山山頂付近に生育する伊吹山固有種である植物については、NPO や県とともに保護活動を行って
います。
- 泉神社湧水は「名水百選」に、居醒の清水は「平成の名水百選」に選ばれています。

踏まえるべき動向

- 地球温暖化問題や原子力発電所事故を起因とするエネルギー問題への注目とともに、自然環境への負
荷軽減に対する関心が高まっています。

課 題

- 伊吹山、霊仙山などの植生回復、米原市蛍保護条例によるホタルの保護、里山の保全を今後も進める
必要があります。

◆目的達成指標

指標値	現状値	目標値
1 伊吹山地草原植物群落における低木類伐採面積（延べ面積）	1ha	5ha
2 自治会との協定による里山整備面積（延べ面積）	63ha	100ha
3 天野川へのビワマスの遡上範囲（琵琶湖からの距離）	2km	7km

- 1 伊吹山の固有植物の成育の支障となる低木類の伐採を実施し、植生回復を図ることを目標とします。
- 2 自治会との協定により整備面積の合意形成を図り、計画的な里山整備を進めることを目標とします。
- 3 天野川にビワマスが遡上できる環境をつくり、まちづくりや水産振興、環境学習などを進めることを目指します。

◆主な取組の展開

行政の取組

①豊かな自然環境の保全

- ・NPO や保全団体等との協働により、伊吹山をはじめとする豊かな自然環境の保全に取り組みます。
- ・伊吹山や霊仙山の登山道（遊歩道等）や避難小屋、公衆便所の維持管理を行い、登山者の安全を確保するとともに、安心して登山を楽しめる環境をつくります。
- ・伊吹山山頂および南斜面に繁茂するササなどの刈取りを計画的に実施することにより、国の天然記念物であるお花畑の保護に努めます。
- ・県内で急増しているニホンジカの分布の拡大に伴い、被害が奥山や標高の高い地域に広がっていることから、県と連携して伊吹山や霊仙山でのニホンジカ対策に取り組み、植生保全を図ります。
- ・荒廃した里山を再整備することで、身近にある山や森林の大切さについて理解を深めるとともに、市民が里山の保全に取り組むことができる環境をつくります。

②美しい水環境の継承

- ・市内に数多く存在する滝、泉神社湧水や居醒の清水などの湧水の水環境を調査、研究し、水の見える化を行うことで、市民の水環境に対する意識を高めるとともに、美しい水を活かしたまちづくりや環境学習を推進します。

③自然観察会の開催

- ・自然観察会を開催し、身近な自然環境を知る機会をつくります。

④生物多様性に配慮した環境の整備

- ・天野川ピワマス遡上プロジェクトにより、天野川にピワマスが遡上できる環境をつくり、まちづくりや水産振興、環境学習などを進めます。

市民の取組

- 伊吹山をはじめとする自然公園の適正利用を心がけ、生物多様性の保全等に配慮します。
- 里山保全活動や環境学習会に参加します。
- 天野川ピワマス遡上プロジェクトに参加します。

◆関連する分野別計画

米原市環境基本計画 湖北地域鳥獣被害防止計画



伊吹山お花畑 シモツケソウ



天野川ピワマス遡上プロジェクト

第3節 美しい風景を守り維持するまちをつくる

◆施策の方針

【ねらい】

米原のまちなみや景観を保全し、ふるさとの風景を残すことができるまちをつくります。

【目指す姿】

○公園の整備や維持管理をはじめ、歴史文化に配慮した景観形成などにより、調和のとれた米原の風景がつくられています。

◆現状と課題

現 状

- 緑の基本計画に基づき、緑の保全と創出を推進しています。
- 市が管理する駐輪場では、各施設の利用ピーク時に整理指導を行い、長期間放置されている自転車については定期的に撤去を行っています。
- 柏原地区のまちなみに調和した基盤整備が完了し、修景整備が進められています。

踏まえるべき動向

- 都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進するため、平成16年に景観法が制定されています。

課 題

- 現在の土地利用の動向を把握し、地権者の理解と協力などを得ながら、公園整備を効率的に進めていくとともに、公園の維持管理についての運営や基準について検討し、継続的な維持管理を推進する必要があります。
- 未開設となっている都市計画公園の計画的な整備とともに、緑の育成や緑地の保全に関わる施策を進めていく必要があります。
- 秩序ある駐輪場の利用に努め、長期間放置されている自転車の撤去を定期的に行う必要があります。
- 今後も中山道柏原宿のまちなみの保存に取り組んでいくとともに、整備した資源の観光面でのPR等を通じ、地域活性化につなげていくことが必要となっています。
- 市民の景観に対する意識を高めながら、米原市独自の景観まちづくりを進める必要があります。

◆目的達成指標

	指標値	現状値	目標値
1	市民一人当たりの都市公園面積	1.02m ²	1.02m ²
2	「やすらぎ環境の整備」の満足度（米原市民意識調査による）	79.7%	85%

- 1 緑の政策大綱（国土交通省 平成6年7月策定）で示された数値を達成することを目標とします。なお、目標値については現状値を維持するものです。
- 2 公園の整備や景観の保護、育成により、やすらぎのある環境を形成できることから、やすらぎ環境に対する市民の満足度を上げることを目標とします。

◆主な取組の展開

行政の取組

①暮らしやすい生活環境の整備

- ・市民のレクリエーションの空間となるほか、都市景観の形成、防災力の向上等、今後の魅力あるまちづくりの実現に向け都市公園の在り方の検討を進めます。
- ・緑の基本計画に基づき、都市公園の計画的な整備について調整を行うとともに、緑の育成に関わる施策を推進し、緑の保全と創出に努めます。
- ・防災面の利活用も視野に入れながら、公園の安全確保に向けて、市民との協働により、公園の維持管理を推進します。
- ・駐輪場の整理指導を徹底し、秩序ある駐輪場の利用に努め、長期間放置されている自転車の撤去を定期的に行います。
- ・既存の駐輪場利用率を調査し、適正な施設整備に努めます。

②地域の良さを活かした景観の形成

- ・修景施設補助を実施し、中山道柏原宿のまちなみの保存に取り組んでいくとともに、観光面でのPR等を通じ、地域活性化につなげます。
- ・市民や事業者の意向を反映させた景観計画を策定し、米原市独自の景観まちづくりを進めます。
- ・市民の景観に対する意識の向上を図るため啓発活動を行います。
- ・文化的景観保存計画を策定し、山村集落群の整備と保存を進め、価値や重要性を市民および市外へ発信します。
- ・ため池百選（農林水産省）に選ばれた三島池については、良好な自然環境と景観を保全し、グリーンパーク山東とともにレクリエーションの拠点として活用を図ります。
- ・米原市環境美化条例による啓発活動、不法投棄監視パトロール、米原市琵琶湖一斉清掃などを通して、美化活動を推進し、ごみのない美しい米原市づくりの実現に取り組みます。

市民の取組

- 周辺の景観との調和を意識したまちづくりに取り組みます。
- 緑化活動などの地域活動に取り組みます。

◆関連する分野別計画

米原市緑の基本計画



都市公園（米原北公園）



文化的景観保全計画で守るべき風景

第4節 資源やエネルギーが循環する持続可能なまちをつくる

◆施策の方針

【ねらい】

環境への市民意識を高め、環境に配慮した取組を実践するなど個々のライフスタイルの変革により、持続可能なまちをつくります。

【目指す姿】

○市民の環境保全に対する意識が高まり、ごみの減量やリサイクル、再生可能エネルギー*の活用などにより、環境に負荷をかけないまちになっています。

◆現状と課題

現 状

- 環境基本計画を策定し、市民の意識啓発をはじめ、循環型社会の構築を推進しています。
- 米原市コンポストセンター*では、生ごみや牛ふん、農業集落排水汚泥を再利用して堆肥化し、この堆肥を利用して生産した野菜を、道の駅や学校給食等で活用するなど有機物の地域内循環に取り組んでいます。
- 市内の一部地域において、廃食用油リサイクル、木質バイオマスの利活用が行われています。
- 環境フォーラムを通しての啓発および環境フォーラムへの市民委員の参画により、市民一人ひとりが環境活動を実践するきっかけづくりを行っています。

踏まえるべき動向

- 自然環境への負荷軽減が求められている中、資源ごみの適正な回収、処理などが求められています。
- 原子力発電所を起因として太陽光発電などによる再生可能エネルギーが注目されるとともに、産業振興や雇用の創出といった経済対策としても期待されています。

課 題

- 啓発活動を継続し、ごみのないまちを目指し、リサイクルを推進していく必要があります。
- 長浜市大依地先にある一般廃棄物最終処分場クリーンプラントの使用期限が平成 26 年度末までのため、新たな処分場を整備する必要があります。
- 自然エネルギーの利活用や CO₂ 吸収源である森林の保全等、米原市の特性に応じた温暖化対策について検討が必要となっています。
- バイオマスタウン*構想において、コンポストセンターの取組や廃食用油の再資源化など、今後の進め方について検討する必要があります。
- 環境保全に対する市民意識の向上のため、地域や家庭においてライフスタイルの見直しを進めるとともに、環境リーダーの育成や環境学習の推進が必要となっています。



米原市コンポストセンター



環境フォーラム 田んぼの生き物探し

◆目的達成指標

指標値	現状値	目標値
1 家庭から出る資源ごみのリサイクル率	24%	26%
2 「新エネルギー導入」に対する満足度 (米原市民意識調査による)	63.0%	75%
3 環境フォーラム参加者数	180人	300人

- 1 資源が循環できているかどうかを計るため、家庭から出る資源ごみのリサイクル率を目標とします。
- 2 新エネルギー施策を推進することで、「新エネルギー導入」に対する満足度を高めることを目標とします。
- 3 市民の環境意識の向上や環境活動のきっかけづくりとなる環境フォーラムの参加者数の増加を目標とします。

◆主な取組の展開

行政の取組

①循環型社会の構築

- ・ごみを減らすための啓発を行い、リサイクルを推進するとともに、資源ごみ回収やゴミ集積所整備の支援を行い、循環型社会の構築を目指します。
- ・湖北広域行政事務センターが進めている一般廃棄物最終処分場の整備を共に進めます。

②環境にやさしいエネルギー施策の推進

- ・太陽光発電などの再生可能エネルギー導入を推進します。
- ・バイオマスタウン構想に基づき、農業集落排水汚泥等を堆肥化するコンポストセンターの取組、廃食用油の再資源化など、未利用バイオマスの資源化を目指します。
- ・家庭における太陽光発電システムや薪ストーブ等の再生可能エネルギー等を利用する設備導入を推進します。

③地球温暖化対策の推進

- ・自然エネルギーの利活用や CO₂ 吸収源である森林の保全等、米原市の特性に応じた温暖化対策を推進します。

④環境学習の推進

- ・環境フォーラムなどをきっかけとして市民の意識向上を図るとともに、出前講座や広報誌等による普及啓発を年間を通して行い、環境リーダーの育成や市民の主体的な活動を支援します。

市民の取組

- 環境保全に対する意識を高めるとともに、環境に配慮した取組を実践するなどライフスタイルを見直します。

◆関連する分野別計画

米原市環境基本計画 米原市一般廃棄物処理基本計画 米原市バイオマスタウン構想
長浜市・米原市地域循環型社会形成推進地域計画

第4章

災害に強く生活が便利なほっとするまち

第1節 地域の絆で災害に強いまちをつくる

◆施策の方針

【ねらい】

災害に強く、市民の安全な暮らしを確保できるまちをつくります。

【目指す姿】

- 地域防災力の強化や災害に強いまちづくりにより、誰もが安心して暮らせる環境が整っています。
- 市民の防災に対する意識が高まり、活動が活発に行われています。
- 木造住宅等の耐震化や水道施設の耐震化を行い、安心して暮らせる住環境が整備されています。

◆現状と課題

現 状

- 自主防災組織は、平成22年度において97自治会で組織化されています。
- 原子力発電所について、高島市、長浜市および彦根市と合同で、原発事業者に対して安全対策の強化や迅速な情報提供についての意見書を提出するなど、原発における安全対策に取り組んでいます。
- 耐震診断派遣については、広報等による周知のほか、集落単位で集中的に啓発しています。
- 水道設備の整備、改修、配水管の布設などを行い、安定的な水道水の供給に努めています。

踏まえるべき動向

- 東日本大震災を契機に、防災対策、減災対策などの重要性が高まっています
- 災害やその他の危機事案等発生時において、早期の業務再開に向けて、業務継続計画（BCP）^{*}の策定が求められています。
- 安全で安定した水道水が供給できるよう、継続した上水道事業の取組が求められています。

課 題

- 地域防災力向上のため、絆マップ^{*}の見直しをはじめ防災訓練や防災講演会などを行い、自主防災の意識啓発等を図る必要があります。
- 要援護者避難支援マニュアル等に基づき、災害時要援護者^{*}への支援を地域と連携しながら進める必要があります。
- 消火栓や防火水槽の維持管理をはじめ、消防車両や消防ポンプ等の維持管理、急傾斜地の崩壊防止対策や雨水排水路の維持管理に努め、災害に強いまちづくりを進める必要があります。
- 伊吹北部地域は、県道山本線の本線の代替路線が無いため、集落が孤立することが課題となっています。
- 市内の一部地域は豪雪地域に指定されており、冬季間の交通や歩行者の安全を確保するため、計画的な除雪、消雪施設の利用などを進める必要があります。
- 耐震診断派遣実施戸数を増やすため、今後も啓発していく必要があります。
- 水道施設については、新配水池、磯送水ポンプ所改修、耐震化計画など優先順位を付けて計画的に実施していく必要があります。
- 水道ビジョンに基づき、耐震化計画を策定し、水道施設の計画的な改修や水道設備の維持管理に努めるとともに、今後も健全な経営が求められています。

◆目的達成指標

指標値	現状値	目標値
1 自主防災組織の組織化自治会数	97 自治会	全自治会
2 災害時要援護者名簿への登録率（同意者の割合）	30.9%	50%
3 木造住宅の耐震化診断実施件数（実施率）	5.2%	6.3%
4 「水がおいしいと感じる」の満足度（米原市民意識調査による）	68.4%	75%

- 1 地域防災計画の見直しと併せて各種取組を行うことで、自主防災組織の組織化自治会数の増加につなげることを目標とします。
- 2 災害時に援助が必要となる市民の安心で安全な環境を確保するため、災害時要援護者名簿への登録率の増加を目標とします。
- 3 市民の耐震に対する意識を高め、耐震改修を促進することを目指し、自主防災の観点から木造住宅の耐震診断を行うことを目標とします。
- 4 水道施設の経営の安定については、顧客の満足度を高めることにより事業の成果を上げられると考えるため、「水がおいしいと感じる」の満足度を高めることを目標とします。

◆主な取組の展開

行政の取組

①地域防災力の強化

- ・災害時に地域における助け合いにより、地域自らが行政等と連携して対応を図ることができるよう、自主防災組織の組織化等を支援します。
- ・出前講座や総合防災訓練などを通じて、市民の防災意識、災害対応力の向上を図ります。
- ・絆マップおよび災害時要援護者名簿の作成や更新を進めるとともに、避難訓練などで活用し、高齢者や障がいのある人等が安心して暮らせるまちづくりに努めます。
- ・消防団への入団の啓発などにより、団員数を維持し、消防団の組織強化を図ります。
- ・消火栓や防火水槽の維持管理を行うとともに、自治会や自主防災組織等における消防施設器具等の整備を支援します。
- ・消防ポンプ、消防ポンプ自動車、積載車等の消防団設備の更新や維持管理を行います。
- ・消防署等と連携しながら、原子力発電所事故を含む防災や減災などについて学校における防災教育を推進します。
- ・AED*の設置場所や利用方法などを周知啓発するとともに、必要に応じて AED 設置を支援します。

②災害に強いまちづくりの推進

- ・原子力災害も踏まえた地域防災計画の見直しをはじめ、各担当部局等が災害に備えて各種施策や事業を実施するとともに、災害時における各種対策の充実を図ります。
- ・県道山東本巣線の代替ルートについては、地域住民、地元企業と協働して整備に努めます。
- ・急傾斜地の崩壊防止対策工事を実施し、市民の生命と財産を守ります。
- ・雨水排水路の維持管理をはじめ、県と連携しながら河川のしゅんせつ*や維持管理を進め、浸水対策に努めます。
- ・防災機能の強化のため、拠点の整備や資材の充実を図ります。

- ・災害に応じた機動性の高いパトロール体制づくりに努めるとともに、安心して利用できる施設整備や運営に努めます。
- ・冬季間における交通や歩行者の安全を確保するため、計画的な除雪体制の整備を図ります。
- ・災害時の備えとして、県内外自治体、公共機関や各種団体等との広域的な応援協力体制の充実に向けて取り組みます。

③災害復旧への対応

- ・大規模な災害や危機事案等が発生した際、早期に業務が再開できるよう、各分野における業務継続計画（BCP）の策定に努めます。

④市民が安心して暮らせる環境の確保

- ・迅速な復旧・復興が可能になる地籍調査事業の推進を図ります。
- ・啓発により木造個人住宅の耐震補強を進めるとともに、自治会所有の避難所の耐震補強を進めます。

⑤上水道施設の整備・改修

- ・磯送水ポンプ所の改修をはじめ、米原新配水池の築造を行い、水の安定供給に努めます。
- ・施設の耐震化計画を立て、基準に満たない施設の耐震化を行うとともに、計画的な施設の整備や維持管理を進めます。

⑥健全な水道事業の経営

- ・漏水調査や漏水修理を行い、有収率*の向上を図ります。
- ・将来の施設投資や起債の償還などを勘案し、経営の健全化を図ります。

市民の取組

- 地域における防災活動（組織化）を進め、絆マップの作成および更新、防災訓練等に参画し、地域自らの助け合いによる防災・減災に向けた力を育みます。
- 非常用持出品を備え、避難所を確認するなどして、防災意識を高めます。
- 非常時に備えた水対策や助け合いの意識を持ちます。

◆関連する分野別計画

米原市地域防災計画 米原市国民保護計画 米原市水防計画
 米原市既存建築物耐震改修促進計画 米原市水道ビジョン



自主防災組織の活動



防災訓練

第2節 市民の安全が守られるまちをつくる

◆施策の方針

【ねらい】

犯罪や交通事故に対して、市民の安全を確保し、安心して暮らせるまちをつくります。

【目指す姿】

- 市民の交通安全や防犯、消費者問題に対する意識が高まり、地域の安全を守る活動が活発に行われています。
- 犯罪に不安を感じることがない安心で安全なまちになっています。

◆現状と課題

現 状

- スクールガード*の活動が地域に根付いています。
- 地域における防犯対策として、各種広報媒体による防犯情報の提供をはじめ、防犯灯の設置、自主防犯団体の支援などを行っています。
- 交通指導員、交通安全推進員、関係団体などにより交通安全啓発等を行うとともに、平成20年度に「交通安全都市宣言」を制定し、市全体での交通安全意識が高まっています。

踏まえるべき動向

- 交通事故死亡者における高齢者の占める割合は高く、高齢者の事故防止などに努める必要があります。
- 高齢者を狙った振り込め詐欺などの犯罪被害が増加するとともに、平成21年に消費者庁が設置され、消費者行政がより一層重要となっています。
- 道路は、自動車交通の利用だけでなく、防災や市街地の形成など様々な機能を有しており、まちづくりを進める上で大きな役割を担っています。

課 題

- スクールガード活動などへの参加協力を幅広く呼びかけ、今後も地域の安全を確保するための見守り活動を継続するとともに、学校などにおける不審者対策の充実を図る必要があります。
- 交通指導員、交通安全推進員、警察などの関係機関と連携しながら、今後も交通安全啓発等を行うとともに、高齢者の事故防止に向けた取組や啓発を行っていく必要があります。
- 消費者相談の時間外対応に向けて検討するとともに、消費者相談について啓発する必要があります。
- 計画的に交通安全施設の整備や改修、消雪装置の維持管理などを行うことにより、安全な道づくりを進める必要があります。

◆目的達成指標

指標値	現状値	目標値
1 犯罪や非行に対して安心な地域だと思う人の割合 (米原市民意識調査による)	65.0%	70%
2 市内の年間交通死亡事故件数	5件	0件

- 1 安心して暮らせるまちをつくるため、市民意識調査における犯罪や非行に対して安心だと思う人を増やすことを目標とします。
- 2 交通立しようなど交通安全意識の高揚により交通死亡事故を0件にすることを目標とします。

◆主な取組の展開

行政の取組

①安心・安全に暮らせるまちづくりの推進

- ・スクールガードなどの協力により、学校周辺や地域での見守り活動を充実し、子どもたちの安全確保を図ります。
- ・地域住民による自主的な防犯パトロールなどの活動を支援するとともに、市民と協働により青色回転灯搭載車によるパトロールなどを推進します。
- ・自治会が管理する防犯灯の設置を支援します。
- ・防犯意識の啓発や犯罪防止活動の強化を図ります。
- ・米原市暴力団排除条例に基づき、警察や地域と連携しながら、暴力団の排除を推進します。

②交通安全に関する取組の推進

- ・交通安全教育および交通安全運動を実施するとともに、各種団体と連携して市民の交通安全意識の高揚を図ります。
- ・高齢者の事故防止に向けて、各種団体と連携して免許の自主返納等に取り組みます。

③消費者保護の充実

- ・消費生活相談体制を充実し、架空請求や振り込め詐欺などの消費者トラブルの防止に取り組むとともに、市広報等を活用し消費者啓発をより一層充実させます。

④安全な道づくりの推進

- ・交通安全施設の整備や改修を行い、安全で人にやさしい道づくりに努めます。
- ・冬季の道路の安全確保のため、除雪体制の充実を図るとともに、消雪装置や除雪機械などの適切な維持管理に努めます。

市民の取組

- 自主的な防犯パトロールなどの活動を行い、地域での情報共有に努めます。
- 交通安全意識を高め、交通ルールを守ります。
- スクールガードの取組に積極的に参加します。

◆関連する分野別計画

米原市交通安全計画



スクールガードの取組



交通安全の啓発の取組

第3節 安全で快適な交通体系の整ったまちをつくる

◆施策の方針

【ねらい】

快適で安心して使える公共交通や道路を確保し、利便性の高いまちをつくります。

【目指す姿】

- 地域の特性に応じた公共交通が整っており、市民の利便性や移動手段が確保されています。
- 交通の要衝都市にふさわしい広域幹線道路が整備されています。

◆現状と課題

現 状

- 米原市バス運行実施計画や米原市内輸送サービス計画に基づき、バス路線の統廃合や乗合タクシーへの転換を進め、公共交通の合理的な運行を行っています。
- 鉄道利用では、坂田駅、柏原駅および醒ヶ井駅における乗車券類発売や、鉄道の利用促進のための取組を行っています。
- 交通の要衝にふさわしい広域幹線道の整備を目指し、要望活動や関係機関との協議に取り組んでいます。

踏まえるべき動向

- 高齢者が増加する中、公共交通の充実がより一層重要となっています。
- 道路は、自動車交通の利用だけでなく、防災や市街地の形成など様々な機能を有しており、まちづくりを進める上で大きな役割を担っています。
- 鉄道利用の促進については、北陸新幹線の動向も見据えながら、今後の対応が求められています。

課 題

- 鉄道利用の促進のための取組が求められています。
- 市道整備については、優先順位を決め計画的に整備を進める必要があります。
- 広域幹線道路については、継続して整備に向けた取組を進める必要があります。

◆目的達成指標

指標値	現状値	目標値
1 乗合タクシーの乗合率	1.6 人/運行	1.8 人/運行
2 公共交通（路線バス・乗合タクシー）一人1乗車当たりの運行赤字額	605 円	550 円

- 1 乗合タクシーの合理的な運営と効果的な利用が可能となるよう乗合率の向上を目標とします。（指標は、運行赤字額を輸送人員で割ったもの）
- 2 利用啓発などにより公共交通の利用促進を進め路線バス・乗合タクシーの利用者増により運行効率を高めることを目標とします。

◆主な取組の展開

行政の取組

①公共交通の充実

- ・路線バス・乗合タクシーを維持しつつ利便性の向上を図ります。
- ・観光キャンペーンなど利用促進を図るとともに、鉄道や路線バスなどを利用した観光イベントの開催や観光地への誘客を進め、公共交通の利用を促進します。

②道路網の充実

- ・地域との協議調整により、道路網整備計画に基づく市道の整備と維持管理を推進します。
- ・道路や橋梁などの市有財産の適正な維持管理を行います。また、統一した基準で資産としての状態を把握、評価し、計画的かつ効率的に管理できる仕組みを検討します。
- ・広域幹線道路の整備の実現を目指し、要望活動を引き続き推進します。
- ・県の道路整備計画との調整を図りながら、広域幹線道路の整備推進に努めます。

市民の取組

- 公共交通機関の利用に努めます。
- 道路の維持のため、地域の美化活動に参加します。

◆関連する分野別計画

米原市バス運行実施計画および中期見直し方針 米原市内輸送サービス計画 米原市道路網整備計画



路線バス



乗合タクシー

第4節 情報通信網を活用し地域の安心をつなぐまちをつくる

◆施策の方針

【ねらい】

市民の防災意識を高めるため様々な手段を通じて情報提供を行い、安心が実感できるまちをつくります。

【目指す姿】

○災害時や緊急時に迅速かつ確かな情報が得られる仕組みが整っています。

◆現状と課題

現 状

- 原子力発電所について、高島市、長浜市および彦根市と合同で、原発事業者に対して安全対策の強化や迅速な情報提供についての意見書を提出するなど、原発における安全対策に取り組んでいます。
- 防災行政無線は、緊急時の利用だけでなく、平常時地域コミュニティ*のために多く活用されています。
- 災害情報のメール配信サービスの登録件数は着実に増加し、平成22年度末で1,082件となっています。

踏まえるべき動向

- 東日本大震災を契機に、防災対策、減災対策などの重要性が高まっています。
- 本市においては、国の原子力安全委員会が示した放射性ヨウ素対策地域（PPA*）に、市の1/3が含まれ、人口の約20%が居住しています。一方、県は、独自に実施した放射能拡散予測に基づき、PPAの範囲を県内全域に拡大する方針を打ち出していることから、引き続き県の地域防災計画に注視し、県や県下市町と連携しながら、市民への正確かつ迅速な情報提供を行うよう検討する必要があります。

課 題

- 老朽化により、防災行政無線設備を更新する必要があります。
- 地域防災計画やハザードマップ*を踏まえ、地域の災害特性に応じた防災体制を強化することが必要となっています。
- 災害に関する情報発信や伝達ができるよう、今後も災害情報のメール配信サービスの登録件数を増加させる必要があります。
- 地域の災害情報などを市民に迅速かつ確実に伝えるために、伊吹山テレビや公式ウェブサイト*などの活用が求められています。



防災行政無線（パンザマスト）

◆目的達成指標

指標値	現状値	目標値
1 メール配信サービス（災害情報）の登録件数	1,082 件	1,200 件
2 災害時の連絡体制が「十分」と考えている市民の割合 （米原市民意識調査による）	37.8%	50%

- 1 市民へ適切に情報伝達を図り、市民の防災意識を向上させることによりメール配信サービスの登録件数を増加させることを目標とします。
- 2 絆マップや災害時要援護者名簿の作成など災害時における地域情報の共有体制づくりにより、災害時の連絡体制に対する市民の評価を高めることを目標とします。

◆主な取組の展開

行政の取組

①防災情報を共有できる仕組みづくり

- ・防災行政無線の維持管理および更新を進めるとともに、原子力災害をはじめとする大規模災害時に的確な情報伝達ができる次期防災情報システムの導入の検討を進めます。
- ・地域防災計画の見直しと併せて、ハザードマップ等の改定を進め、市民の防災意識向上を図ります。
- ・地域による絆マップ作りの支援および災害時要援護者名簿の作成などにより、災害時に必要とされる地域の防災情報の共有化に努めます。

②迅速な災害情報の発信

- ・市民に、適切な情報が迅速に伝達できるよう、メール配信サービスをはじめ、伊吹山テレビやウェブサイトなどを活用し、情報提供に努めます。

市民の取組

- 様々な情報ツールを活用し、災害時に適切な行動ができるように努めます。
- 地域における防災活動（組織化）を進め、絆マップの作成および更新、防災訓練等に参画し、地域自らの助け合いによる防災・減災に向けた力を育みます。

◆関連する分野別計画

米原市地域防災計画 米原市地域情報化計画

第5章

地の利を活かしたにぎわいのまち

第1節 元気あふれる産業を生み出すまちをつくる

◆施策の方針

【ねらい】

農林水産業、商工業等を活性化させ、にぎわいと活力あふれるまちをつくります。

【目指す姿】

- 企業立地が進み、市内の商工業が活性化しています。
- 農林水産業の担い手の増加により、市内の農林水産業が活性化しています。
- 小規模企業への支援により、市内の商工業が活性化しています。

◆現状と課題

現 状

- 企業立地促進法による計画に基づき、企業の事業拡大や新規立地の促進に取り組んでいます。
- 米原南工業団地への企業誘致を進めていくため、貨物ターミナル駅およびアクセス道路が早期に整備されるよう関係者との協議を進めるとともに、工業団地へのアクセス道路である市道入江磯梅ヶ原線の整備を進めています。
- 工業振興支援事業として、市内企業からの相談に対し、迅速できめ細やかな対応に取り組んでいます。
- 就農者の増加に向けて、新規就農者への支援を行っています。

踏まえるべき動向

- 世界的な経済不況や企業活動のグローバル化などにより経済全体が停滞する中、地域経済の活性化対策や雇用創出が求められています。
- 農業就業人口は減少し、高齢化が進んでおり、農業の後継者不足や耕作放棄地の増加が課題となっています。

課 題

- 貨物ターミナル駅やアクセス道路のインフラ*整備を進める必要があります。
- 企業立地や市内企業の拡大に伴う雇用の場を増加させ、まちの活性化を図る必要があります。
- 集落営農および経営規模の拡大、新規就農者の支援などとともに、農業の普及活動を行い、農業振興を図る必要があります。
- 良質な材木の搬出ができるよう林道からの路網整備（作業道、作業路）が必要となっています。
- 山の植林、植栽に危害を与え、また農作物に被害を与える獣害対策が必要となっています。
- 農業用水路の補修や更新をはじめ、農業施設の保全管理に対する支援策の検討が必要となっています。
- 農業振興地域整備計画の改定見直しを県と連携しながら行い、土地利用を検討し、進めていく必要があります。
- 中小企業に対する新たな支援策が必要となっています。

◆目的達成指標

指標値	現状値	目標値
1 企業の事業拡大および新規立地の件数	1 件	5 件
2 市内従業者数	4,356 人	4,600 人
3 担い手による農地経営面積比率	53.2%	55%
4 自治会との協定による里山整備面積（延べ面積）【再掲】	63ha	100ha

- 1 企業の設備投資は地域経済の活性化のけん引となるため、事業拡大および新規立地件数を目標とします。
- 2 新たな工場等の誘致や既存工場等の事業拡大により、雇用が創出されることから、市内従業者数の増加を目標とします。
- 3 担い手経営面積実態調査（12月1日基準）により面積比率を算出していますが、担い手農家の若返りを勘案し微増とすることを目標とします。
- 4 自治会との協定により整備面積の合意形成を図り、計画的な里山整備を進めることを目標とします。

◆主な取組の展開

行政の取組

①企業立地の推進

- ・米原南工業団地について、企業立地を推進するとともに、貨物ターミナル駅や国道8号から同駅につなぐアクセス道路などの関連基盤が早期に整備されるよう、関係機関との協議調整を図ります。
- ・米原南工業団地と県道彦根米原線をつなぐアクセス道路となる市道入江磯梅ヶ原線を整備します。
- ・雇用機会の拡大、安定的な税収の確保を図るため、奨励制度の活用などにより、市全域において企業の事業拡大や新規立地を促進します。

②企業誘致の推進

- ・市内における雇用創出を図るため、県制度などの活用とともに、奨励制度の充実を図り、企業誘致を推進します。

③企業活動への支援

- ・企業からの求めに応じた確かな情報提供や迅速できめ細やかな対応に努め、企業活動を総合的に支援します。
- ・市民が企業活動に対する理解を深める機会づくりに取り組みます。
- ・更なる企業立地が可能となるよう、既存産業用地の活用や新たな産業用地の整備検討に取り組みます。
- ・ハローワークや近隣自治体、地元企業と連携し、働きたい人に対する就職説明会を開催するなどの支援を行います。

④農林水産業振興支援の充実

- ・若い農業者が新規就農する際の支援制度など担い手の育成に努めます。
- ・市内で採れた野菜等を学校給食で活用することにより、安定的な販売先を確保するとともに、子どもたちに安全で安心な食材を提供します。

- ・自然や農地を活用した体験事業を推進し、農業の普及活動を行うとともに、体験事業収入として農林水産事業者の所得向上につなげます。
- ・林道からの作業道、作業路の路網整備を推進し、良質な材木の搬出ができるよう整備するとともに、間伐材の利活用を進めます。
- ・市民と協力しながら、資源管理や漁場環境の保全に努めます。

⑤有害鳥獣対策の推進

- ・農作物への被害を防ぐため、有害鳥獣の捕獲や個体数調整、侵入防護柵の設置支援により、被害対策に取り組みます。

⑥農地の生産環境の整備

- ・滋賀県や土地改良区と連携して、老朽化した農業用水路の補修や更新を計画的に行うことで、水路の機能を維持させます。
- ・地域ぐるみで農地や農業施設を保全する団体を支援することで、市内の農村環境を育み、農地や農業施設の機能の維持を図ります。
- ・農道台帳により各路線の延長や構造を把握し、適正な維持管理に努めます。

⑦農地の適正な管理の推進

- ・計画的な土地利用を図り、優良農地の確保と農業振興を行うため、農業振興地域整備計画を策定し、農地の適正な管理を推進します。

⑧商工業振興支援の充実

- ・小規模企業者への融資や商工会の経営基盤強化のための支援を行い、商工業の振興に取り組みます。

市民の取組

- 地域ぐるみで農地や農業施設の保全活動に取り組みます。
- 地元商店街に愛着を持って利用します。

◆関連する分野別計画

米原市農業振興地域整備計画

湖北地域鳥獣被害防止計画

米原市森林整備計画



米原南工業団地



市道入江磯梅ヶ原線

第2節 有効な土地利用によりにぎわいのあるまちをつくる

◆施策の方針

【ねらい】

有効かつ適正な土地利用を進め、にぎわいのあるまちをつくります。

【目指す姿】

- まちの玄関口にふさわしいにぎわいと活気のある駅前整備が進められています。
- 都市計画マスタープランに基づき、市民との協働による土地利用が進められています。

◆現状と課題

現 状

- 平成21年3月に米原駅東西自由通路が開通し、平成22年度末には、自由通路の耐震補強工事が完了しました。平成23年度には東西駅前広場の整備が完了し、米原駅周辺の整備工事が完了目前となっています。
- 「都市計画マスタープラン」に基づき、都市基盤の整備を推進しています。

踏まえるべき動向

- 地域の魅力や資源を活かした土地利用を図るため、住民参加と協働によるまちづくりを推進することが求められています。

課 題

- 米原駅東部土地区画整理事業の早期完了により、米原駅前の具体的な土地利用計画を進め、整備された米原駅周辺の効果的な利活用と公共施設の適正な維持管理に取り組む必要があります。
- 地区計画制度^{*}等を活用することにより、地域に応じた良好な居住環境の形成等を図る必要があります。
- 都市計画区域の再編を含めた地域全体の土地利用制限を見直すことで、人口減少などへの歯止めをかけ、市街化区域以外の地域活性化と民間企業等の開発誘導による経済効果等が求められています。
- 公営・改良住宅について、その適正な維持管理や改良住宅^{*}譲渡対象者の高齢化等への対応が課題となっています。

◆目的達成指標

	指標値	現状値	目標値
1	米原駅東口周辺地区の土地利用面積（プロポーザルエリア）	8.1%	100%
2	「快適な住環境の整備」の満足度（米原市民意識調査による）	74.2%	80%

- 1 区画整理で整備した米原駅周辺地区の土地の利用促進を図ると、都市機能が充実し、市街地の活性化につながるため、土地利用面積を増やすことを目標とします。
- 2 計画的な都市づくりにより良好な住環境の形成が図れることから、住環境に対する市民の満足度を上げることを目標とします。

◆主な取組の展開

行政の取組

①まちの核づくりの推進

- ・ 駅前の基盤整備の早期完了とともに、民間活力の導入による土地利用を推進するなど、にぎわいのあるまちをつくります。
- ・ 利用者の利便性を図るため、自由通路の適正な維持管理に努めるとともに、自由通路内のスペースを有効活用します。

②市民協働による地域特性に応じた都市づくりの推進

- ・ 地域生活圏を大切にし、地域の実情に即した都市計画区域および区域区分（線引き）の検討を進めます。
- ・ 地域主導のまちづくりを促進するとともに、地域の魅力や資源が活かせる都市づくりを進めます。

③住みよい住空間の提供

- ・ 公営・改良住宅の適正な維持管理を図るとともに、改良住宅の譲渡を進めます。
- ・ 若者やU、J、Iターン*者などの定住を促進するために住環境の整備、住宅団地の分譲を行います。

市民の取組

- まちづくりに対する意識を高め、良好なまちなみの保全、育成に努めます。
- 住民主体のまちづくり委員会に積極的に参加します。

◆関連する分野別計画

米原市都市計画マスタープラン



米原駅東口駅前

第3節 体験交流型観光により人がにぎわう魅力あるまちをつくる

◆施策の方針

【ねらい】

観光施策の推進により、来訪者を増やし、交流によるまちのにぎわいを高め、誰もが憧れる魅力あるまちをつくりまします。

【目指す姿】

- 市民がおもてなしのこころを持って観光客を迎え入れるとともに、多様なイベントを通じて観光交流が盛んに行われています。
- 体験型観光などを活用しながら市内で1日が過ごせる観光形態が可能となっています。
- 米原市をイメージする特産品や商品、自然資源、歴史・文化資源などを通じて、米原市全体がブランド化されています。

◆現状と課題

現 状

- 観光マップの作成やホテル発生状況のメール配信など誘客に向けた観光情報の発信を行っています。
- 米原市観光ボランティアガイド協会には29人の観光ガイドが登録し、観光ツアーやハイキングのガイドを行っています。その他にも、地域で活動する観光ガイド団体があります。
- 平成22年度に米原市観光振興計画を策定し、その取組として「観光地域コミュニティ※」づくりを重点施策に位置付け、現在、3地域で実現に向けて取組を進めています。
- 米原市の地域資源を活用し、日帰り型の農業体験や教育旅行等の体験型観光の受入れを推進しています。
- 近隣市町と連携してびわ湖・近江路観光圏協議会を組織し、広域的な観光振興に取り組んでいます。
- 地域特産の農林水産物を活かした特産品を開発し、生産量も伸びています。
- 農林水産まつりや元気農業研究会などのきっかけづくりを行い、農林水産物の生産者と、加工等の事業者、直売所やレストラン、飲食業従事者との交流、意見交換の場を設けています。
- 伝統野菜である赤かぶや伊吹大根は、県の重点素材（冬野菜）の指定を受けています。

踏まえるべき動向

- 「団体」から「個人」へ、「見る」から「知る、体験する」へ、「遊興飲食」から「本物志向」へなど、観光形態が変わってきており、多様化しています。
- 観光まちづくりの実践により、地域特性や地域住民を巻き込んだ持続可能な観光振興が進められています。
- 農業所得が減少傾向にある中、所得向上に向けて、生産、加工、販売の一体化等の取組である6次産業化を一層進めていくことが求められています。

課題

- 民家ホームステイ受入農家の拡大と、協議会の組織を整備し、受入体制を強化する必要があります。
- 観光情報の適期発信と誘客により地域経済に利益が生まれるよう、情報発信の充実に努める必要があります。
- 米原市観光振興計画に基づき、各種事業者、団体等との調整や、観光地域コミュニティづくりを進める必要があります。
- ガイドの育成を進めるとともに、市民のおもてなしのこころの育成を図る必要があります。
- 観光振興に向け、集客力のある観光イベントを今後も活用し、観光入込客数を増加させる必要があります。
- 農業生産者団体をはじめ、行政関係部局が連携しながら、開発した特産品の販路拡大や PR 強化を図る必要があります。
- 農林水産まつりなどを活用し、生産者、加工グループ、販売者などとのネットワークを構築していく必要があります。
- 米原市の自然や歴史・文化などを全国に PR するとともに、起業支援や6次産業化なども進めながら、米原市の新たな魅力づくりに取り組むことが求められています。



民家ホームステイ体験



天の川ほたるまつり

◆目的達成指標

指標値	現状値	目標値
1 観光入込客数（観光入込客統計調査による）	165 万人/年	175 万人/年
2 観光客の満足度	57.5%	70%
3 市民の観光客に対する受入意識の割合 （米原市民意識調査による）	38.2%	70%

- 1 観光情報の発信や受入体制を整備することにより、米原市を訪れる観光客が増加することから、年間の観光入込客数の増加を目標とします。
- 2 観光振興計画に基づき、「米原市観光振興計画策定に係る観光客アンケート調査」（平成 21～22 年度実施）より、「当地への来訪の感想」の「満足」と「やや満足」の合計を高めることを目標とします。
- 3 観光振興計画に基づき、「米原市民意識調査」の「あなたは、米原市を訪れる観光客などお客さんを快く受入れていますか」で「快く受入れている」人の割合を高めることを目標とします。

◆主な取組の展開

行政の取組

①体験型観光の推進

- ・教育旅行などの体験型観光を受入れ、豊かな自然や伝統的な文化、人情あふれる土地柄などの地域資源を活用したまちづくりを進めます。

②観光情報の発信

- ・観光マップやウェブサイト、メール配信、観光キャンペーンなど、多様な方法により、米原市の観光資源の魅力を全国へ情報発信します。
- ・あらゆる立場の人が安心して米原市に訪れることができるよう、多目的トイレなどのバリアフリーに関する情報を発信します。

③観光客の受入体制の整備

- ・米原市観光振興計画に基づき観光地域コミュニティづくり等の重点プロジェクトを推進します。
- ・地元住民や団体等との協力、連携を図りながら、観光案内ガイドの育成と活動支援を行い、観光客の受入体制を整備します。
- ・観光客が迷うことなく目的地に訪れることができるよう、観光地域コミュニティと連携しながら、案内標識などの作成に努めます。

④観光イベントの支援

- ・雪合戦奥伊吹バトル、天の川ほたるまつり、中山道柏原宿やいと祭などの魅力ある観光資源を活用した観光イベントの開催を支援します。

⑤特産品づくりの推進

- ・伊吹山の薬草をはじめとする地域資源を活かした特産品の開発を進めます。
- ・伝統野菜のブランド化を定着させ、加工品の取組を推進します。また、推進作物の品目選定や推進計画を策定し、販路を確保します。
- ・工芸品、農林産物等、市内における特産品のパンフレットを作成し、情報発信するとともに、関連事業者と連携しながら販売促進を図ります。

⑥全国へのPR活動の推進

- ・米原市にゆかりのある著名人をふるさと大使^{*}に任命し、また市内外のイベントでシンボルキャラクター^{*}を活用した取組を行い、さらにふるさと応援寄付金^{*}の特典に市内特産品を付けるなど、米原の良さを知ってもらうために全国に米原市をPRします。

⑦伊吹山などを活かした新たな魅力づくりの推進

- ・伊吹山など地域の価値を高めブランド化するための戦略を立案するとともに、地域全体を統一したコンセプトでブランド化します。
- ・若者や女性の起業を支援して、地域ブランドづくりを進めます。

- ・中小企業等を対象に、農商工連携や地域資源等を活用した新商品づくり、新サービスの開発や販路開拓に対して支援を行い、新たな魅力づくりを進めます。

市民の取組

- 米原市を訪れる人をおもてなしのところで温かく受入れます。
- まずは市民が米原市の「いいもの」「いいところ」などを知ります。
- 市民自らが、米原市の魅力を積極的にPRします。

◆関連する分野別計画

米原市観光振興計画

第4節 いつまでも住み続けたい水源の里まいばらをつくる

◆施策の方針

【ねらい】

水源の里まいばらの魅力を伝え、米原に住みたいファンを増やし、定住につなげることができるまちをつくりまします。

【目指す姿】

- 農業体験や体験観光を通じて水源の里まいばらファンが増加しています。
- 米原の住みよい環境や魅力により、移住者が増え、定住が進んでいます。
- 米原市をイメージする特産品や商品、自然資源、歴史・文化資源などを通じて、米原市全体がブランド化されています。

◆現状と課題

現 状

- 地域主体による農業体験等の田舎暮らし体験のメニュー化および姉川上流地域などでの民家ホームステイと連動した体験の提供により、自然にふれる機会をつくっています。
- 水源の里まいばらのイメージづくりやグリーン・ツーリズム*、定住化の推進などを進めています。

踏まえるべき動向

- 景色や施設をただ見る観光から、実際に触れ、参加してみる体験型観光の形態が増えてきています。
- 都市と農村による交流への期待が高まっており、グリーン・ツーリズムをはじめとした新たな交流需要の創出の取組等を進めていく必要があります。

課 題

- グリーン・ツーリズムを地域主体で持続的に進められるよう、支援していくことが必要となっています。
- 水源の里まいばらのイメージの発信と併せて、ファン倶楽部の取組を推進し、水源の里まいばらへの関心を高めることが必要となっています。
- 水源の里振興策や米原駅周辺整備などの進捗に合わせ、米原に住みたい、行ってみたい、働きたいと思ってもらえる取組を進める必要があります。
- 米原市の自然や歴史・文化などを全国にPRするとともに、起業支援や6次産業化なども進めながら、米原市の新たな魅力づくりに取り組むことが求められています。
- 空き家等を利用して定住促進を図るとともに、地域活性化に向けた住民意識の高揚が必要となっています。



水源の里まいばらみらいづくり隊の活動



田植え体験

◆目的達成指標

指標値	現状値	目標値
1 市全域を「水源の里」としていることを知っている市民の割合 (米原市民意識調査による)	37.6%	50%
2 水源の里まいばらまるごと体験学校の数	0 か所	1 か所
3 水源の里まいばらファンの人数 (体験学校の受講者数 延べ人数)	0 人	250 人
4 水源の里指定地域への移住件数	8 件	15 件

- 1 市内外でのプロモーション活動等により、水源の里の理念が市民に広がることから、水源の里まいばらのブランド化につながるため、認知度の向上を目標とします。
- 2 農業体験や田舎暮らし体験等の機会を通年で提供する仕組みがないため、その創設を目標とします。
- 3 水源の里まいばらに魅力を感じ、持続を支える(応援する)ファンの増加を目標とします。
- 4 過疎や高齢化により人材不足が深刻化しているため、水源の里振興施策に関連して指定地域へ移住した世帯数の増加を目標とします。

◆主な取組の展開

行政の取組

①地域資源を活かした体験事業の推進

- ・農業体験や田舎暮らし体験などの様々な体験や交流を通じて、水源の里まいばらまるごと体験でできる、持続可能な地域主体の仕組みづくりを進めます。
- ・自然や農地を活用し、体験事業と併せて市内外へ魅力を発信します。

②水源の里の魅力の発信

- ・市内で頑張る若者等の姿や、移住者等のライフスタイルを発信して水源の里の魅力を PR し、水源の里まいばらのイメージづくりにつなげます。
- ・水源の里まいばらの魅力や地域資源を活かし、まいばらファンを増やすための取組(ファン倶楽部)を展開します。

③移住・定住の促進

- ・市民主体による集落の持続的発展を支えるため、移住促進や、市外のまいばらファンなど、多様な力を水源の里まいばらに結びつける取組を進めます。
- ・指定地域へのU、J、Iターンをはじめ、移住者や地域に魅力を感じる来訪者や滞在者を増加させるため、情報発信、空き家等の活用支援、交流事業への支援等に取り組みます。

市民の取組

- 日帰り型の農業体験や民家ホームステイを受け入れ、米原市を訪れる人を温かく迎え入れます。
- 市民が水源の里のイメージを共有し、自らが魅力を発信します。
- まずは市民が米原市の「いいもの」「いいところ」などを知ります。
- 市民自らが、米原市の魅力を積極的にPRします。

◆関連する分野別計画

水源の里まいばら元気みらい条例推進計画 米原市観光振興計画



政策実現のための都市経営

1 市民主権による都市経営（協働のまちづくり推進）

◆施策の方針

【ねらい】

市民の市政への参画機会を増やし、市民参加と協働を進めるまちをつくります。

【目指す姿】

- 市民の意見が市政に反映されるとともに、市民と行政の協働によるまちづくりが進められています。
- 地域創造会議※やルッチ大学などを通じて、まちづくり活動を行う市民が増え、市民が主体となるまちづくりが活発に行われています。

◆現状と課題

現 状

- 米原市自治基本条例の実効性を高めるため、条例に基づく政策の具現化、事業の改善およびまちづくり体制の整備等の運営状況を定期的に検証や評価し、改善を求める仕組みが構築されています。
- パブリックコメント※やご意見バンク※などにより市民の意見を取り入れています。
- 各地域において地域創造会議でまちづくり活動を支援しています。
- 団塊世代の退職後の生活、地域活動の情報提供や仲間づくりなどを進め、積極的な地域活動への参加を促しています。

課 題

- できるだけ多くの市民意見が把握できる仕組みの強化や広聴制度の一元化、更には市民に対して広聴意見などの公表を図るとともに、市民の声に対する反映方法や対応方策の検討が求められています。
- 地域創造会議を通じて発足した団体の活動の継続や自立を促すことにより、4地域の特色が活かされたまちづくりが展開されることが求められています。
- 新たな公共の担い手として、市民の創意工夫に満ちた事業の提案を受け、協働によるまちづくりを実施していくことが求められています。
- まちの魅力を発信して、まちづくりの応援者を増やすことが必要となっています。
- 自立した元気な地域づくりに向けて、自治会への支援が求められています。

◆目的達成指標

指標値	現状値	目標値
1 公募枠を設置する審議会等の割合	44.3%	50%
2 市民参加や協働に必要な方策としてパブリックコメントを選んだ市民の割合（米原市民意識調査による）	23.4%	30%
3 地域創造支援事業を通じて自立した団体数	14 団体	25 団体
4 地区計画決定区域内の土地利用률	49%	80%

- 1 開かれた市政の運営のため、さらなる市政への市民の参画割合の上昇を目標とします。
- 2 広聴制度の必要性が市民に理解されと考えられるため、市民意見が活発化することを目標とします。
- 3 まちづくりを活性化させるため、助成後自立した団体の増加を目標とします。
- 4 地区計画決定時の区域の整備、開発および保全の方針に合わせた土地利用の推進を目標とします。

◆主な取組の展開

行政の取組

①市民参加と協働によるまちづくりの推進

- ・まちづくりの基本となる自治基本条例の理念を市民に周知し、協働のまちづくりを推進するとともに、地域に必要なことを自ら考え実践する「地域力」向上を支援します。
- ・市政への市民参加を促進するため、市民意識調査をはじめ、パブリックコメントやご意見バンクなどの広聴制度の充実を図るとともに、市民意見を市政に反映します。
- ・「出前トーク市長と語る」の開催を通して、市民意見を共有化し、一元化した中で政策へ反映します。
- ・市が設置する審議会等において、公募委員枠を設けて市民参画を促進します。

②まちづくり活動を担う人材の育成

- ・地域創造支援事業をはじめとする地域特性を活かしたまちづくり活動を支援するとともに、市民提案による公益的活動を全市に広げる取組を進めます。
- ・新たな公共の担い手となる NPO やボランティアなどの育成を推進し、その活動や運営を支援する体制づくりを進めます。
- ・ルッチ大学等を通じて、まちづくり活動を担う人材を育成します。
- ・滋賀県レイカディア大学などで学んだ市民が活躍できる場づくりに努めます。
- ・団塊世代をはじめ、元気な高齢者が、知識や技術を活かしてまちづくりに参加できるよう、取組を進めます。

③まちづくりの応援者の増加

- ・米原の魅力を全国に発信し、ふるさと応援寄付金を通じてまちづくりの応援者の増加を図ります。

④地域住民が主体で進めるまちづくりの推進

- ・住民が主体となってつくる4地域におけるまちの核づくりの構想を、行政が支援しながら、その実現に向けて計画を進めます。

⑤絆でつなぐ地域コミュニティの醸成

- ・絆に視点を置いた事業を展開し、人と人の絆、地域の絆の強化に努めます。
- ・自治会におけるまちづくり活動を支援します。

市民の取組

- パブリックコメントや公募委員などに積極的に参加し、市政に意見を届けます。
- ふるさとへの愛着を持ちます。
- 各自治会等で行うまちづくりに関する活動に積極的に参加します。
- まちづくりに関心を持ち、自己の持つ知識や技術をまちづくりに活かします。

◆関連する分野別計画

米原市都市計画マスタープラン

米原市行財政改革大綱

米原市行財政改革実施計画



地域創造支援事業 花嫁行列



出前トーク市長と語る

2 顔の見える都市経営（情報の共有）

◆施策の方針

【ねらい】

様々な種類の媒体を活用して情報を提供し、市民との情報交流が活発なまちをつくります。

【目指す姿】

- 市民が知りたい情報がどこでも得られるようになっています。
- 様々な媒体を通じて、市民との情報交流が活発に行われています。

◆現状と課題

現 状

- 市民に分かりやすい情報を提供するため、広報まいばらや公式ウェブサイト、行政放送伊吹山テレビによる情報に加えて、メール配信サービスや市政情報プラザなど、市民に対する情報提供手段を拡充しています。
- 平成22年度から、庁内に「広報戦略会議」および「PR ミーティング」を新たに設置し、戦略的な情報発信に向けた体制を整えています。

課 題

- 今後、更なる機能拡充が求められる公式ウェブサイトのリニューアルに向けたサイト管理システムの早急な刷新が求められています。
- 様々な媒体を活用して情報発信の充実などを図り、市民との情報交流を行っていく必要があります。
- 市民の利便性向上と行政経営の簡素化、効率化を図るとともに、市が提供するサービスを時間的、地理的に制約なく活用するために行政事務の電子化を進めることが求められています。
- 行政運営の公正性の確保と透明性の向上を図るため、市民が必要とする市政の情報を公開することが求められています。
- 日々、高度化、悪質化するセキュリティ危機に対応するため、情報セキュリティポリシー^{*}の見直しなど、セキュリティ対策の実効性を確保していく必要があります。

◆目的達成指標

指標値	現状値	目標値
1 市の情報を「広報まいばら」から得る市民の割合 (米原市民意識調査による)	80.1%	90%
2 市の情報を「伊吹山テレビ」から得る市民の割合 (米原市民意識調査による)	52.7%	70%
3 市の情報を「公式ウェブサイト」から得る市民の割合 (米原市民意識調査による)	6.1%	20%

1、2、3 積極的な情報発信や、市民との情報交流を進めることで、各種媒体への興味と関心が高まると考えられるため、主に市の情報が得られる3つの媒体の割合の上昇を目標とします。

◆主な取組の展開

行政の取組

①市民との情報共有の推進

- ・市民との情報共有を進めるため、広報まいばら、伊吹山テレビや公式ウェブサイトなどを通じ積極的に情報を発信します。
- ・市政への市民参加を促進するため、市民意識調査をはじめ、パブリックコメントやご意見バンクなどの広聴制度の充実を図るとともに、市民意見を市政に反映します。

②地域情報化の推進

- ・地域情報化計画に基づき、市民が知りたい情報がいつでも、どこでも、だれでも得られ、安心して安全な市民生活が送れる環境を整えます。
- ・メール配信サービスなどを活用し、市と市民の情報交流を活発化します。

③電子自治体の構築

- ・行政手続や庁内情報システムの電子化を推進するとともに、情報システムの利用に当たっては個人情報などに十分配慮し、情報の保護と管理を徹底します。

④情報公開の推進

- ・市政情報の開示をはじめ、情報提供施策の充実を図るなど、情報公開の総合的な推進に努めます。

⑤個人情報保護の徹底

- ・情報セキュリティ向上のため、各電算システムの更新を順次行います。
- ・日々、高度化、悪質化するセキュリティ危機に対応して、情報セキュリティポリシーの見直しを行います。
- ・情報セキュリティ内部監査を行い、情報セキュリティ対策の実効性を確保します。
- ・情報セキュリティに対する周知啓発および研修を通じて、職員の意識向上を図ります。

市民の取組

- 情報共有の仕組みを活用できる能力を高めます。
- 地域活動や市民活動の情報を積極的に発信します。

◆関連する分野別計画

米原市地域情報化計画 米原市情報セキュリティポリシー



広報まいばら



伊吹山テレビ

3 次代に引き継ぐための都市経営（行財政改革の推進）

◆施策の方針

【ねらい】

持続可能な地域経営に向けて、健全な行財政運営を行うことができるまちをつくります。

【目指す姿】

- 総合計画と連動しながら、事業や施策が評価される仕組みが構築されています。
- 健全な行財政運営が行われています。

◆現状と課題

現 状

- 平成 20 年度決算から連結財務書類 4 表（貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書および資金収支計算書）を作成し、広報まいばら、公式ウェブサイトにて市民に公表しています。
- 平成 19 年度から事務事業評価制度としてモデル事業において評価を実施し、また平成 22・23 年度には外部評価の一つとして事業仕分けに取り組みました。
- 目標管理制度を導入し、部局別に重点目標を設定し、進捗管理を行うことで、成果志向型の行政経営に努めています。
- 行財政改革大綱、同実施計画に基づき、定員の適正化、指定管理者制度*の導入による組織のスリム化や市民協働を推進しています。

課 題

- 地方交付税の減少などにより財源が縮小する中、安定した財政基盤の確立に向けて、経費の節減をはじめ、受益者負担の適正化、自主財源の確保に取り組むことが求められています。
- 公共施設の見直しに関する意見書に基づき、公共施設再編計画を策定し、公共施設や遊休資産の整理統合を進める必要があります。
- 財務書類 4 表による市の財政状況を職員が正しく理解し、市民に分かりやすく公表し、市の財政状況を理解してもらう必要があります。
- 行財政改革大綱および行財政改革実施計画に基づき、行財政改革を推進して、安定した財政基盤を確立し、健全な財政運営を行うことが求められています。
- 行政評価システムを確立し、PDCA サイクル*に基づき、効率的で効果的な行政運営を行う必要があります。
- 目標管理制度や事業マニフェスト*などを活用し、成果志向型の行政運営を進めていく必要があります。
- 東日本大震災以降、災害等危機管理体制の一層の強化が求められています。



みんなにわかるみんなのまいばら予算

◆目的達成指標

指標値	現状値	目標値
1 実質公債費比率	15.1%	18%未満
2 市役所職員の対応はよいと答えた市民の割合 (米原市民意識調査による)	73.3%	80%
3 第2次行財政改革実施計画の達成率(総合評価3以上の割合)	80%	90%

- 1 実質公債費比率とは、標準的な年間収入に対して、地方交付税などで措置される部分を除いた借金の返済額の割合のこと。この比率が18%以上になると、新たな借金をするために県の許可が必要になることから、この指標を超えないような財政運営を行うことを目標とします。(単年度ではH22:17.5%、H21:13.2%、H20:14.8%)
- 2 人材育成の観点から、市役所職員の対応はよいかという問いに対して「思う」「そう思う」「普通」と答えた人を増やすことを目標とします。
- 3 効果的かつ効率的な行財政運営が行われているかどうかを把握するため、第2次行財政改革実施計画の達成率(取組状況)を目標とします。

◆主な取組の展開

行政の取組

①財源の確保

- ・市税の更なる徴収強化と広告収入などにより、自主財源の確保を図ります。
- ・後年度負担に留意しながら交付税措置の高い有利な地方債を発行し、財源の確保に努めます。
- ・受益と負担の公平性を確保するため、公共施設使用料、保育料、上下水道使用料や諸証明発行の手数料などを見直し、財源の確保に努めます。

②健全な行財政運営

- ・中長期の収支見通しや総合計画の実施計画と連動した精度の高い財政計画を策定し、健全な財政運営を堅持します。
- ・建設工事等競争入札参加者の格付けおよび選定基準を見直すとともに、一般競争入札を本格導入します。
- ・市有財産の適正な維持管理を行います。また、統一した基準で資産としての状態を把握、評価し、計画的かつ効率的に管理できる仕組みを検討します。
- ・持続可能なまちづくりを実現するために、公共施設再編計画を策定し、庁舎や公民館などの公共施設の再編や適正配置および延命化の検討を行い、米原市にとって最適な規模に見合った行政運営に努めます。
- ・市の適正な将来負担を考慮し、公的資金の補償金免除繰上償還制度^{*}の活用や計画的な繰上償還を実施します。
- ・合併特例措置^{*}の終了を見据え、適正規模の財政運営に努めます。

③財政情報の開示

- ・財務情報をはじめ、「みんなにわかるみんなのまいばら予算」を年1回発行し、公式ウェブサイト公開するなど財政情報を市民と共有します。

④補助事業改革の実施

- ・より効率的で効果的な補助金交付となるよう補助金制度を見直します。

⑤行財政改革の推進

- ・行財政改革大綱に基づき取組を着実に進めます。
- ・行政評価システムにより事務事業の改善を常に行い、効率的で効果のある行政サービスを提供します。
- ・部局内でコストパフォーマンス*の高い、成果志向の経営マネジメントを行います。
- ・目標管理制度により、成果目標を常に意識した行政経営を行います。
- ・職員の能力を引き出す人事制度や職員研修の充実を図り、新たな行政課題に自ら考え行動できる人材の育成に努めます。
- ・効率的な組織機構の見直しとともに、適正な人員の確保に努めます。
- ・災害等あらゆる危機事案に対処するため、地域防災計画をはじめとする各種計画等の見直しに全庁的に取り組み、危機管理体制の強化を図ります。

市民の取組

- アンケートなどを通じて行政サービスについて意見を出します。
- 市の財政について関心を高めます。

◆関連する分野別計画

米原市公共施設再編計画 米原市行財政改革大綱 米原市行財政改革実施計画
米原市人材育成基本方針 米原市定員適正化計画 米原市財政計画 米原市危機管理計画



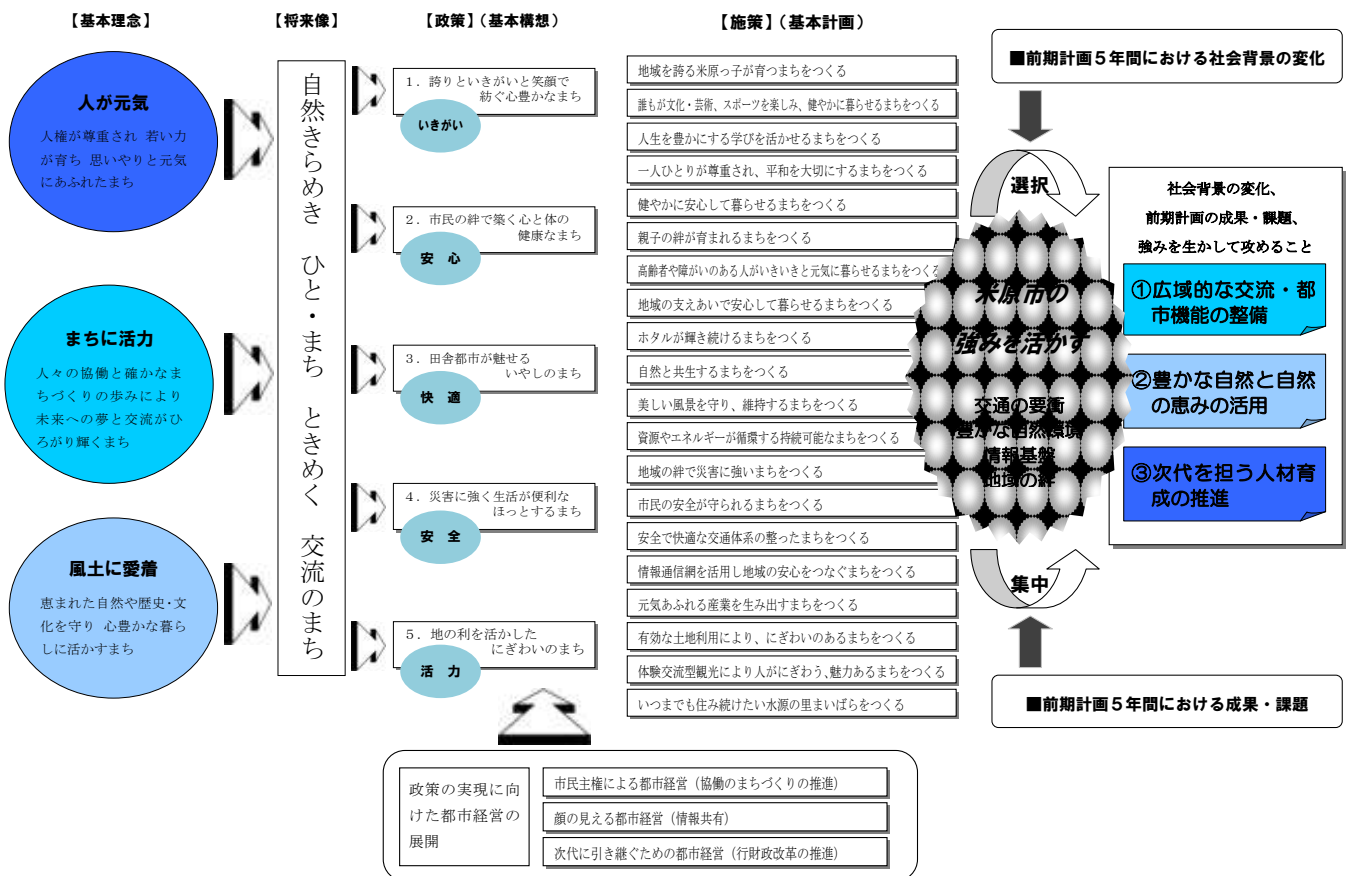
新まちの体力アップ戦略

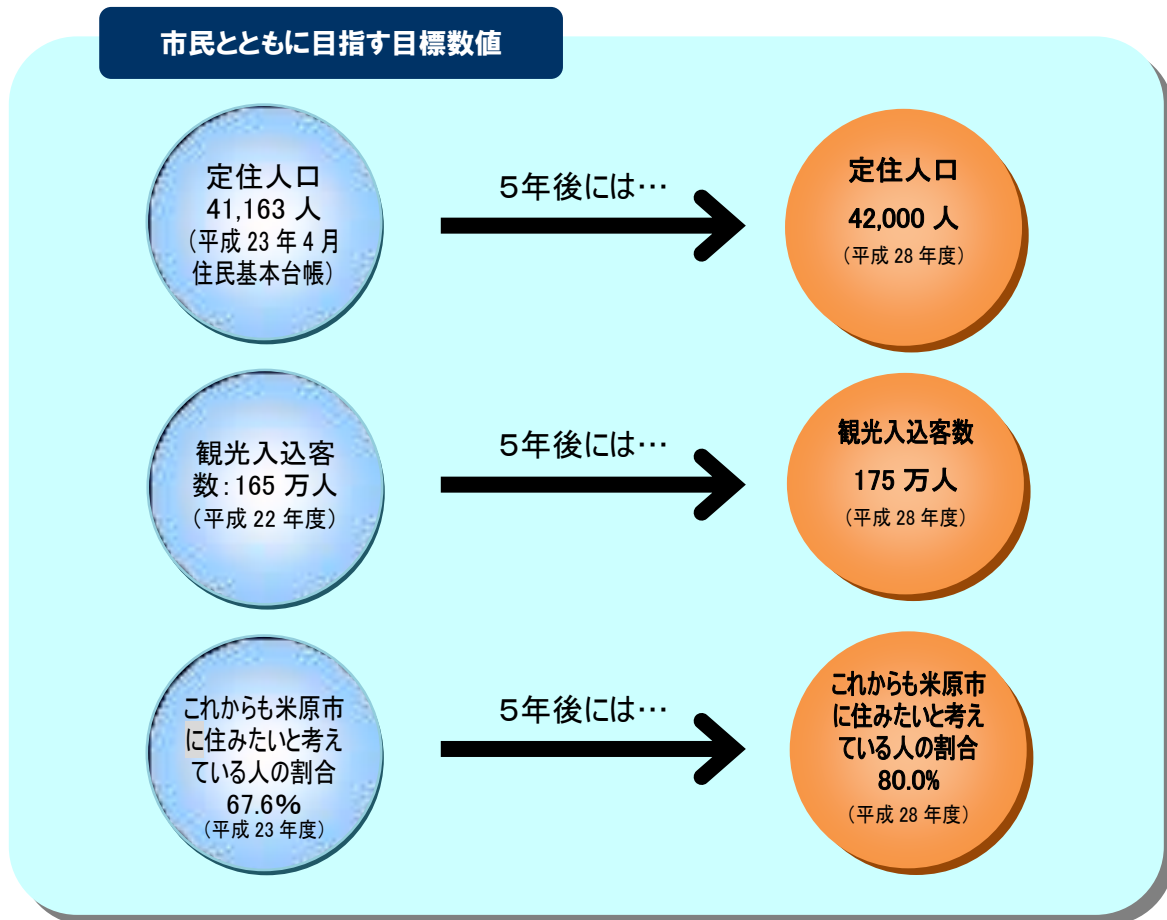
新まちの体力アップ戦略

まちづくりの基本理念として掲げた「人が元気」、「まちに活力」、「風土に愛着」に基づき、将来像を実現するためには、市民、事業者および行政の役割分担と協働による取組を進めていくとともに、地方分権と都市間競争の観点に立って戦略的に施策を進めていく必要があります。

基本構想における米原市の強み弱み分析の結果を踏まえ、前期基本計画で掲げた『まちときめきプラン』『自然きらめきプラン』『ひとときめきプラン』の3つのプランの成果・課題および社会背景の変化をもとに、後期基本計画において「新まちの体力アップ戦略」を設定し、米原市の強みを活かして、選択と集中による重点的かつ戦略的な取組として推進します。

【新まちの体力アップ戦略の考え方】





【新まちの体カアップ戦略の概要】

<p>戦略1 広域的な交流・都市機能の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・リーディングエリア*のにぎわいづくり ・市民の安全を守る防災、危機管理体制の整備
<p>戦略2 豊かな自然と自然の恵みの活用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・水源の里まいばらの定住促進、都市との交流 ・各拠点を結ぶ観光資源の活用とネットワーク化
<p>戦略3 次代を担う人材育成の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な主体が活躍するコミュニティづくり ・親と子、地域の絆を深める子育て支援、教育環境の充実

戦略1 広域的な交流・都市機能の整備

【戦略1 推進方策】

米原市は、地の利を活かした交通網によって京阪神、中京圏および北陸圏を結ぶ交通の要衝となっています。これは近隣市にはない米原市の強みです。この強みを最大限に活用し、更に磨きをかけることで、人や産業が定着し、活力とにぎわいにあふれた交流・都市機能が発揮されるとともに、誰もが暮らしやすいまちづくりが可能となります。

これまでに、米原駅東西自由通路の開通、JR西日本の橋上駅舎の供用開始、米原駅の東西駅前広場の整備完了など米原市の玄関口である米原駅前の整備が進みました。今後は、まちの顔としてだけでなく滋賀県の玄関口としてふさわしい米原駅周辺のにぎわいを創出するため、商業施設、交流スペースなど来訪者が滞留して楽しめる空間の確保を進めるとともに、観光拠点としての利便性を高めます。また、米原駅東部土地区画整理事業の保留地の売却、企業、事業所などの誘致による働く場の確保を進め、通勤者でにぎわう活力ある米原駅周辺としていきます。

坂田駅周辺では、市民主体のまちづくり委員会が策定した地区計画に基づき、開発工事が進められています。今後も市民が主体となり、地域の持つ魅力や資源を活かすまちづくりを進めていきます。

さらに米原南工業団地では、鉄道と道路が結節し「もの」の集散に有利であるという強みを活かし、新たな企業の立地を促す環境整備に引き続き取り組みます。

また、東日本大震災や豪雨被害により、市民の災害への意識が高まっており、全市的なまちづくりに当たっては、災害リスクを考慮した土地利用や建築規制を一体的に行うなど、ソフト、ハードの施策を進める必要があります。災害時の被害を最小化する「減災」の考え方にに基づき、防災教育の徹底をはじめ、「絆マップ」の整備や災害時要援護者の把握に努め、それらを活用した防災訓練を行うなど人と人の結びつきを大切にするコミュニティの一体性を確保するため、「絆」を重視した安心・安全の取組を進めるものとします。



米原西口駅前広場



急傾斜地崩壊防止対策

【分野横断的施策の概要】

分野横断的施策	施策の目的	5年後の達成イメージ	
		〔指標の設定〕	
		現状	5年後
リーディングエリアの にぎわいづくり	リーディングエリアである米原駅、坂田駅周辺において、交通の要衝である強みを活かし、商業施設や公共施設などの集積を進め、人や産業が定着し、活力とにぎわいを創出する。	広域的な交流機能の整備 に対する満足度が高い	
		〔市民意識調査における満足度〕	
		63.7%	70%
市民の安全を守る防災、 危機管理体制の整備	災害リスクを考慮した土地利用と建築規制を一体的に行うなど、ソフト、ハードの施策を進める。	防災・防犯体制、安全な生活環境の整備に対する満足度が高い	
		〔市民意識調査における満足度〕	
		72.6%	80%

【関連施策】

- 第4章 第1節 地域の絆で災害に強いまちをつくる
- 第4章 第4節 情報通信網を活用し地域の安心をつなぐまちをつくる
- 第5章 第1節 元気あふれる産業を生み出すまちをつくる
- 第5章 第2節 有効な土地利用によりにぎわいのあるまちをつくる

戦略2 豊かな自然と自然の恵みの活用

【戦略2 推進方策】

伊吹山から琵琶湖まで豊かな自然や伝統文化を持つ米原市の資源価値をより一層高め、米原らしさをアピールするとともに、米原に魅力を感じ、米原を体感する人を増やしていくことが、地域の持続可能な活力づくりにつながります。

平成 21 年に水源の里まいばら元気みらい条例を制定し、推進計画に基づき、水源の里まいばらのイメージづくりやグリーン・ツーリズム、定住化の促進などを進めてきました。また、農業体験や民家宿泊の体験者数は増加傾向にあります。このことから、米原市に訪れ農村生活を体感した人などを対象に、継続的に米原を応援してくれる「米原ファン」を増やしていく取組を進めます。特に、定期的に米原市を訪れ、四季折々の自然や農家の暮らしを楽しんだり、農作業などにいそしんだり、米原の自然環境や住環境、風景を守る活動に参加、参画するなど、過疎化や高齢化の中での担い手として期待できる「米原ファン」の輪を広げ、定住促進とまちの活性化につなげます。

また、観光振興計画では、「観光地域コミュニティ」づくりを最重点プロジェクトに位置付け、3つの地域で取組が芽生え、モデル地域ができつつあります。観光地域コミュニティの活性化のためには、各拠点を結びネットワークが求められます。こうしたネットワークの活用や今後、まちなみや文化的景観の保全が進められることを踏まえ、農業体験などのメニューを拡大し、市内の自然、歴史、文化、産業などを学べる体験・交流型メニューを開発し、子どもから大人までの「学ぶ」観光を進めます。

一方、まなびサポーターやまちづくりリーダーなどの地域の人材が、市民のいきがいづくりや生涯学習の場だけでなく、観光分野でも活躍できる場を広げます。



雪掘り野菜収穫体験



民家ホームステイ体験（農作業の手伝い）

【分野横断的施策の概要】

分野横断的施策	施策の目的	5年後の達成イメージ	
		〔指標の設定〕	
		現状	5年後
水源の里まいばらの定住促進、都市との交流	米原を体感し魅力を感じ、応援してくれる「米原ファン」を増やし、定住促進とまちの活性化を図る。	米原を応援してくれる米原ファンが増え、その輪が広がっている	
		〔水源の里まいばらファン（体験学校の受講者数）〕	
		0人	延べ250人
各拠点を結び観光資源の活用とネットワーク化	豊富な観光資源の有効活用と連携強化により、観光交流人口を拡大し、観光関連産業の活性化を図る。	もてなしのこころを持った市民が増えている	
		〔市民の観光客に対する受入意識〕	
		38.2%	70%

【関連施策】

- 第1章 第3節 人生を豊かにする学びを活かせるまちをつくる
- 第3章 第2節 自然と共生するまちをつくる
- 第3章 第3節 美しい風景を守り維持するまちをつくる
- 第5章 第3節 体験交流型観光により人がにぎわう魅力あるまちをつくる
- 第5章 第4節 いつまでも住み続けたい水源の里まいばらをつくる

戦略3 次代を担う人材育成の推進

【戦略3 推進方策】

東日本大震災の発生から復興への道のりにおいて、「人々の絆や地域のつながり」の大切さが再認識されています。米原市の強みである人と人、地域の絆を最大限に発揮し、「共助」を軸にした新たな支え合いや助け合いの仕組みを構築することは、これからも住み続けたいと思う人の増加につながります。

これまで地域の特性を活かしたまちづくりを展開するため「地域創造会議」を設置し、より地域に密着した取組を支援する仕組みを構築しました。自主防災組織や絆マップの作成、観光地域コミュニティなど、地域を切り口とした活動は活発化しつつあります。今後は、地域の資源や特性を活かした取組を、自主的かつ計画的な事業として提案できる制度を構築し、公益的な取組として全市に広げていきます。また、その担い手として、地域創造会議をはじめとする多様な主体による新たなコミュニティづくりも視野に入れ、人材育成に取り組むとともに、その人たちが活躍できる場を提供するなどの支援を行っていきます。

また、子育て、子育て支援や青少年対策など、子どもに関係する施策を一体的に推進する体制整備とともに、「まいばら親子の絆プロジェクト」を進め、子と親または地域の結びつきを深める取組を進めてきました。今後、更に子どもに関する施策や教育などに力を入れることで、安心して子どもを産み育てることができ、新規移住者が増加する「定住促進のサイクル」を形成することが可能となります。特に、子育て・子育て支援の施策を総合的に推進するための条例制定とそれに基づく取組を進め、また地域の元気な高齢者の活力を活用した子育て支援を図ります。このような事業展開の際には、ルッチ大学等で学んだまちづくりリーダーやまなびサポーターなどの人材を活用し、地縁や知縁が結びつく「地域の絆」によるまちづくりを展開します。



地域創造支援事業 入江干拓親水事業



親子の絆プロジェクト 水生生物学習会

【分野横断的施策の概要】

分野横断的施策	施策の目的	5年後の達成イメージ	
		〔指標の設定〕	
		現状	5年後
多様な主体が活躍する コミュニティづくり	地域創造会議をはじめとする多様な主体による、地域の特性を活かしたまちづくりを進めていく。併せて、市民提案による公益的な取組を全市に広め、その担い手となる人材育成や活躍の場づくりなどの支援を行う。	市民と行政との協働のまちづくりの推進に満足している人が増えている	
		〔市民意識調査における満足度〕	
		75.8%	80%
親と子、地域の絆を深める 子育て支援、教育環境の充実	子どもに関する施策を一体的に進めるとともに、親子の絆、地域の絆を深める取組を進めることにより、子育て、子育て支援や教育環境の充実を図る。	子育て、子育て支援が充実していると感じる人が増えている	
		〔市民意識調査における満足度〕	
		76.0%	80%

【関連施策】

- 第1章 第1節 地域を誇る米原っ子が育つまちをつくる
- 第1章 第3節 人生を豊かにする学びを活かせるまちをつくる
- 第2章 第1節 健やかに安心して暮らせるまちをつくる
- 第2章 第2節 親子の絆が育まれるまちをつくる
- 第2章 第4節 地域の支え合いで安心して暮らせるまちをつくる

資料編

I 基本構想

I-1 まちの憲法 ～米原市自治基本条例～

『ホタルのように小さな輝きが集まって大きな感動を生むまち』

～ 市民が創る 市民のための物語 ～

わたしたちのまち“まいばら”は、水と緑に恵まれた自然の恵みが受けられる宝石箱のようなまちです。伊吹山をはじめとする山々から豊かな清流が天野川へ流れ、そして母なる琵琶湖へと注がれます。

この澄んだ流れをはじめ、市内のあちこちでホタルという小さな命が誕生し、やがて光となり、その光が光を呼びあい、大きな光となって、満天の星空のごとく光り輝き、わたしたちを癒し・照らし続けます。

この総合計画は、米原市の将来を見据えた物語です。そして、この物語の主人公は市民です。

物語は、主人公であるホタルが誕生することから始まります。

ホタルは、誕生してから光り輝くまで長い月日が必要です。その長い月日の間、土や水の中でいつか輝くことができる日のために力を蓄え、そしてその力が満ちたとき、ようやく小さな一粒の光となります。

ホタルの光は小さく、はかないものです。しかし、この小さな光は次々と誕生し、その光はみずから輝き、別の光に受けいれられ、やがて光と光が共鳴しあい、星座の一团のように光り輝きます。

ゲンジボタル、ハイケボタル、ヒメボタル、クロマドボタル、大きい光や小さい光、いろいろな種類のいろいろな光がお互いを認め合い、助け合い、結集することで、一粒の光から大きな輝きとなり、永遠に輝き続けることができる力となるのです。

光り輝くホタル、すわなちそれは、“まいばら”で「生まれ・住み・学び・働き・歳を重ねていく」わたしたちのことであり、わたしたちが結束し輝くことによって、大きな感動を生むまち“まいばら”が誕生するのです。

さあ、いよいよ“まいばらストーリー”の幕開けです。わたしたちは、お互いに個性を認めあい、手を取りあい、助け合い、結集しあって、みんなで永遠に輝き続けることができる素晴らしい“まいばらステージ”を創っていきましょう。

－ 物語の解説 －

この物語は、まちづくりの主役である市民を、米原市を代表する生物の一つである「ホタル」にたとえ、まちづくりのルール「米原市自治基本条例」の5原則を表現した、新しい米原市を創るための出発物語です。

- ①『**市民主権**』まちづくりの主役である市民を、ホタルに例えています。
- ②『**情報の共有**』市民と行政が持つ情報を提供しあうことで、情報を共有し、そこから交流が生まれることを例えています。
- ③『**多様性の尊重**』他を認め合い、共存することを例えています。
- ④『**役割分担と協働**』このまちに住み、働き、学ぶ人が協力しあい、一つの目標に向かって進むことを例えています。
- ⑤『**持続的発展**』50年・100年後も変わらずに続くまちづくりに取り組むことを、永遠に輝き続ける光に例えています。

第1章 自治基本条例の位置づけ

社会や経済状況などが激変する今日、人の価値観も“ものの豊かさ”から“心の豊かさ”、“量”から“質”へと変化し、市の施策も市民生活重視、地域密着の方向へと転換する必要があります。このような時代の流れを受け、米原市においても新しい自治のスタイルを確立することが必要となってきました。そこで、米原市のまちづくりをどのように進めていくのかという方向性を示した『米原市自治基本条例』を平成18年7月に制定しました。

この条例は、市民、地域、事業者等および市との協働によって、米原市に住み、働き、学ぶすべての人々が、自ら考え、行動し、協力しながら魅力あるまちをつかっていくための大切な「まちづくりのルール」、すなわち「まちづくりの憲法」ということができます。

自治基本条例は、米原市の50年、100年後の未来を見据えた変わることのないまちづくりの理念を示したものであり、総合計画は、自治基本条例の理念に基づき、向こう10年間のまちづくりの到達目標を示したものです。

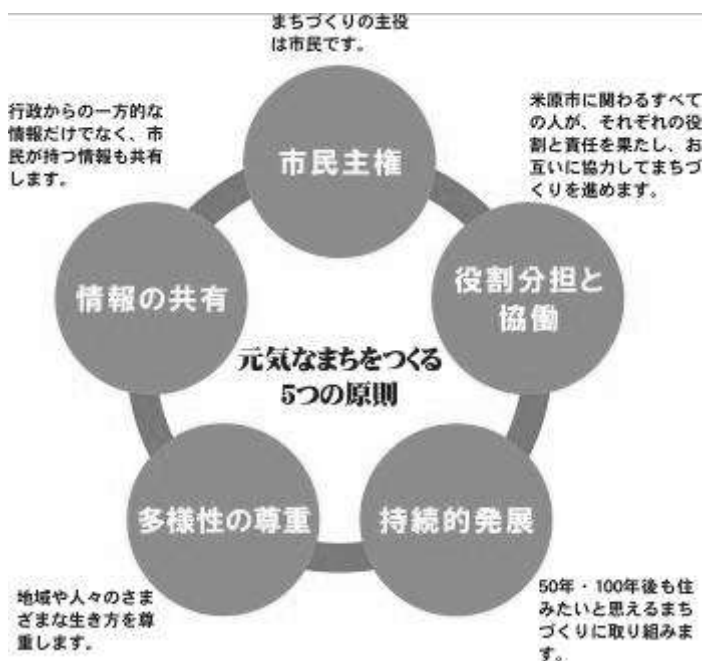
この総合計画では、米原市のまちづくりの理念に基づき、10年後の米原市をどのように実現していくかという目標を描いています。

第2章 自治基本条例の基本原則

図表 自治基本条例の原則

この条例には、まちづくりを進めていく中で欠かせない5つの基本原則が定められています。

これからは、この5つの原則をもとに、市民、地域、事業者等および市との協働でまちづくりを進めていきます。



I-2 計画の策定に当たって

第1章 計画策定の意義

本市は、古来からヤマトタケルノミコトの神話や息長族の繁栄、交通の要衝としての中世・近世の歴史など、文化・経済にわたって強い結びつきを持ち、市民の日常生活でも相互の交流が活発な4つの町（山東町・伊吹町・米原町・近江町）が二度の合併^{*}を経て、平成17年に誕生したまちです。合併前には、この4つの町が個性豊かなまちづくりに取り組み、それぞれ成果をあげてきました。新しく誕生した米原市では、この成果を引き継ぎ、貴重な資源を地域の連携で活かし、市内各地域の良さを活かした発展や一体感を醸成していく取り組みが必要となっています。

一方、近年、少子高齢化の進行、人口減少社会の到来、国・地方の財政の硬直化、本格的なICT社会の到来、経済のグローバル化^{*}の急速な進展、地球環境問題の深刻化など、時代の転換期を迎えています。

このような背景を受け、本市では地域の活力と存在価値を高めながら、市民、地域、事業者等および市がともに地域の振興や地域社会の課題解決に取り組み、協働のまちづくりを推進することが求められています。

本計画は、こうした時代の潮流に対応するとともに、米原市自治基本条例の理念に基づき、市民・地域・事業者等および市と協働によるまちづくりを進めるための指針として策定するものです。

第2章 計画の構成

1. 計画の名称

この計画の名称は「米原市総合計画」とします。

2. 計画の期間

この計画の期間は平成19年度（2007年度）から平成28年度（2016年度）までの10年間とします。ただし、社会経済状況の大きな変動に対して柔軟に対応し、計画の見直しを行うこともあります。

3. 計画の構成

この計画は基本構想、基本計画、実施計画の3層で構成されます。

二度の合併 : (H17.2.14) 山東町・伊吹町・米原町の合併。(H17.10.1) 米原市・近江町の合併。

グローバル化 : 経済活動や文化・芸術などの交流が地球規模で広がること。

第3章 米原市の広域的位置づけ

1. 国および滋賀県における地域の整備方向

国の全国総合開発計画（第5次）・近畿圏基本整備計画（第5次）・中部圏基本開発整備計画（第4次）および滋賀県中期計画では、米原市をとりまく地域の整備方向について次のように位置づけており、本市は近畿圏と中部圏の重なる重要な地域とされています。

図表 国・滋賀県の計画の概要

	全国総合開発計画	滋賀県中期計画
策定期期	平成10年3月	平成15年10月
基本目標	多極型国土構造の形成をめざす「21世紀の国土のグランドデザイン」実現の基礎を築く。	自然と人間がともに輝くモデル創造立県・滋賀
地域の整備方向・基本戦略	<p><琵琶湖などの地域の将来像> 関西との適切な機能分担と連携を図り、経済、文化、学術、研究開発、観光などの様々な面で緊密なネットワークを形成しながら、地域の自立的発展を促進することにより、西日本国土軸の形成に資する。</p>	<p><基本戦略> ○流域全体で取り組む琵琶湖とその生態系の保全・回復 ○ゼロエミッション[※]型地域モデルの構築 ○環境こだわり農業[※]への転換と農山村風景の保全 ○大学の集積を活かした滋賀3K産業[※]・BI産業[※]の創出 ○自然と人にマッチした交通・情報基盤の整備 ○自然の力を活かした新エネルギーの開発・導入 ○自然や地域に学び世界にはばたく人材の養成 ○健康いきいきクオリティライフ[※]の創造 ○子どもと障害者や高齢者が輝く地域社会の構築 ○犯罪に遭いにくく、災害への備えのある安全な地域社会の構築</p>
近畿圏および中部圏整備計画		
策定期期	平成12年3月	
連携軸の形成	<p><福井・滋賀・三重連携軸の形成> 福井から琵琶湖周辺を経て伊勢湾に至る地域については、交通利便性・産業集積・自然環境などを活かし、都市機能・産業機能・学術研究機能などの諸機能の充実とそれぞれの連携の強化によって、地域の活性化、近畿圏と中部圏の連携の強化を図り、福井・滋賀・三重連携軸を形成する。</p>	

◆ **ゼロエミッション**：廃棄物0（ゼロ）の実現に向けて国際連合大学が提唱している構想。

3K産業：環境・健康福祉・観光産業。

BI産業：バイオ・IT産業。

健康いきいきクオリティライフ：年をとっても寝たきりになることなく、いつまでも健康で元気な生活が送れること。

2. 琵琶湖東北部地域における位置づけ

琵琶湖東北部新広域市町村圏計画および琵琶湖東北部地方拠点都市地域基本計画の中で、本市は、長浜市と彦根市の間に位置し、名神高速道路・北陸自動車道のジャンクションとインターチェンジ、東海道新幹線停車駅を有し、琵琶湖東北部地域の中でも中核的な立地の優位性を持っていることから、中心的な都市機能の強化を図る「リーディングエリア」の真ん中に位置づけられるとともに、その東西には「湖岸域交流ゾーン」、「サテライトエリア」、「ふるさとと居住環境ゾーン」、「自然ふれあい交流ゾーン」が位置づけられ、これらが調和した魅力的な地域として期待されています。

図表 琵琶湖東北部新広域市町村圏計画の概要

策定時期	平成 13 年 3 月	
対象地域	米原市・彦根市・長浜市・愛荘町・豊郷町・甲良町・多賀町・虎姫町・湖北町・高月町・木之本町・余呉町・西浅井町	
将来像	自然と歴史・文化が息づく心ふれあう環境創造圏	
目標人口	平成 22 年 およそ 35 万人	
基本となる 6 つの目標	ひとと自然が共生する圏域づくり ひとにやさしく、人権文化が息づく圏域づくり 豊かな地域資源を活かし、ひとを育み、文化の輪が広がる圏域づくり 活力に満ちた魅力あふれる圏域づくり やすらぎとゆとりを実感できる心ふれあう圏域づくり 快適な都市空間の創造による自立した圏域づくり	
ゾーン別の整備方向	都市創造ゾーン	
	リーディングエリア	彦根市から長浜市にかけての地域に、圏域の中心となる都市機能の強化・充実を進め、圏域の発展をけん引する。
	サテライトエリア	圏域の北部、中部、南部に各地域の中心となる拠点を形成し、圏域全体の均衡ある発展による都市機能の強化・充実を進める。
	ふるさとと居住環境ゾーン	良好な居住環境とともに、豊かな自然と歴史文化の中で美しい田園環境を活かした快適な生活空間を形成する。
	自然ふれあい交流ゾーン	豊かな自然と歴史文化に恵まれた山間地帯で、自然とふれあう「うるおい」と「やすらぎ」の交流ゾーンとして、多面的な活用を図る。
	湖岸域交流ゾーン	湖岸域とその周辺を含む地域で、湖と歴史文化（湖辺の道）を舞台とする交流の場を形成する。



第4章 米原市をとりまく社会の動向【外部環境】

1. 価値観や生活様式の多様化

物質的な豊かさがほぼ達成され、人々の価値観は物の豊かさから心の豊かさへと変化し、それに伴い、生活様式は生活の質を重視する傾向が高まり、かつ、多様化・高度化しています。

人間関係も、従来の職業組織中心から家族・地域社会、そして考え方を共有する「知縁^{*}」といった新たな関係へと広がりを見せるようになり、ボランティア^{*}活動などによる社会参加が活発になってきています。

このような社会的ニーズの多様化に適切に対応していく一方、地域社会の自発性を一層尊重して、市民、地域、事業者等および市との新たな役割分担を築いていく必要があるといわれています。

2. 少子・高齢社会の進行

わが国では、かつて経験したことがない急速な勢いで少子高齢化が進み、人口は既に減少局面に入っており、今後高齢化は一層進行すると見込まれています。また、高齢社会においては、保健・医療・福祉等の需要が増加し、かつ、そのニーズは多様化していきます。

一方では、元気な高齢者が知識や経験を活かし、社会の一翼を担っていきいきと就業や社会参加のできる社会の構築が求められています。

少子化の進行に対しては、国・地方自治体そして民間企業を通じての総合的な子育て支援策など、安心して子どもを産み育てることのできる社会環境づくりが必要となっています。

また、少子・高齢社会を支える生産年齢人口の増加が期待できない状況のもとでは、その負担力に限界が現れ、今後あらゆる分野で社会システムや既存施策の見直しが必要になるといわれています。

3. 地方分権の進展

新しい全国総合開発計画である「21世紀の国土のグランドデザイン」では、地域の自立の促進がうたわれ、個性的な地域間の連携と交流による国土づくりの方針が示されました。異なる自然環境、歴史、風土、文化を持つそれぞれの地域が、その個性を活かしたまちづくりに自主的に取り組むことで発展を図ろうとするものです。

平成7年5月に地方分権推進法が成立し、平成10年5月に閣議決定された地方分権推進計画とそれに続く地方分権一括法の施行（平成12年4月）により、地方分権は新たな段階に入りました。地方自治体は国と地方との税財源再配分問題の解決とともに、地方分権への取組と受け皿の整備を進める必要があります。

知縁：信条・関心・知識などを共有する共同体。

ボランティア：一般的に自由意志による自発的・非営利目的で、その対象が公共的である活動をいう。

4. 情報通信技術（ICT）の時代

家庭や企業でのインターネットの普及率が年々増加する中で、国では電子政府、地方では電子自治体への整備が進められています。

電子自治体は、ICT を活用しての情報化・ネットワーク化によって、ワンストップサービスやノンストップ運用など、市民が必要な情報を提供していくことを目標としています。

これからは、市民が使いやすく分かりやすいサービスの提供を目指して、ICT の事務への活用などを進め、市からの情報提供だけでなく、ICT の双方向性を有効に活用していくことが必要です。

5. 経済低成長と産業再編の時代

日本は、バブル経済が崩壊して 15 年あまりが経過し、輸出の増加や生産の下げ止まりなどがありました。これからは緩やかな景気回復が期待されています。それでも、地域間格差や業種間格差・所得格差の拡大、個人消費の伸び悩みなど、真の景気回復には多くの課題が残されています。

国では、構造改革による経済の活性化を進めていますが、国民が豊かさを感じられるようになるには、まだ時間が必要です。

6. 地球環境の時代

地球温暖化の防止や環境に配慮した社会の構築など地球環境を守っていくことは、個人や地域だけでなく地球規模で取り組むべき緊急かつ重要な課題です。

近年、自然保護、大気・水質環境対策、資源の有効活用、ごみ処理問題の改善などに対する関心が高まり、幅広い活動が行われています。

これからも経済と環境の両立を考えながら、市民、地域、事業者等および市がそれぞれ身近な問題として真剣に取り組み、きれいなまち、美しい地球を次世代に引き継いでいかなければなりません。

7. 市民参画と協働の時代

市民のまちづくりへの参画意識の高まりやボランティア活動など社会貢献活動の拡大が見られるなか、平成 10 年に特定非営利活動促進法（NPO 法）が施行されました。その後、市民活動の延長線上にある NPO※（民間非営利組織）などが、新たな市民サービスの担い手として注目され、その柔軟性や機動性を活かした多くの活動が生まれています。

これからは「自分でできることは自分で、地域でできることは地域で」というように、市民や地域が主体性を持ち、その能力を十分発揮できるよう行政が積極的な支援を行い、市民、地域、事業者等および市が協働してまちづくりを進めていく必要があります。

第5章 米原市の特性【内部環境】

1. 米原市の強み

(1) 交通の要衝

東海道本線、北陸本線、東海道新幹線、近江鉄道という鉄道網があり、県下で唯一の新幹線停車駅があります。また、名神高速道路と北陸自動車道の2つの高速道路とそのジャンクションおよびインターチェンジがあり、さらに一般国道としては8号、21号、365号が通過しています。これらによって関西・東海・北陸などを結ぶ交通の要衝となっています。

(2) 豊かな自然環境

日本百名山のひとつである伊吹山とその南には霊仙山がそびえ、総面積の約7割を占める森林に蓄えられた水は、清流姉川や天野川となって地域を流れ、母なる琵琶湖に注ぐという、水と緑に包まれた自然豊かな地域です。

伊吹山のお花畑、姉川の清流、三島池のマガモ、天野川などのホタル、醒井の梅花藻、ハリヨ、オオムラサキ、鮎などの生物やのどかな田園風景、里山など美しい自然があり、貴重な動植物の宝庫となっています。

(3) 情報基盤（ケーブルテレビ）

市内全域にケーブルテレビ（CATV）網を整備することで、身近なテレビ映像を通じた行政情報や市内の行事・話題などを市民に提供し、情報の共有による魅力あるまちづくりの実現に向けて取り組んでいます。さらに、インターネットの高速通信を可能とし、情報通信環境の充実を図っています。

(4) 地域の^{きずな}絆（地縁型社会）

本市は、古くから農林業等が中心であり、土地に定着して地域共同体を作って暮らす「地縁社会」を形成していました。互いに労働を提供する「結（ゆい）」や「催合（もやい）」という共同作業の慣行が、地域の助け合いの源流として今も引き継がれています。

この絆は、今後のまちづくりの礎となる協働と参画の力となることが期待されます。

(5) 歴史・文化資源

伊吹山と醒井の居醒^{いざめ}の清水を舞台にしたヤマトタケルノミコト伝説や、古代豪族息長氏^{おきな}の舞台となるほか、中山道・北国街道・北国脇往還の各宿場など、古くから歴史文化のつながりをもっており、有形無形の歴史・文化資源が数多く残っています。

2. 米原市の弱み

(1) 都市機能の集積

彦根市、長浜市、大垣市に挟まれており、商業・アミューズメント施設、ビジネス、高度医療、宿泊施設などの都市的機能の集積が弱く、人や企業を惹きつける魅力が形成されていません。

また、居住機能についても戸建て住宅の供給は進んでいるものの、マンションなど都心居住型住宅の供給が進んでおらず、居住機能のバリエーションが弱い^①ため、隣接市などへの人口流出を招いています。

(2) 都市基盤の整備

広域交通体系の充実^②に比べ、市内の都市基盤整備が遅れており、企業ニーズや転居を検討している人々のニーズに対応できないなど、交通結節点の機能を十分に活かし切れていません。

(3) まちの一体感

合併による日が浅く、地域・集落間の一体感が不足しているため、米原市民としての一体感の弱さがあります。

(4) まちのブランド力

恵まれた立地特性から来る全国的な知名度に対し、都市イメージや産業イメージが乏しく、人や企業を惹きつける魅力（ブランド力）に欠けます。

(5) 健全な行財政運営

効率性の低さや縦割り意識の強い行政組織など、市民意識に立ったまちづくりの目標設定やまちづくりに対する責任体制の明確化が不足しています。

第6章 まちづくりの課題

第4章、第5章を踏まえ、まちづくりの課題を分析すると以下のとおりです。

	内部環境		
	米原市の強み	米原市の弱み	
まいばら環境分析と まちづくりの課題	(1) 交通の要衝 (2) 豊かな自然環境 (3) 情報基盤 (CATV) (4) 地域の絆 (地縁型社会) (5) 歴史・文化資源	(1) 都市機能の集積 (2) 都市基盤の整備 (3) まちの一体感 (4) まちのブランド力 (5) 健全な行財政運営	
外部環境	求められること(機会) <ul style="list-style-type: none"> ● 地方分権の進展 ● ICTの時代 ● 産業再編 ● 市民参画と協働 	強みを活かして攻めること <ul style="list-style-type: none"> ● 交流中核都市としての確かな成長 ● 産業の活性化と交流型産業基盤の整備 ● 豊かな自然環境と自然の恵みの活用 ● 次代を担う人材育成の推進 ● 市民と行政とのパートナーシップの確立 	弱みを改善すること <ul style="list-style-type: none"> ● 人にやさしい都市基盤の整備 ● 災害に強い安心・安全な暮らしの実現
	してはならないこと(脅威) <ul style="list-style-type: none"> ● 少子高齢化 ● 経済低成長 ● 地球環境問題 	回避すること <ul style="list-style-type: none"> ● 少子高齢化による地域活力の低下と財政需要の増大 	退くこと <ul style="list-style-type: none"> ● 従来の行財政運営

1. 強みを活かして攻めること

(1) 交流中核都市としての確かな成長

本市は、長浜市、彦根市、大垣市の間に位置し、名神高速道路・北陸自動車道のジャンクションとインターチェンジや、東海道新幹線停車駅とJR・近江鉄道の各駅を有する立地条件に恵まれたまちであり、その高い可能性を十分活かし切る必要があります。

関西・東海・北陸などを結ぶ交通の要衝という立地条件と産業文化交流の結節点という特徴を活かし、産業交流施設・商業施設・住宅などの基盤整備とそれに関連する道路整備を進めるなど、3つの地域の交流の結節点として確実に成長できるまちづくりに取り組む必要があります。

(2) 産業の活性化と交流型産業基盤の整備

本市の産業構造は、農林水産業への就業が減少している反面、製造業などの第2次産業やサービス業などの第3次産業への就業が増加しています。農業は、兼業農家が多く、林業や水産業を取りまく環境も厳しい状況にあります。商業は、長浜市・彦根市・大垣市の商業圏に挟まれて、独自の商業圏を形成しにくくなっています。工業は、近年の企業進出によって生産額の増加をみることができましたが、雇用は微増にとどまっています。

若者の多くが地域外に働く場を求めている現状を踏まえながら、交通の要衝を活かした交流型産業※
振興と観光・交流との連携によって、観光ビジネスや各種サービス業などの誘致・育成、農林水産業
や商工業などの振興に取り組む必要があります。

(3) 豊かな自然環境と自然の恵みの活用

本市は、水と緑に包まれ、貴重な生き物たちが生息する自然豊かなまちです。しかし、開発や生活
排水・農業排水の影響などによって、森林や河川の環境の悪化が懸念されています。また、人工林の
手入れ不足から荒廃している森林もみられます。

環境重視の経済活動や生活様式の転換途上にあり、地域から地球的規模まで様々な環境問題が深刻
になっている今日、私たちは、もう一度先人たちの知恵に学び、市民、地域、事業者等および市が一
体となって、資源循環型社会※の構築を目指す必要があります。

そして、美しく豊かな自然環境を後世に引き継ぐため、市民意識の高揚と生活スタイルの構築、調
和のとれた土地利用や景観に配慮したまちづくりに取り組む必要があります。

(4) 次代を担う人材育成の推進

本市はこれまで、まちづくりは人づくりという視点のもとに、生涯学習のまちづくりを積極的に推
進してきました。その拠点となる図書館・ホールなどの整備はもちろん、市民主体の生涯学習・生涯
スポーツ活動を支援する人材の確保や仕組みづくりなどに取り組み、その結果、多彩な市民活動グル
ープが誕生し、意欲的に活動しています。

今後も、一人ひとりが生涯にわたって学び、充実した暮らしやいきがいのある仕事、自分に合った
ボランティア活動や個性ある地域づくりに役立てられるよう、家庭・地域・学校・職場などあらゆる
場における主体的な生涯学習を推進し、地域文化の継承と創造を担う豊かな人材育成に取り組む必要
があります。

また、少子化と並行し、子どもをとりまく環境は大きく変化しています。家庭や地域の子育て力の
低下、夫婦共働き家庭の増加、幼稚園・保育園に加えて認定こども園の誕生、児童虐待の増加、ひと
り親家庭の増加、子どもが関係する犯罪の発生など、分野や内容は様々です。

そうした環境の中で、明日の米原市を担う子どもたちがのびのびと個性を^{はぐく}み、健やかに成長でき
るよう、安心して活動できる地域環境の形成とともに子どもや家庭を社会全体で支援していくことが
必要です。

◆.....◆
交流型産業 : 農業体験やグリーン・ツーリズム（農山漁村で楽しむゆとりある余暇）など都市と農村の
交流に関わる産業

資源循環型社会 : 資源をできるだけ消費しない社会、不要物を出さない社会、あるいは処理処分しなくては
ならない廃棄物の発生抑制がされている社会

(5) 市民と行政とのパートナーシップの確立

地方分権の進展や厳しい財政状況の中では、「自分でできることは自分です、地域でできることは地域で行う、それできないことは行政が支援する」という補完性の原理に立ちながら、共に考え、共に取り組む市民と行政とのパートナーシップによる「開かれた」まちづくりがこれまで以上に必要となります。そして行政の推進については、多様な市民参加を図る必要があります。

私たちは、集落を単位として、互いの顔が見える温もりのある市民自治を大切にしてきました。しかし近年、個人が活かされ楽しめる環境を求める人も増えている中で、意識の多様性を認め合いつつ、やるべきことは地域で話し合っ決めていくという、成熟したコミュニティづくりが求められています。

また、自発的な関心や参加意欲に基づいたボランティア活動や NPO（民間非営利組織）、グループ活動などについても、まちづくりの活性化の上で役割を担っており、広域的な生活圏の中で活躍できる環境づくりが必要です。

2. 弱みを改善すること

(1) 人にやさしい都市基盤の整備

本市は、豊かな水と緑に包まれ、多彩な自然特性をそなえたまちです。今後も、ゆとりとうるおいのある定住の場として発展していくためには、地域特性や新たなニーズに対応しながら、安全で快適に安心して暮らせる居住環境と都市基盤を築く必要があります。

だれもが居心地がよく、利用しやすく、出かけやすいといった視点に立ちながら、にぎわいのある市街地と、利便性の高い道路や高齢者も安心して外出できる地域交通体系の整備を進める必要があります。

また、良好な居住環境を築くため、上下水道、公園などの整備を進めるとともに、情報通信技術（ICT）の利用格差の解消や、地域特性に対応した利雪・克雪対策^{*}を推進する必要があります。

(2) 災害に強い安心・安全な暮らしの実現

本市は、豊かな自然環境に恵まれ、今後も、その自然と共生しつつ安全で安心して暮らせる環境づくりを進める必要があります。

東南海・南海地震防災対策推進地域^{*}に指定されたことをはじめ、水害や土砂災害などの災害からも、市民の命と財産を守るため、だれもが安心して生活できるよう、災害に強い防災のまちづくりに取り組む必要があります。

その中で公共施設などの避難施設の耐震機能を整備充実し、子どもから高齢者までのすべての市民を対象とした防災に関する啓発や情報提供を積極的に進め、市民主体の自主防災組織の育成を促進するなど、危機管理体制の充実に取り組む必要があります。

利雪・克雪：利雪とは、降り積もった大量の雪を新しいエネルギーとして利用すること。克雪とは、降り積もった大量の雪から生活を守ること。

東南海・南海地震防災対策推進地域：東南海・南海地震が発生した場合に著しい被害が生じるおそれがあるため、地震防災対策を推進する必要があると国が指定した地域。

3. 回避すること

(1) 少子高齢化による地域活力の低下と財政需要の増大

本市の高齢化率^{*}は、全国や滋賀県の水準を上回っており、今後も高齢者の割合が増加していくことが予想されます。これまで介護予防や自立支援、いきがい交流の場など一定の整備を進めてきましたが、高齢者だけでなく、すべての市民が健康を守り安心して暮らすための環境が十分整っているとはいえません。特に市民アンケートの結果からも、医療体制の充実と高齢者などの福祉に対するニーズや期待は、非常に高いものがあります。

できるだけ多様な保健・医療・福祉・介護サービスが受けられるよう、基盤・人材・体制面での強化を図るとともに地域をつなぐ安心・安全のネットワーク^{*}を築くなど、総合的な保健・医療・福祉・介護サービスを実現していく必要があります。

また、地域コミュニティへの参加という視点に立って、健康づくり、高齢者や障がい者の自立支援と社会参加の促進を図り、市民主体の地域福祉の充実に取り組む必要があります。

2005年の合計特殊出生率^{*}は1.26に落ち込み、人口減少による地域活力の低下が懸念されます。出生率低下の原因は、教育や住宅事情などによる経済的・精神的負担、出産や育児と仕事との両立の難しさ、男女の晩婚化や独身志向、子育てをすることへの価値観の変化などが原因として考えられています。本市においては、地域の維持・活性化のため、若者や子育て家庭に対する施策として、安心して子どもを生み育てられるとともに若者が定住できるまちづくりを推進する必要があります。

4. 退くこと

(1) 従来に行財政運営（持続可能な都市経営の推進）

少子高齢化の進行や地方税財政に関する「三位一体の改革」などに伴って財源確保が厳しくなっていく中で、これまで以上に行財政運営の効率化が求められています。特に市民アンケートの結果からも、行財政改革の推進を望む声と期待は非常に高いものがあり、最重要課題として取り組む必要があります。

市民にとって最適なサービスを提供するために限られた財源を効果的に使うことを基本として、行政が受け持つ役割を明確にしなが、合併による効果を最大限に活かしていかなければなりません。

スリムで政策形成能力の高い行政機構の確立と職員の資質向上を図るとともに、成果志向に立ちながらも市民の目線に立った心豊かな思いやりの心で、市民との信頼関係を築きながら、資金・人材・資源を最大限に有効活用する新たな行財政システムの構築に取り組む必要があります。

高齢化率 : 総人口に占める65歳以上人口の割合。

ネットワーク : 個人やグループなどでの人のつながり。相互の交流や情報の交換網。網のように縦横に張り巡らされた組織や構造などをいう。

合計特殊出生率 : 女性がその生涯で平均何人の子どもの子どもを生むかの数値であり、15歳から49歳までの全女性を対象に、各年齢毎に子どもの出生数を女性人口で割った出生率を算出し、合計することで得られる数値。人口維持のためには2.08以上が必要とされる。

I-3 基本構想

第1章 基本理念と将来像

1. 基本理念

本市は、琵琶湖の東北部に位置し、水と緑に包まれた自然豊かな地域です。古くから関西・東海・北陸などを結ぶ交通の要衝として様々な歴史の舞台となり、行き来する人・モノ・情報が出会い、常に新たな地域文化を育み、美しい風土に溶け込ませてきました。また、人を大切にする温かい風土を培い、人々の協働によって、心豊かな暮らしを創造してきました。

本市においては、こうした地域固有の魅力を引き継ぎ、ゆとりと豊かさを実感できる安全・安心な住みよいまちづくりを進めるとともに、広域交通網が集積する立地の優位性を活かして交流型産業の振興を図り、多くの出会いと交流を広げるまちづくりを進める必要があります。

心豊かで未来に希望が持てるまちを目指すため、「人が元気」・「まちに活力」・「風土に愛着」の3つの基本理念を設定しました。

①「人が元気」～人権が尊重され 若い力が育ち 思いやりと元気にあふれたまち～

市民一人ひとりの人権が尊重され、心の豊かさが実感できるまちづくりを進めるためには、人づくりが最も重要となります。

本市においては、だれもが生涯にわたって学び、活躍することのできる環境を整え、心豊かな思いやりを育み、いきいきと元気にあふれた、人が主役のまちを目指します。

②「まちに活力」～人々の協働と確かなまちづくりの歩みにより

未来への夢と交流がひろがり輝くまち～

未来に希望の持てる輝いたまちにするためには、市民、地域、事業者等および市が相互に協調しあいながら、確かなまちづくりを継続していく協働社会を築くことが必要です。

市民や地域が主役となった個性のあるまちづくりによって、地域へ人々を惹きつけ、出会いと交流がひろがり、にぎわいと活気のあるまちを目指します。

③「風土に愛着」～恵まれた自然や歴史・文化を守り 心豊かな暮らしに活かすまち～

恵まれた自然や歴史・文化は、市民の日常生活にうるおいとやすらぎをもたらす大切な財産です。

この大切な財産を、本市の宝として次世代に引き継ぐとともに、市民の心豊かな暮らしや本市の魅力・個性の創造を積極的に活かし、全国に発信していくまちを目指します。

2. 将来像

このような基本理念を踏まえながら、米原市の特徴を最大限に活かすことによって、本市ならではの魅力と個性のあるオンリーワンのまちづくりを目指し、10年後の本市のありべき姿を表現した将来像を

自然きらめき ひと・まち ときめく 交流のまち

とします。

「自然きらめき」は、水と緑に包まれた豊かな自然を大切に守り、市民、地域、事業者等および市が一体となって循環型社会の構築に取り組むとともに、自然に包まれたやすらぎのある暮らしを創造していくことを目指しています。

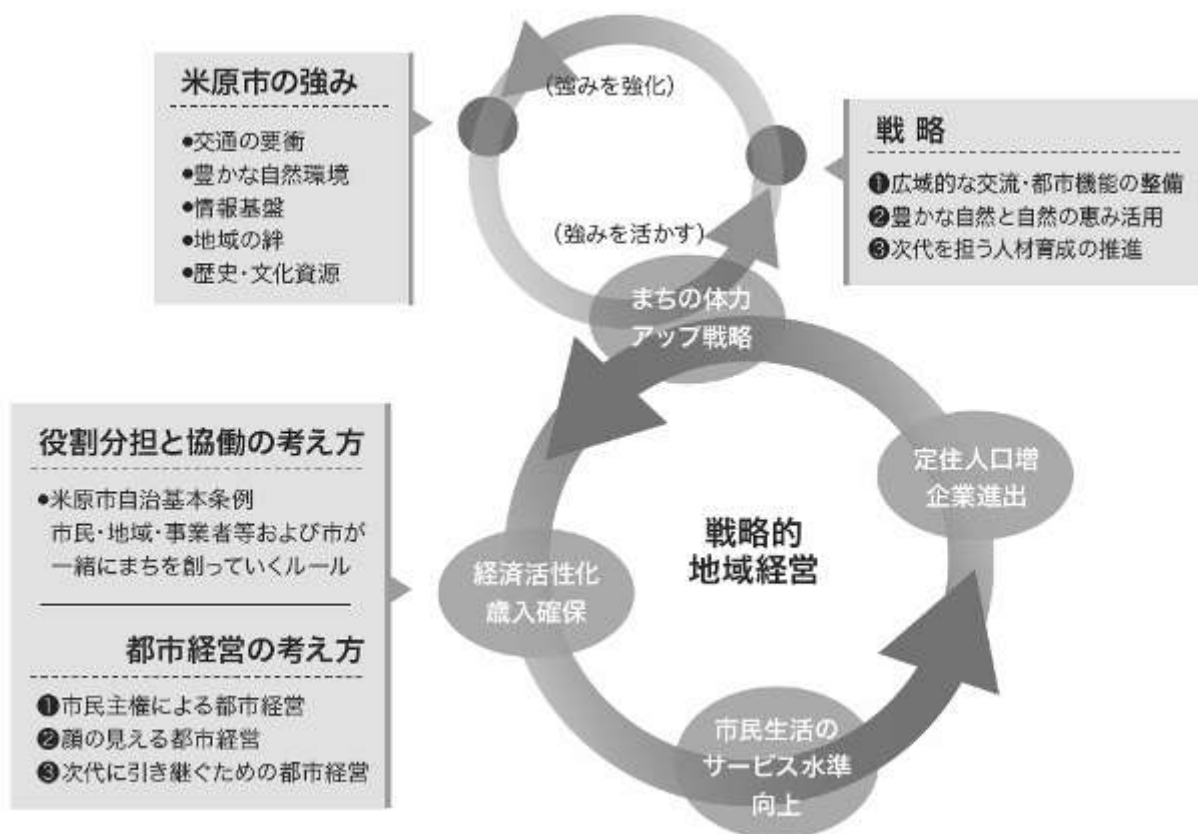
「ひと・まち ときめく」は、自らの地域課題を自ら解決していく市民自治のもとに、豊かな心を通わせ、いきいきと元気にあふれた、人が主役のまちを目指すとともに、地域の特性を活かした個性あるまちづくりによって、にぎわいと活気のあるまちを目指しています。

「交流のまち」は、関西・東海・北陸などを結ぶ交流の拠点となることを目指して広域的な交流機能と都市機能を高めるとともに、人・モノ・情報が出会い、新たな地域文化を創造・発信することを目指しています。

そして、将来像を実現するまちづくりのなかで、次代に引き継ぐことができる米原市を創造することが、市民、地域、事業者等および市の重要な使命となります。

3. 将来像実現への戦略

将来像を実現するために、地域を担う主体がその役割と協働のあり方を決め、その考え方に基づいてまちづくりを進めていきます。市民、地域、事業者等および市の役割分担と協働の考え方は、米原市自治基本条例に示されています。また、行政はその上に行財政改革を着実に進め、自治体経営の効率化を図っていきます。さらに、地域の特色、地域の強みを活かしたまちづくりから優先的に取り組むことにより、まちの体力を確保し、市民サービス水準の向上を図ります。市民生活のサービス水準の向上により人と企業を呼び込み、まちの体力の向上につなげるという戦略的地域経営を進めます。



第2章 将来人口

2005年推計による日本の50年後の将来総人口は、8,993万人（2005年1億2,777万人）になり、老年人口※も40.5%（2005年20.2%）になると推定されました。

こうした確実に進む少子高齢化の中で、市民が、今後も住み続けたいと思う施策の推進とともに、本市の魅力を発信し、都市圏からの移住者を受け入れるなど、現在の定住人口の維持を図り、目標人口を42,000人とします。

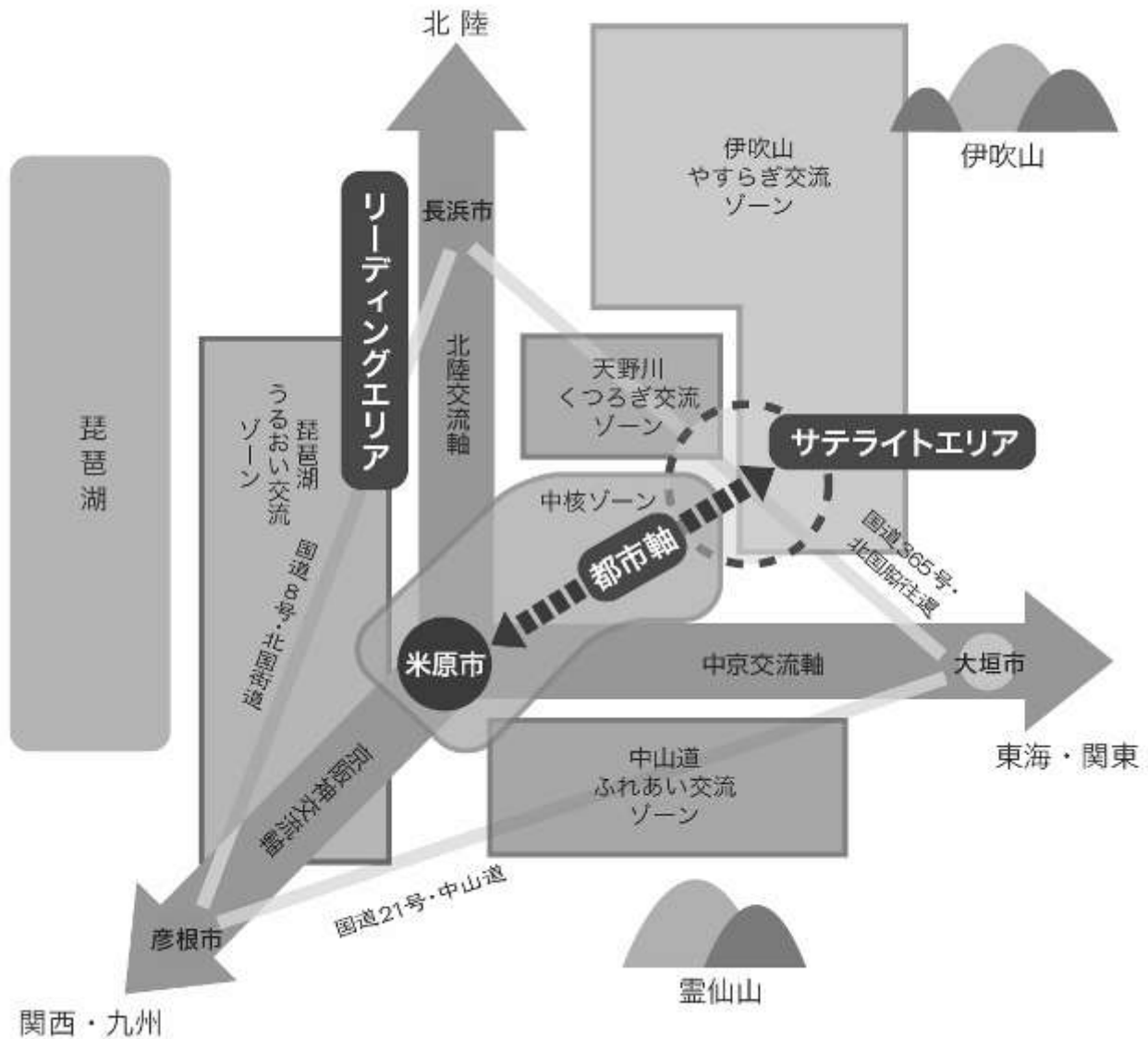
また、世帯数は宅地開発による増を見込み13,300世帯とします。

◆ **老年人口**：65歳以上人口。

第3章 将来の都市構造

本市の自然的・歴史的・社会的特性を踏まえながら、関西・東海・北陸などへつながる産業交流や文化交流の促進の中でさらなる発展をとげ、調和のとれたまちとなるよう整備を進めていきます。

図 将来の都市構造



1. ゾーン別の整備方向

① 中核ゾーン

広域交通網の結節点にふさわしい都市基盤整備を進め、行政・商業・産業交流・住宅・文化など多様な都市機能の集積を図るとともに、公園などおいしいのある都市環境の整備を進めます。また、各種公共施設の集積を活かし、安心していきいきと暮らす生活福祉の交流拠点として、教育文化・保健福祉などの市民サービス機能の強化やネットワーク化を図るとともに、だれもが利用しやすい環境整備を進めます。

また、豊かな自然や歴史文化資源を結ぶ環境と共生する軸を、天野川を中心とした環境軸として位置づけています。

② 伊吹山やすらぎ交流ゾーン

豊かな自然を活かしたやすらぎ交流ゾーンとして、アウトドアスポーツや環境体験学習をはじめ多面的な活用を図るとともに、居住環境の整備と農林業の振興を図り、地球環境と国土を守る公益的な資源として豊かな森林を守り、活かします。

③ 中山道ふれあい交流ゾーン

街道などの歴史・文化とふれあう交流ゾーンとして、地域間交流やふるさと体験学習をはじめ多面的な活用を図るとともに、居住環境の整備と農林業・地場産業の振興を図ります。

④ 琵琶湖うるおい交流ゾーン

湖辺に面した地域として、環境と共生したうるおいのある居住環境の整備を進めるとともに、農業の振興や観光との連携、湖などを舞台とした憩いや交流機能の充実を図ります。

⑤ 天野川くつろぎ交流ゾーン

伊吹山山麓^{ろく}から琵琶湖にひろがる、ふるさとのな景観である田園・里山で形成される地域として、環境と共生をテーマとした居住環境の整備を進めると

ともに、農業の振興や観光との連携、田園や丘などを舞台とした憩いや交流機能の充実を図ります。

2. 交流軸の整備方向

① 都市軸

市域を結ぶ都市軸として、国道 21 号バイパスや主要地方道山東本巣線などの整備を促進するとともに、交通の要衝という立地を活かした産業機能の集積を図ります。

② 広域連携軸

長浜市・彦根市・大垣市との連携強化とともに、米原駅周辺の広域物流機能の充実、国道 8 号バイパス・国道 21 号バイパスなど広域幹線道路の整備促進、鉄道の利便性の向上などによって、関西・東海・北陸などとの交流機能を強化し、東西日本との交流がひろがる都市を目指します。

③ 歴史街道軸

北国街道・中山道・北国脇往還の歴史文化や景観を活かした交流を促進し、美しい風土に溶け込む新たな地域文化の発信を目指します。

3. 琵琶湖東北部における位置づけ

① リーディングエリア

彦根市から長浜市にかけての地域に、圏域の中心となる都市機能の強化、充実を進め、圏域の発展をけん引します。

② サテライトエリア

圏域内の各地域の中心となる拠点を形成し、圏域全体の均衡ある発展による都市機能の強化・充実を進めます。

- | | |
|-------------|--|
| いきがい | 1. 誇りといきがいと笑顔で紡ぐ心豊かなまち
『米原市民が、誇りといきがいと笑顔を持ち続け、精神的な豊かさを実感できるまちをつくります。』 |
| 安心 | 2. 市民の絆で築く心と体の健康なまち
『米原市民が、日々の生活を健やかに安心して暮らすことができ、やすらぎを実感できるまちをつくります。』 |
| 快適 | 3. 田舎都市 ^{つむ} *が魅せるいやしのまち
『米原市民が、市民の財産である水と緑を誇りに思い、大切に残して、訪れる人を魅了する、いやしを実感できるまちをつくります。』 |
| 安全 | 4. 災害に強く生活が便利なほっとするまち
『米原市民が、安全かつ快適に日常生活をおくることができる、ほっとするまちをつくります。』 |
| 活力 | 5. 地の利を活かしたにぎわいのまち
『米原市民が、産業および地域経済の振興により、にぎわいを実感するまちをつくります。』 |

協働	政策実現のためのその1 市民主権による都市経営（協働のまちづくり推進） 『市民、地域、事業者等および市が目指すべきまちの姿（将来像）を共有し、協働と役割分担で将来像を実現していきます。』
-----------	---

情報の共有	政策実現のためのその2 顔の見える都市経営（情報の共有） 『市民の知る権利を尊重し、より良いまちづくりの判断ができるように、市民、地域、事業者等および市による情報の共有を図ります。』
--------------	---

行革	政策実現のためのその3 次代に引き継ぐための都市経営（行財政改革の推進） 『最も効率的な行政経営を行うには、職員の意識改革と不断の努力が必要であり、積極的に行財政改革を進め、事務の効率化、財政基盤の確立を図り、市民、地域、事業者等および市による協働のまちづくりを進めていきます。』
-----------	--

◆ **田舎都市**：豊かな自然と地域の絆と都会の便利さを兼ね備えたまち。

Ⅱ 後期基本計画策定の経過

1 米原市総合計画審議会

回	開催日時	内容
第1回	平成23年 7月 7日	○委員の委嘱、会長・副会長の選出 ○諮問 ○研修「総合計画とは何か」 ○後期基本計画の策定について
事前説明会	平成23年 8月 29日	○前期基本計画 期間内（5か年）の主な成果
第2回	平成23年 9月 6日	○米原市民意識調査の結果報告 ○【部会】前期基本計画の検証 ・第1部会：1、2章 ・第2部会：3、4、5章
第3回	平成23年 11月 28日	○【部会】後期基本計画案の検討 ・第1部会：1、2章 ・第2部会：3、4、5章
第4回	平成23年 12月 8日	○後期基本計画案、政策実現のための都市経営、新まちの体力アップ戦略の検討 ○パブリックコメントの実施について
第5回	平成24年 2月 22日	○パブリックコメントの結果報告について ○後期基本計画案の検討 ○答申書案の検討
答 申	平成24年 3月 9日	○答申

2 パブリックコメント

意見の募集期間	公表方法	意見の提出
平成23年12月22日 ～平成24年 1月31日	・市役所各庁舎・山東図書館・近江図書館の「情報プラザ」 ・各行政サービスセンター窓口 ・市の公式ウェブサイト	5件（3人）

3 庁内体制

名 称	開催日時	内 容
総合計画策定委員会	平成 23 年 5 月 ～平成 24 年 3 月（全 7 回）	＊副市長、教育長、部長および局長級職員、総務課長、財政課長（合計 19 人により構成） 〔主な検討事項〕 ○前期基本計画の検証 ○後期基本計画の柱立て案の検討 ○後期基本計画案の検討 ○新まちの体力アップ戦略案の検討 ○パブリックコメントについて
企画員会議	平成 23 年 5 月 ～平成 24 年 2 月（全 5 回）	＊総合計画策定委員会の下部組織として、各部の企画員（課長補佐級職員）によるワーキング（合計 7 人により構成） 〔主な検討事項〕 ○前期基本計画の検証 ○後期基本計画の柱立て案の検討 ○後期基本計画案の検討 ○新まちの体力アップ戦略案の検討 ○パブリックコメントについて
トップヒアリング	平成 23 年 10 月 17 日	＊市長、副市長、教育長 ○前期基本計画の検証 ○後期基本計画の柱立て案の検討 ○後期基本計画案の検討
各課ヒアリング	平成 23 年 7 月 4、5 日	＊各課担当者、各部の企画員 ○前期基本計画の検証
	平成 23 年 10 月 3、5、6 日	＊各課担当者、各部の企画員 ○後期基本計画案の検討

Ⅲ 諮問

米政第33号
平成23年7月7日

米原市総合計画審議会会長 様

米原市長 泉 峰 一

米原市総合計画後期基本計画の策定について（諮問）

米原市総合計画基本構想に基づき、10年後の本市のあるべき姿を表現した将来像「自然きらめき ひと・まち ときめく 交流のまち」を実現するために、後期基本計画（案）の策定について、貴審議会に諮問します。

Ⅳ 答申

平成24年3月9日

米原市長 泉 峰 一 様

米原市総合計画審議会
会長 今 川 晃

米原市総合計画後期基本計画（案）について（答申）

平成23年7月7日付け米政第33号で諮問のあった標記の件について、別紙のとおり答申します。

当審議会としては、本市の厳しい財政状況から、市民の意向を的確に捉え、限られた財源の中で「選択と集中」を意識し、スピード感のある行財政運営を進めるとともに、本計画の趣旨や内容を分かりやすく親しみやすい方法で積極的に市民に周知し、市民との情報共有を進められることを望みます。

なお、本計画の策定および推進に当たっては、「自然きらめき ひと・まち ときめく 交流のまち」の実現に向けて、特に別記意見を添えて要請します。

別記

- 1 若い世代が夢の持てるまちを目指し、若い世代の意見を施策に取り入れることができるように、市民意識調査などの広聴制度の実施方法について工夫を図るとともに、若い世代がまちづくりに参画できるような仕組みづくりを検討されたい。
- 2 本計画を実効性のある計画にしていくために、市は、市民や事業者等とまちづくりにおける役割分担を明確にし、相互補完と連携によって協働のまちづくりを推進されたい。
- 3 高齢者が地域社会に貢献し、生きがいを持って生活できるよう、本市の強みである地域の絆を活かし、地域におけるまちづくりや子育て支援など高齢者が活躍できる場面を作るように努められたい。
- 4 東日本大震災を受けて、市民の安心と安全を守ることを大前提に、地域の災害情報などを市民に迅速かつ的確に伝える仕組みを構築し、地震、暴風、豪雨、洪水や豪雪などの災害に備えた防災まちづくりを進められたい。とりわけ原子力災害については、国、県の動向を踏まえ、市民への迅速かつ正確な情報提供を図られたい。
- 5 少子・高齢化の進行に伴い、地域における自治力の低下が見られる中、課題や活動をともにする自治会の枠を超えた組織体制の整備に取り組み、地域力を高める仕組みづくりを検討されたい。

V 米原市総合計画審議会条例

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、米原市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 総合計画の策定に関すること。
- (2) 総合計画に関する事項についての調査に関すること。
- (3) その他市長が特に必要と認められた事項に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員30人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 公募による市民代表者
- (3) その他市長が特に必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、当該諮問に係る審議が終了し、その結果を市長に答申するまでの期間とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長および副会長)

第5条 審議会に、会長および副会長を置く。

2 会長および副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第7条 審議会は、特に必要があるときは部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の中から互選する。

(関係人の出席)

第8条 審議会は、所掌事務の遂行に必要があると認めるときは、関係人の出席を求めて、その意見または説明を聞くことができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、政策調整課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成21年3月31日条例第17号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

付 則（平成22年3月24日条例第4号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

付 則（平成23年3月24日条例第5号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

付 則（平成23年3月31日条例第15号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

VI 米原市総合計画審議会委員名簿

委嘱期間（平成23年7月7日～平成24年3月9日）

区分	氏名	選出団体等
1号 委員	今川 晃	会長 学識経験者（同志社大学政策学部教授）
	井上 芳恵	学識経験者（龍谷大学政策学部准教授）
2号 委員	相宗 久夫	公募委員
	細田 敏雄	公募委員
	車戸 彬邦	公募委員
3号 委員	大木 康司	米原市区長会
	世一 辰男	米原市商工会
	大澤 勉	副会長 米原市体育協会
	森 定造	米原市文化協会
	濱川 祐次	米原観光協会
	宮部 道雄	米原市民生委員児童委員協議会連合会
	北村 きの	米原市女性の会
	居林 重麿	米原市老人クラブ連合会
	北村きよみ	米原市PTA連絡協議会
	川崎 善徳	伊吹地域創造会議
	鹿取 和幸	山東地域創造会議
	大林 文彦	近江地域創造会議
	池田 博	米原地域創造会議
	丸本 愛子	米原市特産品ネットワーク連絡協議会
舟橋 麻里	水源の里まいばらみらいつくり隊	

計 20 人（敬称略）

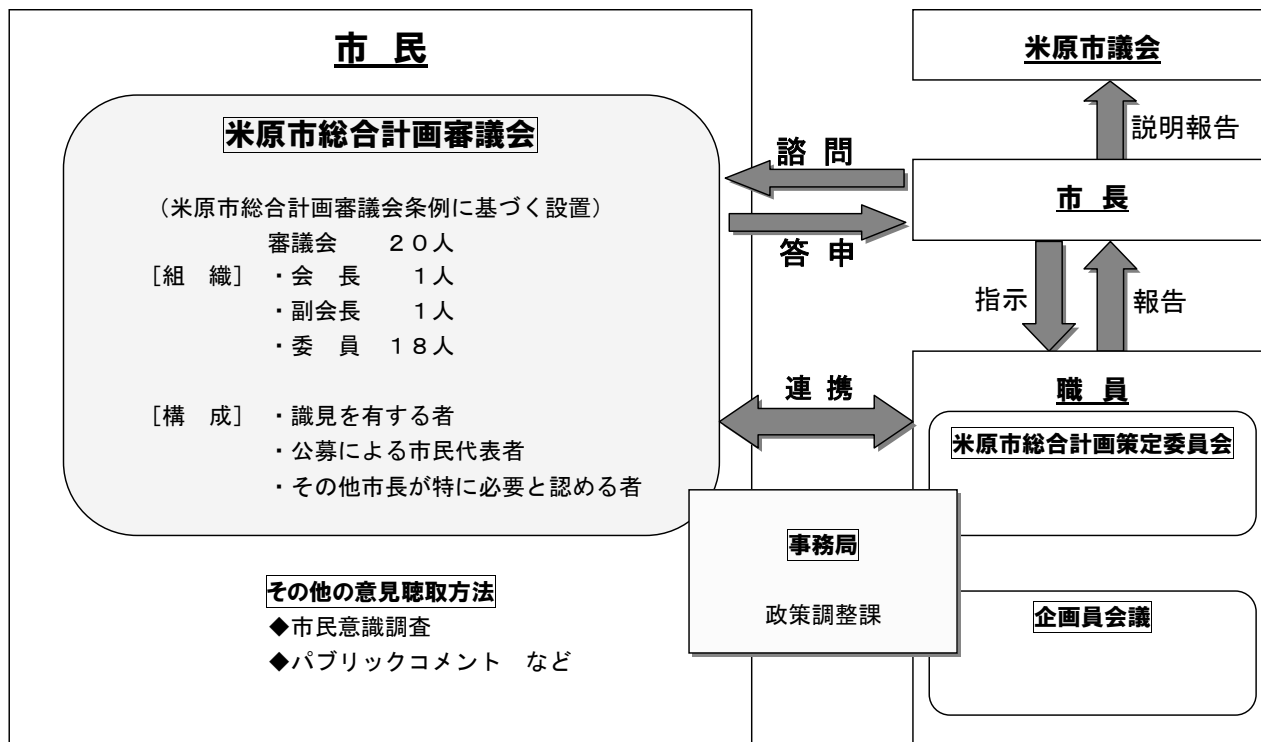
1号委員：識見を有する者

2号委員：公募による市民代表者

3号委員：その他市長が特に必要と認める者

VII 米原市総合計画後期基本計画策定組織体系図

米原市総合計画後期基本計画策定 組織体系図



VIII 分野別計画

第1章 誇りといきがいと笑顔で紡ぐ心豊かなまち

計画名	計画の概要	計画期間	関連する章一節
米原市教育振興基本計画	『『ひと』きらめき、躍動するまち まいばら 学校・家庭・地域の絆で築く学びのまちづくり』を基本理念に、本市の教育、生涯学習の方向性を示すことを目的に策定したもの	平成23年度 ～平成32年度	1-1 1-2 1-3 2-2
米原市保幼小中学校統合整備計画	市民の保育・教育に対する期待に応え、乳幼児、児童、生徒の未来を拓く、生きる力を育むために、保育および教育に係る統合等の環境整備を行うことを目的に策定したもの	短期：平成23年度 ～平成27年度 中・長期：平成23年度 ～平成32年度	1-1
米原市幼保一元化推進プラン	「健やかでたくましい米原の子どもの育成」を基本理念に、就学前の保育・教育の充実を図るため、幼保一元化を推進するとともに、就学前の保育・教育が取り組む事業の方向性および方針を明らかにするために策定したもの	平成22年度 ～平成26年度	1-1 2-2
米原市いきいき食のまちづくり計画	「健やか・だんらん・地産地消 ～みんなで囲む楽しい食卓～」を基本理念に、市民一人ひとりが「食」について考え、生涯を通じて心身ともに健康で豊かな人間性を育めるよう、学校、幼稚園、保育園や地域、食に携わる全ての人々と連携し、まち全体で食育を推進していける地域づくりを目指して策定したもの	平成21年度 ～平成25年度	1-1 2-1 2-2
米原市子ども読書活動推進計画	「本との出会いで子どもの生きる力を育む」を基本目標に、子どもが読書に親しむ機会の提供をはじめ、様々な読書環境の整備に取り組み、「読書の輪」を更に大きく広げていくために策定したもの	平成22年度 ～平成26年度	1-1 1-3
米原市人権施策基本方針	本市の人権行政の推進に当たっての基本姿勢を明らかにするとともに、人権尊重の視点に立った施策を総合的に進めるための指針として策定したもの	期間設定無し	1-4
米原市男女共同参画推進計画	『 ^{ひと} 女と ^{ひと} 男がともに認めあい 互いに自分らしくいきいきと暮らせるまち』を基本理念に、男女を取り巻く現状の問題点の解消を目指し、男女共同参画社会の早期実現に向けた政策を総合的かつ計画的に取り組むために策定したもの	平成24年度 ～平成28年度	1-4

第2章 市民の絆で築く心と体の健康なまち

計画名	計画の概要	計画期間	関連する章一節
健康まいばら 21 計画	市民生活に欠くことのできない健康について、市民一人ひとりが意識を高め、自らが健康づくりに取り組むための指針および市民の健康づくりを支援するための環境づくりの指針として策定したもの	平成 20 年度 ～平成 29 年度	2-1 2-2
米原市国民健康保険特定健康診査等実施計画	本市の地域特性や健康課題を踏まえた上で、糖尿病等の生活習慣病該当者・予備群の 25%減少に視点を置いた健診、および保健指導として特定健診および特定保健指導を行うための実施計画として策定したもの	平成 20 年度 ～平成 24 年度	2-1
米原市次世代育成支援行動計画	「夢育み 笑顔あふれる米原市 ～子どもとともに光るまち～」を基本理念として、地域の絆で育まれた元気な子どもたちの歓声がひびき、子育て家庭とそれを見守り支える住民の笑顔があふれる「米原市」の創造に向けて計画を策定したもの	平成 22 年度 ～平成 26 年度	2-2 2-4
いきいき高齢者プランまいばら	「めざせ現役・1世紀 ～誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる絆のまちづくり～」を基本理念として、今後ますます進む高齢化への対策をより一層推進するために策定したもの	平成 24 年度 ～平成 26 年度	2-3 2-4
米原市障がい者計画	「誰もが共存できる社会づくり（ノーマライゼーションの実現）」の基本理念のもと、「共にみとめあい、絆でささえあうまち 米原」を基本目標として、全ての障がいのある人の自立と社会参加の実現を目指して計画を策定したもの	平成 24 年度 ～平成 29 年度	2-3 2-4
米原市障がい福祉計画	障がい福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業を提供するための財源を確保し、必要なサービスを計画的に充実していくため、計画を策定したもの	平成 24 年度 ～平成 26 年度	2-3 2-4

第3章 田舎都市が魅せるいやしのまち

計画名	計画の概要	計画期間	関連する章一節
米原市環境基本計画	「ホタルが輝き 笑顔あふれる田舎都市 まいばら」を目指すべき環境像とし、市民・事業者・行政の役割や各主体が取り組むべき行動を明確にし、計画的かつ持続的な取組を進めるために策定したもの	平成20年度 ～平成29年度	3-1 3-2 3-4
湖北地域鳥獣被害防止計画	鳥獣による農林水産業等に係る被害が深刻な状況にあることから、その防止のための施策を総合的かつ効果的に推進するために計画を策定したもの (策定主体：長浜市 米原市)	平成23年度 ～平成25年度	3-2 5-1
米原市緑の基本計画	「伊吹山麓から琵琶湖をつなぐ水と緑のネットワークづくり ～水と緑のきらめく田舎都市 まいばら～」を緑の将来像とし、緑の保全・創出を推進し、緑豊かなうるおいあるまちづくりの実現に向けて策定したもの	平成20年度 ～平成39年度	3-3
米原市一般廃棄物処理基本計画	市内で発生する一般廃棄物について、その減量化や資源化などの処理について策定したもの	平成21年度 ～平成35年度	3-4
米原市バイオマスタウン構想	地域のバイオマスについてコンポスト化など有効な利活用方法について検討し、地球温暖化防止や循環型社会の形成、地域活性化につなげ、米原市バイオマスタウンの形成を目指すために策定したもの	期間設定無し	3-4
長浜市・米原市地域循環型社会形成推進地域計画	広域的かつ総合的に一般廃棄物や生活排水などの廃棄物処理・リサイクル施設の整備等を推進することにより、循環型社会の形成を図るため、長浜市および米原市地域の廃棄物処理・リサイクルシステムの方向性を示した計画を策定したもの (策定主体：湖北広域行政事務センター)	平成21年度 ～平成26年度	3-4

第4章 災害に強く生活が便利なほっとするまち

計画名	計画の概要	計画期間	関連する章一節
米原市地域防災計画	風水害や地震、大規模事故等について、市や防災関係機関、市民等が果たすべき役割に関して総合的な計画等を定め、市民の生命、身体および財産を災害から保護するために策定したもの	期間設定無し	4-1 4-4
米原市国民保護計画	武力攻撃事態等において、関係機関と連携・協力し、市民の保護措置を的確かつ迅速に実施するために策定したもの	期間設定無し	4-1
米原市水防計画	水防法に基づき、水防管理団体である市が作成し、水防機関により洪水による水害を警戒・防御し、その被害を軽減させるために策定したもの	期間設定無し	4-1
米原市既存建築物耐震改修促進計画	市内の既存建築物の地震に対する安全性を向上させ、被害を軽減して人命や財産を守るため、耐震診断・改修等を促進するための枠組みと具体的な施策を定めた計画を策定したもの	平成19年度 ～平成27年度	4-1
米原市水道ビジョン	市の水道事業が目指すべき基本理念を「信頼される水道をめざして」と定め、その実現に向けて、様々な具体的な方策を計画的に推進するため策定したもの	平成20年度 ～平成29年度	4-1
米原市交通安全計画	「交通事故のない米原を目指して」を基本理念として、市の区域における陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的施策の大綱を定め、交通安全対策を推進するために策定したもの	平成23年度 ～平成27年度	4-2
米原市バス運行実施計画および中期見直し方針	本市におけるバス交通について、継続的かつ安定的な維持・確保を図るため、現行の路線別に短期的、中・長期的に対応する施策について定めた計画を策定したもの	短期：平成18年度～ 中・長期：各関係者と合 意が得られ次第、順次	4-3
米原市内輸送サービス計画	「みんなで支えるバス交通の創造」を基本理念に、各主体の役割分担を明らかにし、バス路線の見直しや改善に向けた基本的な考え方と方向性を示すために策定したもの	短期：平成19年度～ 中・長期：平成20年 度～	4-3
米原市道路網整備計画	「一体的なまちをつくる安心・安全・快適な道路網」を基本理念として、市内の均衡ある発展と市としての一体性のあるまちづくりを促進するため策定。「どこに、どんな道路が、いつごろ必要か」を具体的にするため評価基準を設定し、整備の優先順位を定めている	平成21年度 ～平成30年度	4-3
米原市地域情報化計画	「情報通信技術を活用して、『自然きらめき ひと・まちときめく 交流のまち』の実現を目指します」を基本理念として、安心・安全対策の強化をはじめ市民サービスの向上を中心とした施策を推進するために策定したもの	平成22年度 ～平成26年度	4-4 都-2

第5章 地の利を活かしたにぎわいのまち

計画名	計画の概要	計画期間	関連する章一節
米原市農業振興地域整備計画	本市において農業の振興を図るべき区域を明らかにし、その土地の農業上の有効利用と農業の近代化のための施策を総合的かつ計画的に推進するために策定したもの	期間設定無し	5-1
米原市森林整備計画	適切な森林整備を進めるために、米原市における森林関連施策の方向や森林所有者が行う伐採や造林等の森林施業に関する指針等を定めた計画を策定したもの	平成 22 年度 ～平成 31 年度	5-1
米原市都市計画マスタープラン	総合計画における将来像の実現に向けて「豊かな自然を守り、やすらぎのあるまちづくり」「誰もが安心して、生き生きと暮らすことのできるまちづくり」「交流の拠点にふさわしい活力あるまちづくり」「市民と協働で進める地域特性を活かしたまちづくり」の4つを都市づくりの目標として、これからの都市づくりの指針として、目指すべき将来像と取組の方向性を明確にし、市民と行政がそれらを共有しながら実現していくために策定したもの	平成 20 年度 ～平成 39 年度	5-2 都-1
米原市観光振興計画	「豊かな自然・歴史を生かし、ひととまちの絆が深まる“環光”による“歓交”の実現に向けて、新たな第一歩へ」をコンセプトとして、現在あるものを最大限に活用し、地域と行政が一体となって観光振興が図れるよう関係機関が行うべき方策を体系的に示した計画を策定したもの	平成 23 年度 ～平成 28 年度	5-3 5-4
水源の里まいばら元気みらい条例推進計画	水源の里まいばら元気みらい条例に定められた目的や基本理念に基づき、地域の持続的発展を支援するための施策の計画的な展開を図るとともに、施策を市民に見える形で進めるために策定したもの	平成 21 年度 ～平成 25 年度	5-4

政策実現のための都市経営

計画名	計画の概要	計画期間	関連する章一節
米原市行財政改革大綱	「地域を経営する組織体への転換」、「質の高い行政サービスの展開」、「まちづくりを担う多様な主体との『絆』を重視した連携・協働」を基本方針として、行政サービスの提供方法や市役所の行政経営システムを改革し、サービスの維持や質的向上を目指して策定したもの	平成 22 年度 ～平成 26 年度	都-1 都-3
米原市行財政改革実施計画	第二次行財政改革大綱に基づき、行財政改革を全庁的に着実に進めるため、具体的な改革の取組内容や、時期および目標を明確にした計画を策定したもの	平成 22 年度 ～平成 26 年度	都-1 都-3
米原市情報セキュリティポリシー	本市行政サービスに関するすべての情報資産を安全かつ適切に運用し、正確かつ完全に保護することにより、市民が安心して自己情報を提供できる情報基盤を構築し、および維持管理することを目的に、本市の統一方針として策定したもの	期間設定なし	都-2
米原市公共施設再編計画	安定した行政経営と市民サービスの向上を目指して、本市における公共施設の統廃合や再配置等の見直し方針について策定中	平成 24 年度 ～平成 33 年度	都-3
米原市人材育成基本方針	「人材」を「人財」と捉え、全庁をあげて職員の人材育成に取り組む必要があることから、これからの人材育成のあり方や基本的な方向性などを明らかにし、計画的かつ総合的な人材育成を推進するために策定したもの	期間設定無し	都-3
米原市定員適正化計画	持続可能で安定した行政サービスを提供するため、適正な人員で効率的な市役所組織を目指して策定したもの	平成 24 年度 ～平成 28 年度	都-3
米原市財政計画	社会経済情勢や地方財政制度等を踏まえながら、長期的展望に立ち、限られた財源を効率的に運用し、適切な行財政運営を行っていくための指針として策定したもの	平成 24 年度 ～平成 33 年度	都-3
米原市危機管理計画	不測の危機に対し、市民の生命と財産を守るとともに、市政事務事業の円滑な執行を確保するために策定したもの	期間設定無し	都-3

IX 市民意識調査の抜粋

1 調査概要

【調査の目的】

米原市のまちづくりや都市経営のことなどについて市民の意見をうかがい、市民の市政に対する評価、これからのまちづくりに対するニーズや意識を把握し、市政運営に当たっての基礎的資料を得ることを目的にアンケート調査を実施しました。

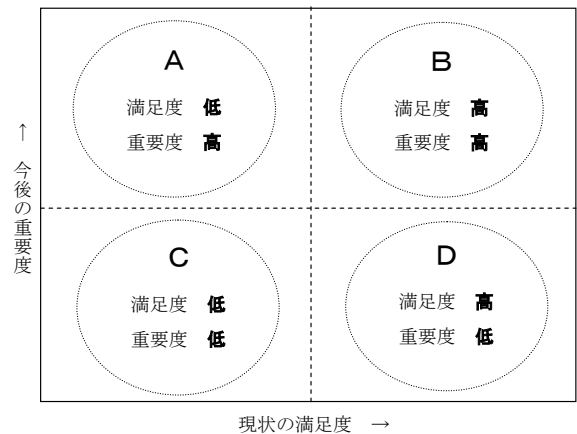
【調査の概要】

調査区域 : 米原市全域
 調査対象 : 18 歳以上の市民から 3,000 人を無作為抽出
 調査時期 : 平成 23 年 6 月 17 日～7 月 15 日
 配布数 : 3,000 票
 回収数 : 1,238 票
 回収率 : 41.3%

2 施策に対する市民の満足度・重要度の比較

□施策に対する市民の満足度と重要度の相対比較

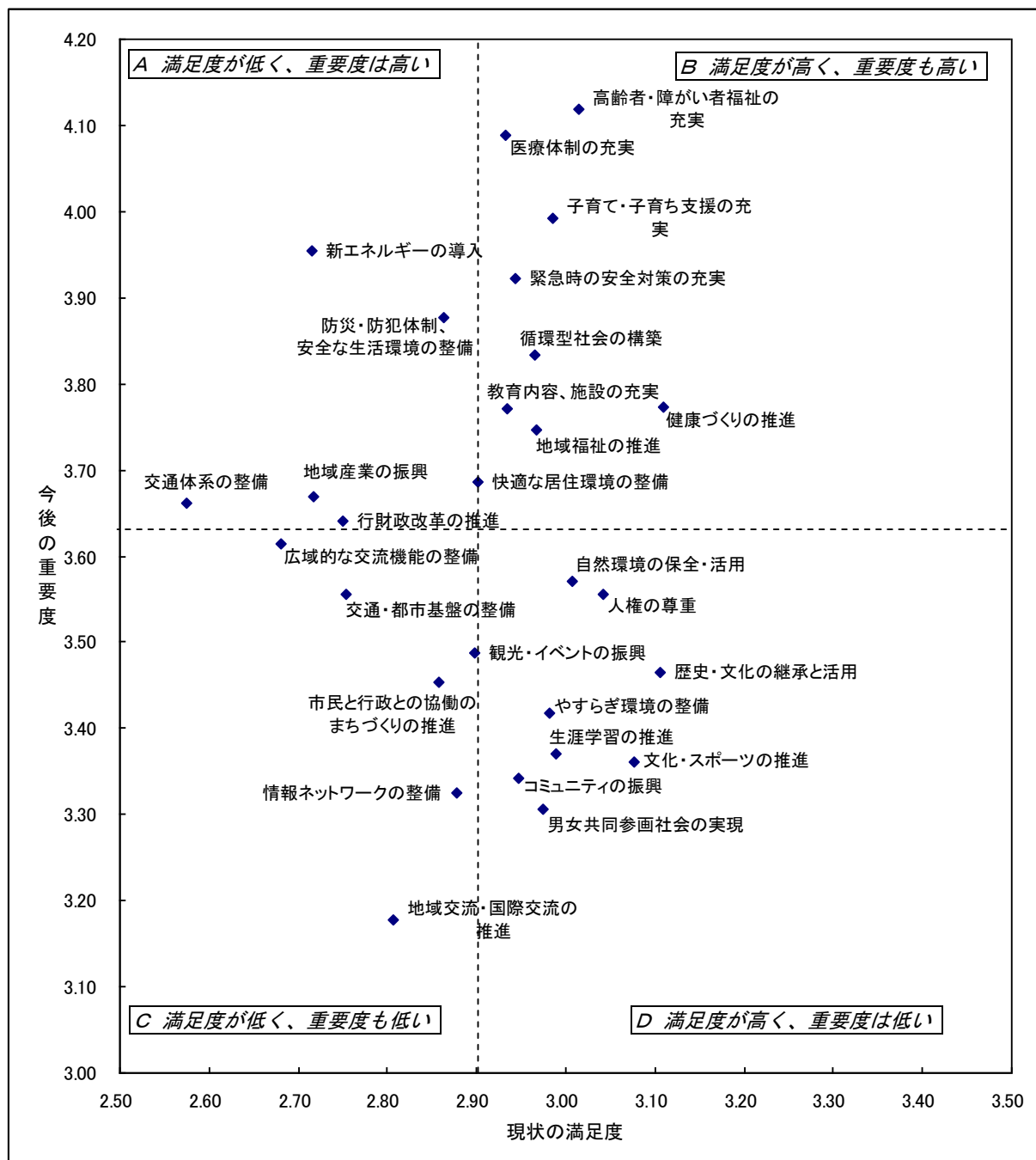
領域	説明
A	重要度が高いにもかかわらず、満足度が低いため、今後優先して充実が求められる施策
B	満足度が高く、重要度も高いため、継続して充実を図る必要のある施策
C	満足度は低く、重要度も低いため、他の施策の優先順位を勘案しながら、満足度を向上していくべき施策
D	満足度は高く、重要度が低いため、今後場合によっては、満足度の低い他の施策へ優先順位を変更することが必要な施策



※上記の領域については、あくまで 28 項目の施策の相対的な位置関係を示すために便宜上設定した分類であるため、A～Dは絶対的な区分ではありません。

前期基本計画に基づく施策の「満足度」と「重要度」について、4つの領域に分類し、分析を行いました。後期基本計画を進めていく上では、「A」に分類される「新エネルギーの導入」「防災・防犯体制、安全な生活環境の整備」などの施策を積極的に展開していく必要があり、安心・安全に暮らせるまちづくりが求められています。

■施策に対する市民の満足度と重要度の散布図



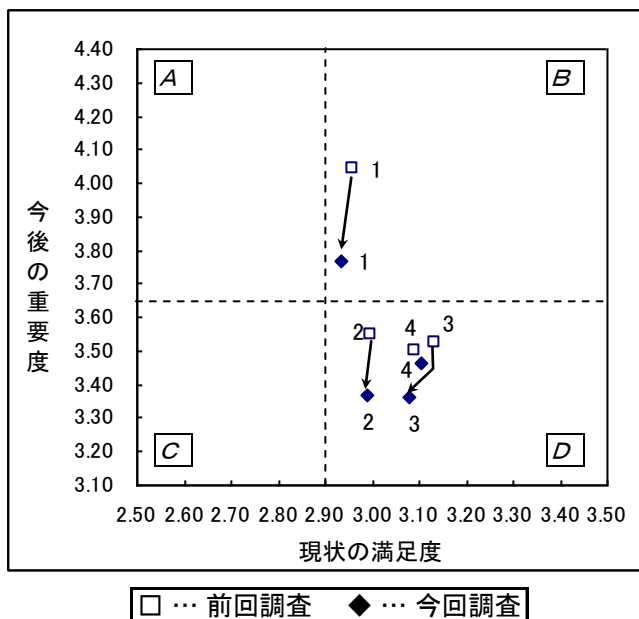
■施策に対する市民の満足度と重要度の散布図（施策別 前回調査と今回調査の比較）

施策に対する市民の満足度と重要度を、前期基本計画策定時（平成 18 年度）に行ったアンケート調査（前回調査）結果と、後期基本計画策定時（平成 23 年度）に行ったアンケート調査（今回計画）結果を比較したところ、以下のような結果となっています。

◆誇りといきがいと笑顔で紡ぐ心豊かなまち

今回調査では、全体的に満足度はほぼ横ばいですが、重要度は下がりました。特に「教育内容、施設の充実」では重要度が大幅にポイント減となっており、徐々に教育内容、施設内容などが充実してきており、他の施策への関心が高まってきていることが考えられます。

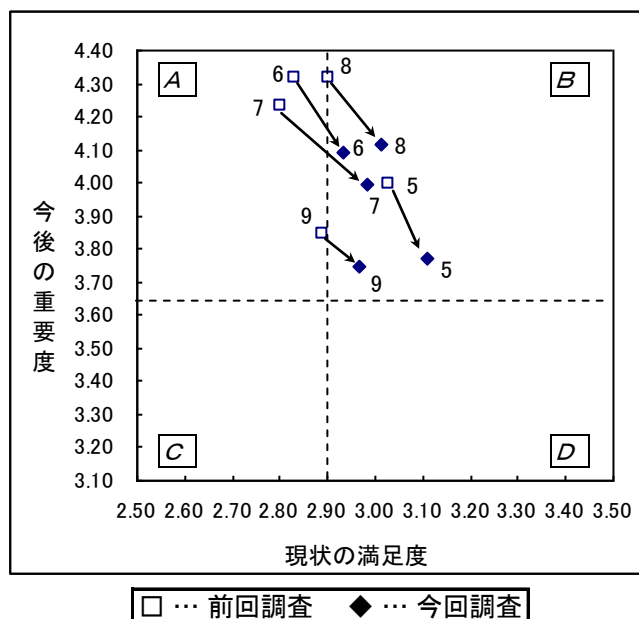
項 目	
1	教育内容、施設の充実
2	生涯学習の推進
3	文化・スポーツの推進
4	歴史・文化の継承と活用



◆市民の絆で築く心と体の健康なまち

今回調査では、全ての項目が「B」（満足度 高、重要度 高）となっており、全体的に満足度が上がってきており、施策の充実が考えられます。また、重要度が比較的高いことから、今後もより一層施策の充実が求められます。

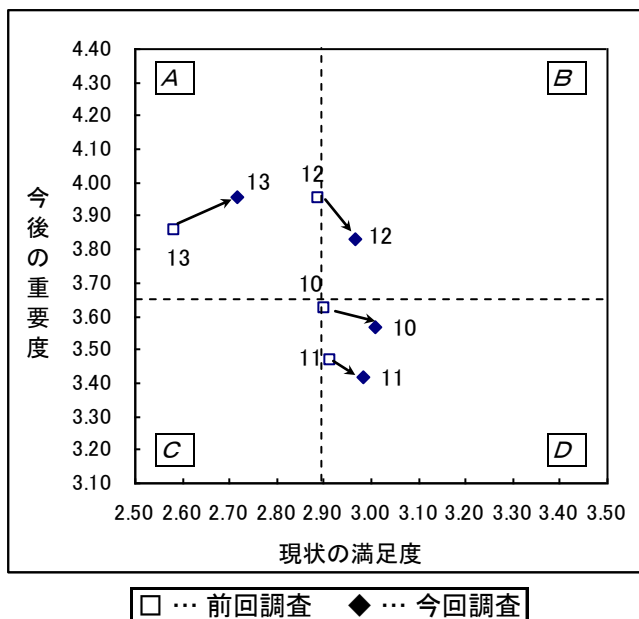
項 目	
5	健康づくりの推進
6	医療体制の充実
7	子育て・子育て支援の充実
8	高齢者・障がい者福祉の充実
9	地域福祉の推進



◆田舎都市が魅せるいやしのまち

今回調査では、全ての項目で満足度は上がっています。また、「新エネルギーの導入」は重要度も高くなっており、地球温暖化問題に加え、東日本大震災の影響から関心が高まっていると考えられます。

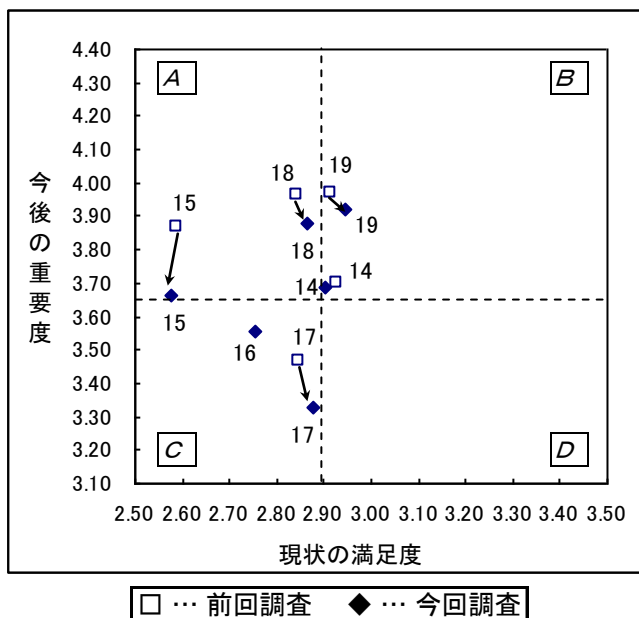
項目	
10	自然環境の保全・活用
11	やすらぎ環境の整備
12	循環型社会の構築
13	新エネルギーの導入



◆災害に強く生活が便利なほっとするまち

今回調査では、「交通・都市基盤の整備」を除く全ての項目で重要度は低く、特に「交通体系の整備」では大幅にポイント減となっています。また、「情報ネットワークの整備」「防災・防犯体制、安全な生活環境の整備」「緊急時の安全対策の充実」では満足度が高く、安心して暮らせるまちづくりの推進が求められています。

項目	
14	快適な居住環境の整備
15	交通体系の整備
16	交通・都市基盤の整備
17	情報ネットワークの整備
18	防災・防犯体制、安全な生活環境の整備
19	緊急時の安全対策の充実

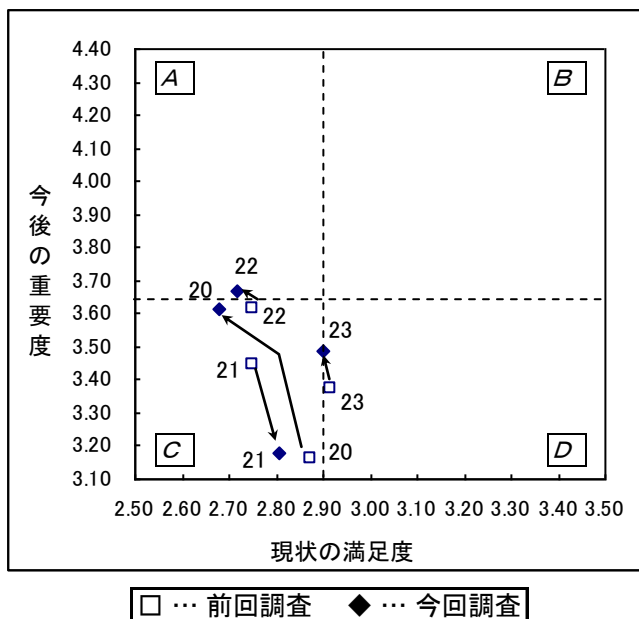


※今回調査の「交通体系の整備」は、前回調査では「交通体系・交通安全体制の整備」。
「交通・都市基盤の整備」は今回調査のみ。

◆地の利を活かしたにぎわいのまち

今回調査では、「地域交流・国際交流の推進」を除くすべての項目で、満足度は下がり、重要度は上がっています。特に「広域的な交流機能の整備」では重要度が大幅にポイント増となっており、産業や観光などでの交流に対する期待の高まりがうかがえます。

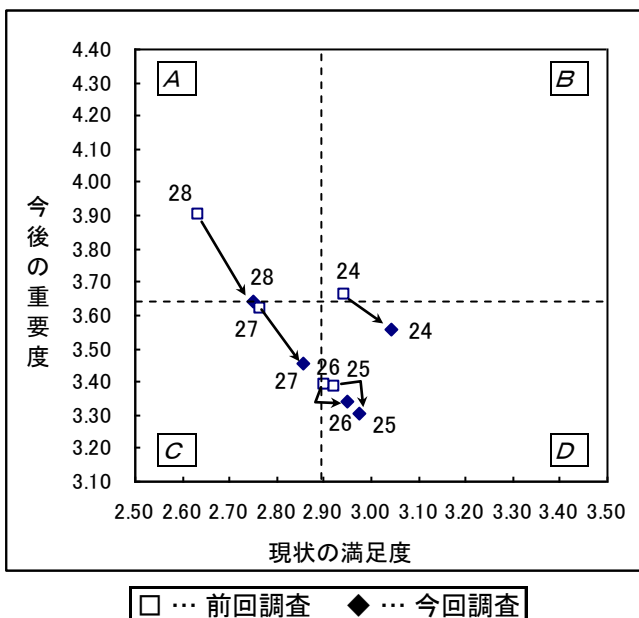
項目	
20	広域的な交流機能の整備
21	地域交流・国際交流の推進
22	地域産業の振興
23	観光・イベントの振興



◆政策実現のための都市経営

今回調査では、全ての項目で満足度は上がり、重要度は下がっています。特に「市民と行政との協働のまちづくりの推進」「行財政改革の推進」で大幅に満足度が上がっており、取組の成果がでてきていることが考えられます。

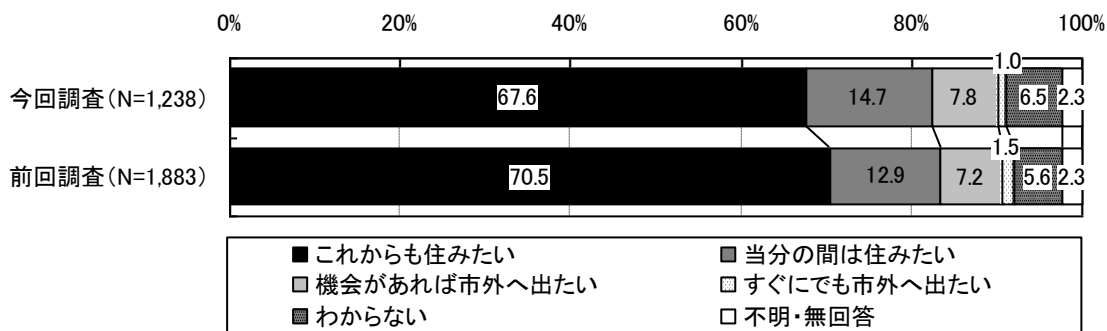
項目	
24	人権の尊重
25	男女共同参画社会の実現
26	コミュニティの振興
27	市民と行政との協働のまちづくりの推進
28	行財政改革の推進



■定住意向と今後も住みたい理由

◆定住意向

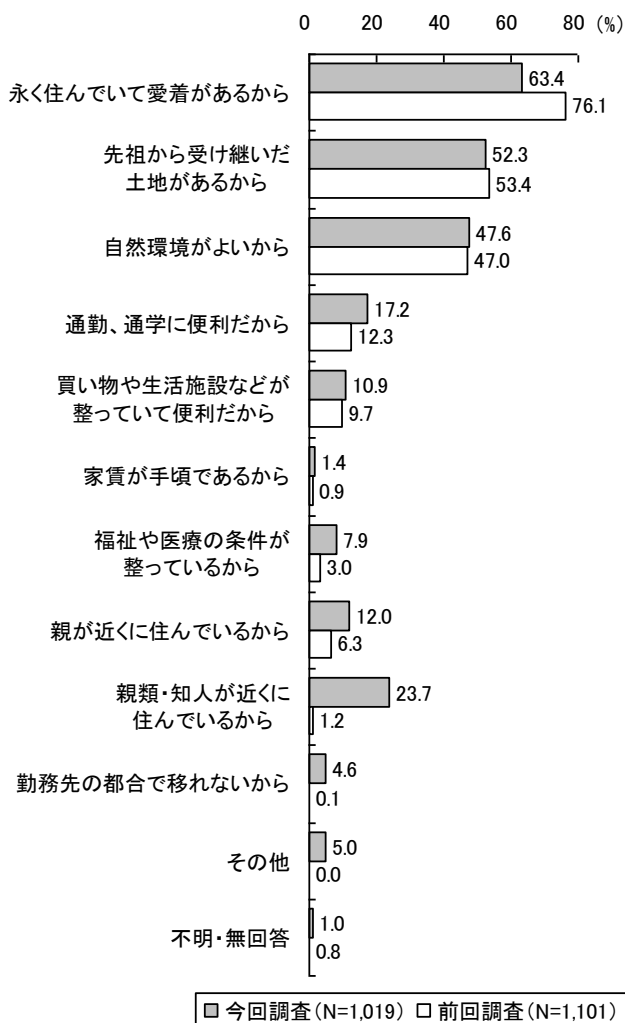
定住意向について、「これからも住みたい」人の割合は7割近くと高くなっています。しかし、平成18年度に実施した前回調査と比べると、「これからも住みたい」は今回調査で3ポイント減少しており、今後、更なる定住策を講じることが求められています。



◆今後も住みたい理由

「これからも住みたい」または「当分の間は住みたい」と回答した人の理由は、今回調査では「永く住んでいて愛着があるから」「先祖から受け継いだ土地があるから」が高くなっています。

前回調査と比較すると、上位2位の順位に変化がみられないものの、割合では「永く住んでいて愛着があるから」「先祖から受け継いだ土地があるから」が減少している一方、「親類・知人が近くに住んでいるから」「福祉や医療の条件が整っているから」「通勤、通学に便利だから」などの割合が上昇しており、まちへの愛着だけでなく、安心して暮らせることや利便性や快適さなども求められています。



用語説明・解説

■アルファベット

AED

Automated External Defibrillator（自動体外式除細動器）の略。高性能の心電図自動解析装置を内蔵し、心電図を解析し除細動（電気ショック）が必要な不整脈を判断する医療機器。

ALT

Assistant Language Teacher（外国語指導助手）の略。小中学校などで外国語を教える外国人講師。

GIS

Geographic Information System（地理情報システム）の略。山、川、道路、土地利用区分などをデジタルデータ化し、パソコン上で活用するシステム。

ICT

Information and Communication Technology の略。情報通信技術。従来、IT が使われてきたが、ICT とは、「情報」に加えて「コミュニケーション」（共同）性が具体的に表現されネットワーク通信による情報・知識の共有が念頭に置かれた表現である。

MGT

Maibara city Global understanding education Teacher（国際理解教育協力員）の略。米原市内の小中学校などで国際理解の大切さを教える外国人講師。

NPO

Non-Profit Organization（非営利組織）の略。様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称。

PDCA サイクル

生産・品質などの管理を円滑に進めるための業務管理手法の一つ。①業務の計画（plan）を立て、②計画に基づいて業務を実行（do）し、③実行した業務を評

価（check）し、④改善（action）が必要な部分はないか検討し、次の計画策定に役立てる。

PPA（放射性ヨウ素対策地域）

Plume Protection Planning Area（プルーム=放射性雲通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域）の略。UPZ（緊急防護措置計画範囲）の外において、事故発生時の初期段階で放出された放射性核種のうち、プルーム通過時の放射性ヨウ素の吸入による甲状腺被ばくの影響が想定される地域として国において対応が検討されている地域。範囲は「原発から半径約50 km圏（参考値）」。住民の甲状腺被ばくを避けるため安定ヨウ素剤を配備する。

滋賀県では、参考値 50 kmよりも拡大した県全域とする地域防災計画の見直しが行われています。

U、J、I ターン

大都市圏の居住者が地方に移住する動きの総称のこと。Uターンは出身地に戻る形態、Jターンは出身地の近くの地方都市に移住する形態、Iターンは出身地以外の地方へ移住する形態。

■あ行

伊吹山テレビ

米原市行政放送局の情報媒体。ケーブルテレビ網を使って市民と市役所、市民と市民を結び情報を提供している。

インフラ

インフラストラクチャ（Infrastructure）の略。社会的経済基盤のこと。

エコフォスター

エコ（環境）とフォスター（育成する）を結びつけたもので、市民、事業者等が公共的場所の美化および保全のため活動するボランティアのこと。ごみの散乱を防止し、環境美化に対する意識の高揚を図る。

■か行

改良住宅

地域における居住環境の整備改善を図るため、建設された公営住宅の種類の一つ。小集落地区改良事業の施工に伴い、住居を失った住民に用意された賃貸住宅。

合併特例措置

合併市町村が市町村建設計画に基づいて行う事業や基金の積み立てに関して、通常地方債の発行が認められない経費についても地方債を財源とすることができるようにした特例措置。合併後の10年度に限って発行することが認められた。

環境こだわり農業

化学合成農薬や化学肥料の使用量を通常よりも削減し、たい肥等を適正に使用し、農業排水を適正に管理するなど、環境に配慮して作物を栽培すること。環境こだわり農作物の認証制度もあり、滋賀県が推進している。

観光地域コミュニティ

地域の観光拠点を「ハード」、地域の市民活動や農業等を「ソフト」、観光客を迎え入れようというおもてなしのこころを持った市民を「ヒューマン」と位置付け、3要素が一体となり、また旅行者等との連携の下で地域の観光振興を推進していく仕組み。米原市観光振興計画の最重点プロジェクトとして位置付けられている。

絆マップ

地域における安心安全を図り、地域防災力の向上等を図るため地域自ら取組む地域の防災や防犯等の情報を示した地図。地域の「絆」による地域力が発揮できる災害等に強いまちづくりを目指す米原市政運営の一環として作成された。

協働

市民・企業・行政等立場の異なる組織や人同士が、対等な関係のもと、同じ目的のために連携・協力して働き、相乗効果を上げようとする取組のこと。

業務継続計画（BCP）

「Business Continuity Plan」の略で、日本語に訳すと業務継続計画。自然災害や、テロ、世界的伝染病などに備えて、企業等が事業を続けられるように方法を決めておくもの。緊急時の社員等の配置や資材の備蓄などが盛り込まれる。

クリーンエネルギー

化石燃料の燃焼や原子力等と違って、廃棄物によって環境を汚染することのないエネルギー（太陽熱・地熱・風力・波力等）。

グリーン・ツーリズム

緑豊かな自然や美しい景観、個性豊かな伝統文化や人情味あふれる日常生活など、都会にはないゆとりと安らぎを求めて、農村漁村にゆっくりと滞在することを目的とした旅行。都市住民が農家などにホームステイして農作業を体験し、その地域の歴史や自然に親しむ余暇活動。

米原市では、農業体験や民家ホームステイなどの取組が行われている。

ケアマネジメント

介護を必要とする高齢者や障がいのある人に適切な介護計画を立て、それに従い十分なサービスを提供すること。保健・医療・福祉のサービスを総合的効率的に提供する介護支援の仕組み。

ゲートキーパー

地域や職場において、自殺のサインに気づき、見守りを行い、専門相談機関による相談へつなぐ役割が期待される人材のこと。

ご意見バンク

米原市の広聴制度。市民の「声」を市政運営に活かしていくために設けられた。

公式ウェブサイト

ウェブサイトとは、インターネット上のサービスの一つである WWW システムを使い、インターネット上で 1 冊の本のように公開されているページの集まりのこと。

コストパフォーマンス

費用対性能比率。一般に、支出した費用とそれによって得られたものとの割合。

子どもケアサポーター

米原市内の児童、生徒への特別支援教育業務を行う特別支援サポートセンターの職員。家庭訪問などを行い、学業や生活面の相談にのるなど様々な指導・援助を行っている。

コミュニティソーシャルワーカー

地域において支援を必要とする人々に対して、地域とのつながりや人間関係など本人を取り巻く環境を重視した援助を行う専門的知識を有するスタッフのこと。

コンポストセンター

高速堆肥化施設。生ごみ等を分別収集し、大型の高速堆肥化装置を使って堆肥を生産する。

■さ行

災害時要援護者

高齢者世帯、要介護者、障がいのある人、難病患者、妊婦、5歳未満の乳幼児、日本語に不慣れな外国人といった災害時に1人で避難が難しい住民のこと。このうち、避難対策の対象者の範囲や優先順位は各自治体が定めている。

再生可能エネルギー

資源が有限で枯渇性の石炭・石油などの化石燃料や原子力とは異なり、太陽光・太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱など、自然現象の中で更新されるエネルギーのこと。環境に大きな影響を与えるダム式水力は区別される。

自治基本条例

一般的に「まちづくりの主体である市民・行政・議会などの役割や責務、情報公開・行政手続きなどの行政運営の基本原則、住民投票やパブリックコメント等の市民参加の仕組み」など、自治の視点から必要とされる基本的事項を定めた条例のこと。

米原市自治基本条例では、まちづくりを進めていく中で欠かせない5つの基本原則「市民主権」、「役割分担と協働」、「持続的発展」、「多様性の尊重」、「情報の共有」を定め、市民、地域、事業者等および市との協働によりまちづくりを進めることとしている。

指定管理者制度

市の認定を受けた「指定管理者」が公の施設を管理する制度。民間の能力を活用し、住民サービスの向上を図るとともに、経費の削減等を図ることを目的とする。指定管理者は民間事業者や NPO 法人などの団体から、市議会の決議を経て市が指定する。

循環型社会

資源の採取や廃棄が最小で、かつ環境への影響が少ない形で行われ、一度利用したものが繰り返し使用されるなど、環境への負荷を最小限に抑えるシステムを持つ社会。

しゅんせつ（浚渫）

水深を深くするために、河床などの土砂を掘削すること。

情報セキュリティポリシー

情報セキュリティに関する基本方針。基本的な考え方やセキュリティを確保するための体制、運用規定、具体的な手順や実施方法などについて明文化してまとめたもの。

食育

市民一人ひとりが生涯を通じて健全な食生活を実践し、食文化の継承や健康の維持ができるように、食に関する知識や食を選択する力を身に付けること。

シンボルキャラクター

米原市においては、市のシンボルであるホタルをデザインした「源氏パパール」「姫ママル」「ホタルン」が市のシンボルキャラクターとなっている。

水源の里

米原市の中山間地では過疎・高齢化が進行しており、地域の活力が低下していることから、平成21年に「水源の里まいばら元気みらい条例」を制定している。米原市全域の集落を「水源の里」とし、集落の持続的発展を目指して、様々な取組を進めている。

スクールガード

あらかじめ各小学校に登録した地域住民が、学校内を巡回したり、通学路などの巡回パトロールや危険箇所の監視などを行ったりする学校安全ボランティア。

成年後見制度

精神上的の障がいがあり判断能力が不十分なために、財産管理や契約などの手続きが困難な者に対し、本人の行為の代理または行為を補助する者を選任する制度。平成12年（2000）民法の改正により禁治産制度に代わるものとして設けられた。家庭裁判所が審判を行う法定後見と、本人の判断能力があるうちに後見人を選び、委任契約を結んでおく任意後見がある。

生物多様性

ある生物群系、生態系、または地球上に多様な生物が存在している状態、および進化の過程で多様な遺伝子プールが過去から未来へと受け継がれている状態を指す概念。生物学的多様性（biological diversity）ともいわれる。

■た行

多文化共生

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

地域ケア会議

地域課題や生活課題、福祉課題などの把握と解決に向けて、社会福祉協議会を中心に、民生委員児童委員や介護サービス事業所、地域包括支援センター、市の保健師、ケアマネジャーなどが一堂に会して話し合う場。

地域コミュニティ

「コミュニティ」とは、一般的に共同体または地域社会と訳され、その中でも地域コミュニティは、特に地域の結びつきが強く、地域性を持った集団のこと。

地域サロン

地域の誰もが気軽に参加できる場であり、外出しなくなった人、人と話す機会が少ない人を対象に地域で開催。ボランティアが協力して共に居心地のよい時間を過ごし、同じ地域に住む人同志がつながりを持つことで、安心して暮らし続けていけるように支援する。

地域創造会議

米原市の地域の個性を活かしたまちづくり推進のために設置された会議。旧町単位の4地域に設置され、市民委員と市民自治センターが協働で、地域課題の解決や地域の特色を活かしたまちづくりを推進する仕組みについて検討している。

地域包括ケアシステム

地域住民に対し、保健サービス（健康づくり）、医療サービスおよび在宅ケア、リハビリテーション等の介護を含む福祉サービスを、関係者が連携、協力して、地域住民のニーズに応じて一体的、体系的に提供する仕組み。

地域力

地域社会の課題について、市民や企業をはじめとした地域の構成員が、自らその課題の所在を認識し、自律的かつ、その他の主体との協働を図りながら、地域課題の解決や地域としての価値を創造していくための力のこと。

地区計画制度

既存の他の都市計画を前提に、ある一定のまとまりを持った「地区」を対象に、その地区の実情に合ったよりきめ細かい規制を行う制度。

■な行

二次予防事業

地域支援事業の介護予防事業のうち、要支援・要介護状態となる可能性のある高齢者を対象に、できる限り要介護状態にならずに地域で生活できること、または要介護状態になった場合の悪化の防止や軽減を目的とする事業。

認知症サポーター

認知症を理解し、日常生活の中で認知症の人や家族を温かく見守り支援する人。

ノーマライゼーション

高齢者や障がいのある人が、他の人と同様に地域の中で普通に暮らせる社会が健全な社会であるとする考え方。

■は行

バイオマスタウン

バイオマスとは、動植物から生まれた再生可能な有機性資源であり、代表的なものは家畜の排せつ物や生ゴミ、木くず、もみがらなどを指す。バイオマスタウンとは、地域内の関係者が連携してバイオマスを利活用するシステムを構築し、安定的かつ適正な利活用が行われている地域のこと。

ハザードマップ

災害予測図。火山噴火・地震・台風などが起きた場合に、災害を引き起こす可能性のある諸現象を地図上に示したもの。

ハートフル・フォーラム

同和問題や人権問題に対する取組。地区別に懇談会等を行っている。

パブリックコメント

公衆の意見。意見公募の手続そのものをいう場合が多い。パブリックコメント手続(制度)とは、行政が政策、制度等を決定する際に、住民の意見を聞いて、それを考慮しながら最終決定を行う仕組み。

ふるさと応援寄付金

自分が生まれ育った「ふるさと」や関わりが深い「まち」に寄付をすることで、寄付をされた方の住民税や所得税が控除される制度。

ふるさと大使

市外に在住または市外に主たる活動の場を有する米原市にゆかりのある人で、本市の魅力を広く発信し、本市のイメージアップにご協力いただける著名な人に授ける称号。

本市初のふるさと大使は、「尾木ママ」の愛称で親しまれている教育評論家の尾木直樹さんに委嘱している。

文化的景観

その地域の自然と人々の暮らしが交じり合うことでつくり上げられた景観。

米原市においては、奥伊吹 4 地域の文化的景観を保全することを目指している。

放課後安心プラン

放課後児童の安心・安全な居場所づくりとして実施されている、「放課後児童クラブ事業」「放課後キッズ事業」からなる事業。

補償金免除繰上償還制度

厳しい地方財政の状況を踏まえて、臨時特例措置として地方向け財政融資資金の金利5%以上の貸付金の一部について、新たに財政健全化計画等を策定し徹底した行政改革・経営改革を実施すること等を要件に、補償金を免除した繰上償還を認める制度。

■ま行

米原モデル

30分で駆けつけられる圏域において、既存の社会資源と新たな機能による保健、医療、福祉のネットワークの構築を目指す米原独自の地域包括ケアシステムのこと。

まなびサポーター

専門の知識や技術などを持つ米原市民が「市民指導者」「市民講師」として市に登録し、生涯学習や青少年育成、地域課題解決の場で活躍する制度。

マニフェスト

政権公約と訳され、政権を担った場合に実行する政策について、数値目標や実行期限、財源の裏付けなどを明記するのが特徴。

米原市の事業マニフェストは、市政の各部門の運営責任者である各部長が、どのような姿勢で、どのような目標に重点を置いて、どのような事業に取り組むのかを明らかにしたもの。事業マニフェストは毎年度作成し、達成状況も公表している。

メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）

内臓の周囲に脂肪がたまり、それに加えて高血糖・高血圧・脂質異常症（高脂血症）・高コレステロールの症状のいくつかを複数併せ持つ状態。放置すると、糖尿病・動脈硬化・心筋梗塞などを起こすことがある。

メンタルヘルス

こころの健康。精神保健。

■や行

有収率

給水量のうち料金収入など収益につながった水量（有収水量）の割合を表す比率で、水使用の有効性を示す指標。

■ら行

リーディングエリア

集中的に施策を展開する戦略的な地区。

琵琶湖東北部では圏域の発展をけん引するため、彦根市から長浜市にかけての地域を位置付け、都市機能の強化、充実を進めることとしている。米原市はこのエリアの真ん中に位置している。

ルッチ大学

米原市のまちづくり市民大学。「個人の学習成果をまちづくりに活かす」をコンセプトに、楽しく学びながら、自らが考え、話し合い、力強く行動ができる人財＝まちづくりリーダー育成を目的として開校。

レイカディア大学

高齢者の社会参加意欲の高まりに応え、高齢者が新しい知識、教養と技術を身に付け、地域の担い手として登場できるよう支援するため開設された。「滋賀県社会福祉協議会」が運営。

レセプト

診療報酬請求明細書の通称。病院や診療所が医療費の保険負担分の支払いを公的機関に請求するために発行する。

■わ行

ワンストップサービス

複数の行政サービスを1つの窓口で受けることができる機能のこと。これにより市民が複数の窓口に出向く手間や労力を削減する効果がある。